

尼崎市文化財保存活用地域計画（素案）

令和7年（2025）

尼崎市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 計画作成の背景・目的	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 地域計画の位置づけ	4
4. 計画期間	5
5. 計画作成の経緯と体制	5
第1章 尼崎市の概要	9
1. 自然的・地理的環境	9
(1) 尼崎市の位置・面積	9
(2) 気候	10
(3) 地形	10
(4) 生態系	12
2. 社会的状況	15
(1) 市の成り立ち	15
(2) 人口	16
(3) 産業	18
(4) 観光	20
(5) 土地利用	20
(6) 都市美形成	23
(7) 学校・文化施設等	24
(8) 公共交通	25
3. 歴史的背景	27
(1) 原始(縄文・弥生時代)	27
(2) 古代(古墳・飛鳥・奈良・平安時代)	28
(3) 中世(鎌倉・南北朝・室町・安土・桃山時代)	30
(4) 近世(江戸時代)	31
(5) 近代(明治・大正・昭和時代(太平洋戦争まで))	33
(6) 現代(昭和(太平洋戦争後)・平成・令和時代)	35
第2章 尼崎市の歴史文化遺産の概要	37
1. 歴史文化遺産の類型	37
2. 歴史文化遺産把握の状況	38
3. 指定等の状況	42
4. 日本遺産の概要	50
5. 尼崎市の歴史文化遺産の概要	52
(1) 有形文化財	52
(2) 無形文化財	57

(3) 民俗文化財	57
(4) 記念物	57
(5) 文化的景観	58
(6) 伝統的建造物群	58
(7) その他	58
第3章 歴史文化の特徴	59
1. 国内外をつなぐ水陸交通の要衝	60
2. 村々の結束と多彩な暮らし	63
3. 日本経済を支えた工都尼崎とまちづくりの実践	65
4. 人々の心潤す“あまぶんか”	67
第4章 歴史文化遺産の保存・活用の将来像	69
第5章 歴史文化遺産の保存・活用の現状と課題	71
1. 仕組みづくりの現状と課題	71
2. 調査・研究の現状と課題	73
3. 保存・管理の現状と課題	74
4. 活用の現状と課題	76
5. 情報発信の現状と課題	78
第6章 歴史文化遺産の保存・活用の方針と措置	81
1. 仕組みづくりの方針と措置	81
2. 調査・研究の方針と措置	83
3. 保存・管理の方針と措置	85
4. 活用の方針と措置	87
5. 情報発信の方針と措置	89
第7章 重点的な取組	91
1. 重点区域における取組	91
(1) 重点区域の設定の考え方	91
(2) 重点区域の概要	91
(3) 重点区域における措置	94
2. 各地区の歴史文化のテーマを生かした取組	97
(1) 取組の方向性	97
(2) 各地区の歴史文化のテーマ	98
(3) 具体的な取組	110

第8章 歴史文化遺産の防災・防火・防犯	111
1. 過去の災害等における歴史文化遺産の被害	111
(1) 過去に発生した災害等の概要	111
(2) 今後発生する可能性のある災害	112
2. 防災・防火・防犯の現状	115
(1) 国・広域行政・県における対応	115
(2) 本市における歴史文化遺産の発災時の応急対策	116
(3) 本市における歴史文化遺産の防災・防火・防犯の取組	116
3. 防災・防火・防犯の措置と発災時の対応	118
(1) 防災・防火・防犯の課題	118
(2) 防災・防火・防犯の方針	118
(3) 防災・防火・防犯の措置	119
(4) 災害発生時に想定される対応	120
第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	121
1. 進捗管理と評価の方法	121
2. 各主体の連携	122

はじめに

1. 計画作成の背景・目的

尼崎市は、2000年を超える長い歴史を有し、中世に港町、近世に城下町として栄え、明治以降は産業都市として発展し、指定等文化財138件等と数多くの歴史文化遺産を受け継いでいます。これまで、本市の歴史文化遺産の収集・保存・展示・利用等は、文化財収蔵庫、歴史博物館準備室、地域研究史料館、田能資料館が分担して実施してきましたが、令和2年（2020）10月にこれらの機能を統合した尼崎市立歴史博物館が開館したことで、より効果的に本市の歴史文化遺産を保存・活用していく基盤が整いました。この歴史博物館は、「尼崎の歴史文化に学び、未来に向けて新たな活動が生まれる拠点」を理念とし、「市民と共にあゆむ博物館」を目指しています。また、令和5年（2023）3月に「尼崎市文化財保存活用基金」を設置し、ふるさと納税等を活用した新たな財源確保の仕組みが整いつつあります。さらに、地域においても市民による様々な活動が活発に取り組まれる等、個性ある地域づくりが展開されており、本市の歴史文化遺産に関する取組は急速に進展しています。

一方で、人口減少・少子高齢化の進行やデジタル化の進展、産業構造・労働環境の変化、コミュニティ形態の多様化、災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の流行を受けた生活様式の変化等、歴史文化遺産を取り巻く環境は大きく変化しています。ただし、こうした社会状況が変化する中であっても、歴史文化遺産を適切に守り、将来へ着実に継承することが求められています。また、本市特有の課題として、第6次尼崎市総合計画（令和5年（2023）度～令和14年（2032）度）は、ファミリー世帯の転出超過やまちのイメージと実態のギャップ等を挙げており、その解消の一助となることが期待されます。歴史文化遺産は、本市の魅力あるまちづくりや地域への愛着醸成に寄与し、前述の課題を解決する鍵となるものであり、今後、より一層の保存・活用が求められています。

こうした背景を受けて、本市に広がる多種多様な歴史文化遺産を適切に把握し、長期的な視点に基づき市民と共に計画的に保存・活用していくことを目的として、文化財保護法第183条の3に基づき「**尼崎市文化財保存活用地域計画**（以下、「本計画」といいます。）」を作成しました。

2. 計画の対象範囲

文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用^{たいこう}大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」の中で、文化財保存活用地域計画の対象とする範囲について以下のように記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化庁（令和7年（2025）3月21日変更）

この視点を踏まえ、本計画は文化財保護法や関係法令に基づく指定等の有無に関わらず、多様な歴史文化遺産、さらにはそれらを支える周囲の環境や人々の営み等を幅広く対象として扱います（図1）。具体的に次ページの①～③を計画の対象とします。

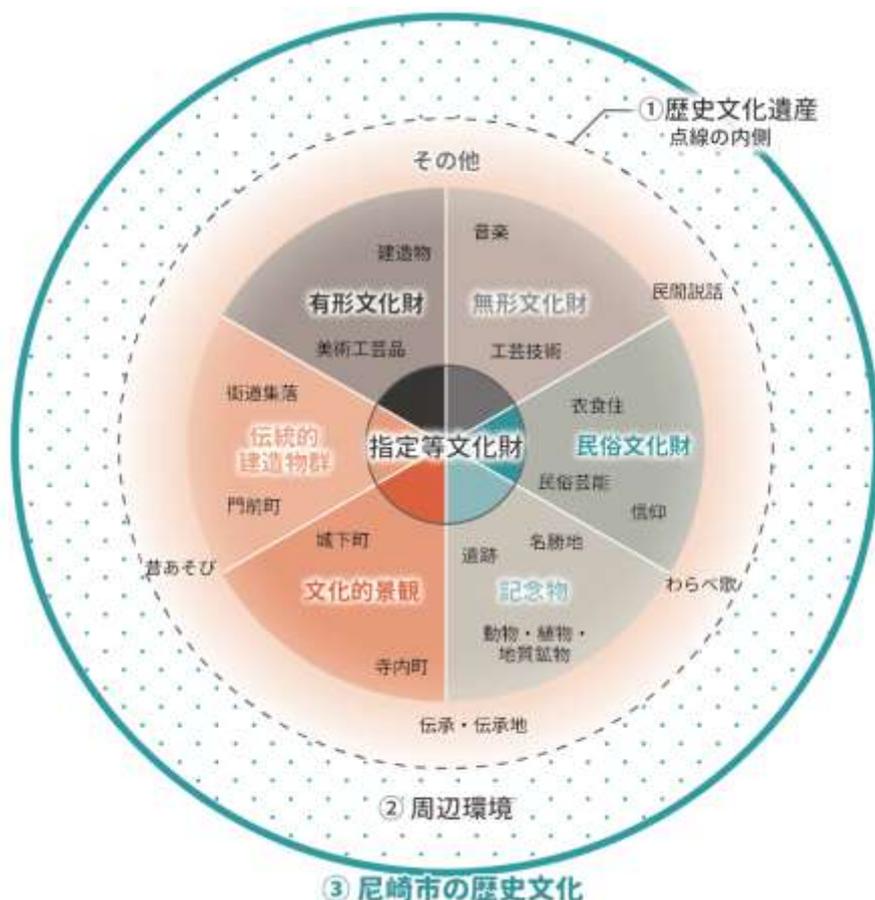


図1 計画の対象範囲

①歴史文化遺産

本計画で、歴史文化遺産とは原則として50年を経過した文化的所産とします。これを7つの類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・その他）に分類します（表1）。従来の文化財の枠組みには含まれないものも含め、本計画で「歴史文化遺産」と総称します。なお、既往の調査等で把握され本市の作成する歴史文化遺産一覧表に整理されているものを本計画の対象とし、新たに発見されるものについても順次対象に追加していくこととします。

表1 歴史文化遺産の7つの類型

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、その他の有形の文化的所産
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件
記念物	遺跡※（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）、名勝地（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳）、動物、植物、地質鉱物 ※本計画で周知の埋蔵文化財包蔵地をここに含めます。
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
その他	上記のいずれにも当てはまらないが、地域の歴史を語る上で重要なものや、地域で大切にされている次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産（具体例：民間説話や伝承・伝承地、わらべ歌、昔あそび等）

■指定等文化財

歴史文化遺産のうち、歴史上・芸術上・学術上特に価値が高いものとして、国による指定・選定・選択・登録（文化財保護法に基づく）、県による指定・登録（兵庫県文化財保護条例に基づく）、市による指定（尼崎市文化財保護条例に基づく）を受けているものを指定等文化財と呼びます。令和7年（2025）8月現在、本市には138件の指定等文化財があります（詳細は第2章参照）。

■未指定文化財

本計画の作成過程で把握した上記の指定等文化財以外の歴史文化遺産を未指定文化財とします。

②周辺環境

歴史文化遺産の周囲の景観や環境、歴史文化遺産を支える人々の活動、技術、記憶等、歴史文化遺産を取り巻く全ての要素のことを指します。

③尼崎市の歴史文化

歴史文化遺産と周辺環境が一体となり育み、現代に伝えている本市の個性のことをいいます。

3. 地域計画の位置づけ

本市の最上位計画は、「第6次尼崎市総合計画（以下、「総合計画」という。）」（令和4年（2022）6月策定）であり、めざすまちの姿「ありたいまち」として「ひと咲き まち咲き あまがさき」を掲げています。さらに、総合計画が示すまちづくり基本計画の中に、分野ごとの取組の方向性を掲げており、「歴史遺産」の継承は、施策1「地域コミュニティ・学び」に位置づけています。本計画は、総合計画に基づく施策を具体化するための計画として位置づけ、「尼崎市文化ビジョン（第2次）」（令和5年（2023）3月策定）や「尼崎市教育振興基本計画」（令和7年（2025）3月策定）等の各種関連計画・個別の保存活用計画等との整合を図りながら運用します（図2）。

また、兵庫県教育委員会が策定した「兵庫県文化財保存活用^{たいこう}大綱」（令和2年（2020）3月策定）に掲げられた基本理念や取組の方向性等を勘案して作成しました。

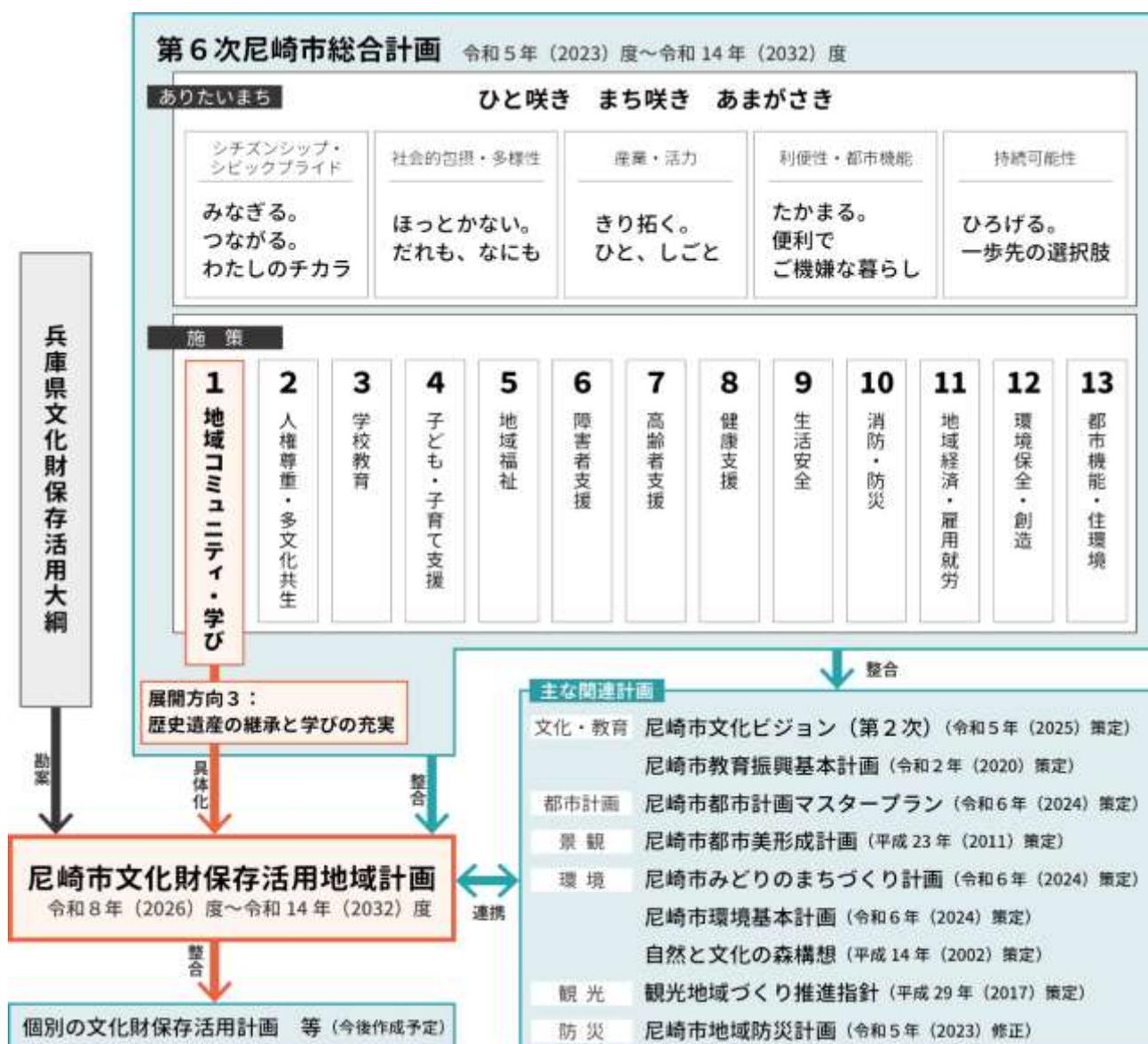


図2 計画の位置づけ

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年（2026）度から令和14年（2032）度までの7年間とします（図3）。計画の進捗に合わせて適宜計画の見直しを行うとともに、総合計画等関連計画の改定時に、相互に計画内容を反映させます。なお、第2期計画以降は、総合計画の計画期間と連動して5年もしくは10年サイクルで地域計画を運用していきます。

なお、社会状況等の変化に伴い、計画期間内であっても、「計画期間の変更」や「市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が生じた場合は、文化財保護法第183条の4に基づき、文化庁長官の変更の認定を受けます。また、上記以外の軽微な変更が生じた場合は、兵庫県及び文化庁へ情報提供します。



図3 計画期間

5. 計画作成の経緯と体制

本計画の作成にあたり、尼崎市、兵庫県、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、文化財所有者等で構成する「尼崎市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）」を組織しました（表2）。令和5年（2023）10月の第1回協議会を皮切りに、計7回の協議会を開催し、意見を聴取しながら計画作成を進めました。

議論の進捗状況に応じて、尼崎市文化財保護審議会（表3）において意見聴取を行い、計画に反映しました。また、市民への意見聴取として、令和6年（2024）度に住民説明会及びアンケート調査、令和7年（2025）度にパブリックコメントを実施しました（表4）。

表2 尼崎市文化財保存活用地域計画協議会

区分	役職	氏名	所属	備考
(第1号) 尼崎市		中村 直樹	尼崎市総合政策局 政策部長	令和5年(2023)度
		奥平 裕久		令和6・7年 (2024・2025)度
		立石 孝裕	尼崎市総合政策局 文化・人権担当部長	令和5・6年 (2023・2024)度
		後藤 真弓		令和7年(2025)度
		藤田 彰	尼崎市経済環境局 経済部長	令和5・6年 (2023・2024)度
		松田 登		令和7年(2025)度
		大石 照男	危機管理安全局 危機管理安全部長	第4回協議会
		田中 和弘	尼崎市消防局 次長	第4回協議会
(第2号) 兵庫県		柏原 正民	兵庫県教育委員会事務局文化財課 課長	令和5・6年 (2023・2024)度
		服部 寛		令和7年(2025)度
(第4号) 文化財所有者		小西 日遼	法華宗 大本山 本興寺 貫主	
(第4号) 学識経験者	会長	大江 篤	尼崎市立歴史博物館 専門委員 園田学園大学 学長	民俗学
	副会長	大場 修	尼崎市文化財保護審議会 委員長 立命館大学衣笠総合研究機構 教授	建築史
		伊達 仁美	尼崎市文化財保護審議会 副委員長 京都芸術大学 名誉教授	文化財保存学
(第4号) 商工関係団体		芝 俊一	尼崎商工会議所 専務理事	
(第4号) 観光関係団体		岸本 浩明	一般社団法人あまがさき観光局 専務理事	令和5年(2023)度
		藏本 秀幸		令和6年(2024)度 上半期
		高村 陽子	一般社団法人あまがさき観光局 事業部長	令和6年(2024)度 下半期・ 令和7年(2025)度
(第4号) その他教育委員会が 必要と認める者		河合 康一	尼崎市小学校社会科研究会 会長	学校関係者 令和5・6年 (2023・2024)度
		横山 智恵子		学校関係者 令和7年(2025)度

表3 尼崎市文化財保護審議会の構成

役職名	氏名	所属・役職	分野
委員長	大場 修	立命館大学衣笠総合研究機構 教授	建築
副委員長	伊達 仁美	京都芸術大学 名誉教授	民俗
委員	川口 宏海	大手前大学 教授	考古学
委員	長谷 洋一	関西大学 教授	美術工芸品
委員	綿貫 友子	神戸大学大学院 教授	歴史

表4 作成の経緯

	年月日	内容
令和5年 (2023)	8月22日	尼崎市文化財保護審議会にて地域計画の作成を報告
	9月15日	文化庁への意見照会
	10月13日	第1回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
	11月21日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
令和6年 (2024)	2月7日	第2回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
	2月22日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	6月12日	文化庁への意見照会
	7月4日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	7月31日	第3回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
	10月11日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	11月20日	第4回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
令和7年 (2025)	1月24日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	2月12日	第5回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
	3月11日	文化庁による現地視察
	3月13日	文化庁への意見照会
	5月23日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	5月26日～6月25日	尼崎市文化財保存活用地域計画（素案）に対するパブリックコメント
	6月3日	第6回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会
	7月2日	尼崎市文化財保護審議会への意見聴取
	7月16日	第7回尼崎市文化財保存活用地域計画協議会

はじめに

第1章 尼崎市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 尼崎市の位置・面積

本市は、兵庫県の南東部に位置し、総面積は50.70 km²です。市域の東は、神崎川・左門殿川を隔てて大阪市、猪名川を隔てて豊中市、北は伊丹市、西は武庫川を隔てて西宮市と接し、南は大阪湾に面しています。

山陽新幹線、JR 神戸線・宝塚線、阪急神戸線・伊丹線、阪神本線・なんば線が本市を通り、関西の主要な駅や空港へのアクセスが容易にできます。また、東西方向に高速道路が3本（名神高速道路・阪神高速道路神戸線・阪神高速道路湾岸線）通っており、自動車によるアクセスは神戸・大阪まで約30分、京都まで約1時間です。

本市は、中央地区・小田地区・大庄地区・立花地区・武庫地区・園田地区の6つの地区で成り立っています。



図 1-1 尼崎市の位置と地区割

(2) 気候

本市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候に属し、年平均気温は16度～18度と温暖な気候です。降水量は、月平均110mm程度ですが、6月～7月は梅雨、9月は秋雨と台風の影響により降水量が増加します。



図1-2 過去30年間の平均気温と降水量

出典：気象庁 過去の気象データ（大阪管区気象台 平成7年（1995）～令和6年（2024））

(3) 地形

6,000年前、本市の大部分は海の底でしたが、地球規模の気候変動による海退現象と、大阪湾の沿岸流や武庫川・猪名川の両水系が運ぶ土砂の堆積により、現在の尼崎の平野がつくられました。

本市の地形は主に、伊丹台地南縁部、武庫川の沖積平野、猪名川の沖積平野、海岸平野部の4つから成っています。伊丹台地南縁部は、約2万年前に形成された本市で最も古い土地です。武庫川の沖積平野、猪名川の沖積平野では、自然堤防等の微高地が点在し、古くから集落が形成されてきました。海岸平野部は、現在の海岸線にほぼ平行した状態で砂州列やそれが分断されて砂堆化されたものが列状に並んでいます。近代以降の地盤沈下の影響もあり、本市の約3分の1は海水面以下の低い土地です。北に向かって標高が高くなり、伊丹市との境界付近の標高は5m～10mです。

本市を流れる河川は、一級河川の猪名川・藻川・空港川・旧猪名川・神崎川・左門殿川・中島川・旧左門殿川・富松川・庄下川・昆陽川・捷水路・伊丹川・昆陽川・上坂部川、二級河川の武庫川・蓬川があります。

また、本市南部は臨海地域に建ち並ぶ工場に関わる材料や製品の運搬のために整備された、北堀運河、南堀運河、西堀運河、東堀運河、中堀運河の5つの運河があります。

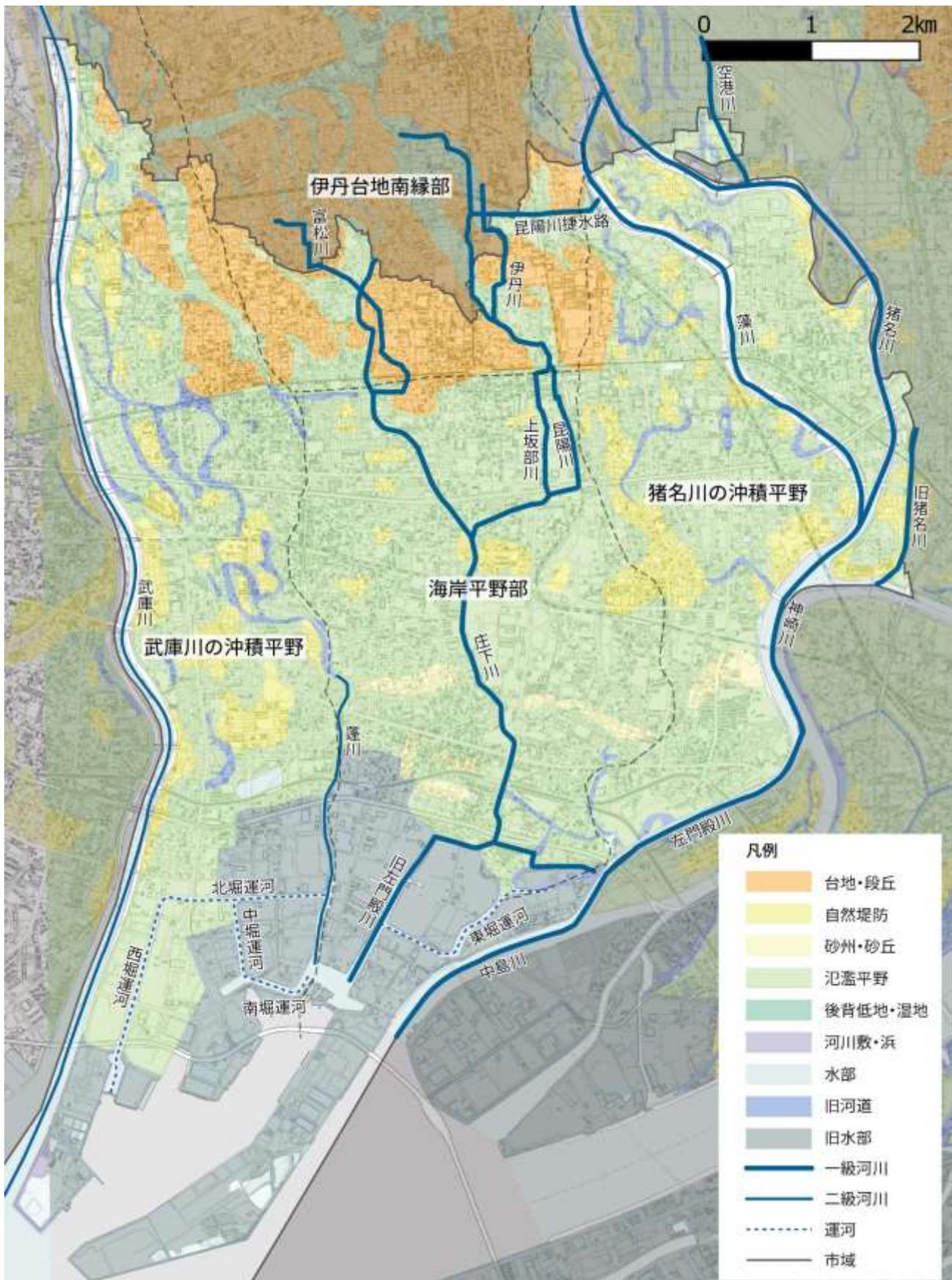


図 1-3 尼崎市の地形図

出典：国土地理院のベクトルタイル「地形分類（自然地形）」を編集・加筆

(4) 生態系

■ 樹木・樹林

本市に、まとまった樹木・樹林地はあまりありませんが、^{そのだ}園田地区の猪名川公園や佐^{いな}璞^{さぼくがおか}丘（猪名寺廃寺跡）等に自然林が残っており、貴重な自然植生として兵庫県版レッドリストに掲載されています。また、自然の少ない本市において、現存する貴重な古木や大木を「尼崎市の環境をまもる条例」に基づいて保護樹木、保護樹林として指定し、保護養生に関わる費用を助成しています。令和7年（2025）4月現在、保護樹木65本、保護樹林48か所（81,891㎡）を指定しています。

■ 生物の状況

令和4・5年（2022・2023）度を実施した生物調査において、本市で2,233種を確認しており、希少種も128種確認しています。

河川は本市を代表する自然環境であり、回遊性の生物であるアユ、ウナギ、ミゾレヌマエビ、干潟に生息するクロベンケイガニ、そのほかドジョウやミナミメダカ、アカザ、ニホンイシガメ等様々な水生生物が生息しています。一方で、アメリカザリガニ、ウシガエル、ミシシッピアカミミガメ等多くの外来種も確認しています。

^{りんかい}臨海部は様々な汽水・海水魚が確認でき、^{とらい}ガンガモの渡来地になっています。

農地や水路で、ニホンアマガエルやヌマガエル等の両生類等を確認しています。

樹林は、コゲラやシジュウカラ等樹林性の鳥類が確認できるほか、落葉や朽木がクワガタムシ類やニホンヤモリ等の生息環境となっています。

市街地（公園・住宅地等）は、スズメ、ドバト、ムクドリ、ハシブトガラス等の鳥類が確認できます。

農業公園にヒメボタルが生息しています。

表 1-1 保護樹木等の地区別指定箇所

地区	単木 (本)	樹林	
		箇所数	面積 (㎡)
中央	6	3	9,920
小田	17	11	15,155
大庄	6	2	6,879
立花	7	8	16,629
武庫	12	12	12,745
園田	17	12	20,563
合計	65	48	81,891



田能春日神社の保護樹林



田能春日神社の保護樹林



佐璞丘



田能のヒメボタル
(尼崎市役所本庁写真部撮影)

■水とみどりのネットワーク

本市は、河川等の水辺空間と市内に張り巡らされた道路網の街路樹により本市全域でみどりがつながり、様々な特色を持つ公園・緑地を「みどりの拠点」として、「水とみどりのネットワーク」を形成しています。このような水とみどりのネットワークは本市の歴史文化と密接に関係しながら形成してきたもので、現在も市民と行政が協働して維持管理を行っています。

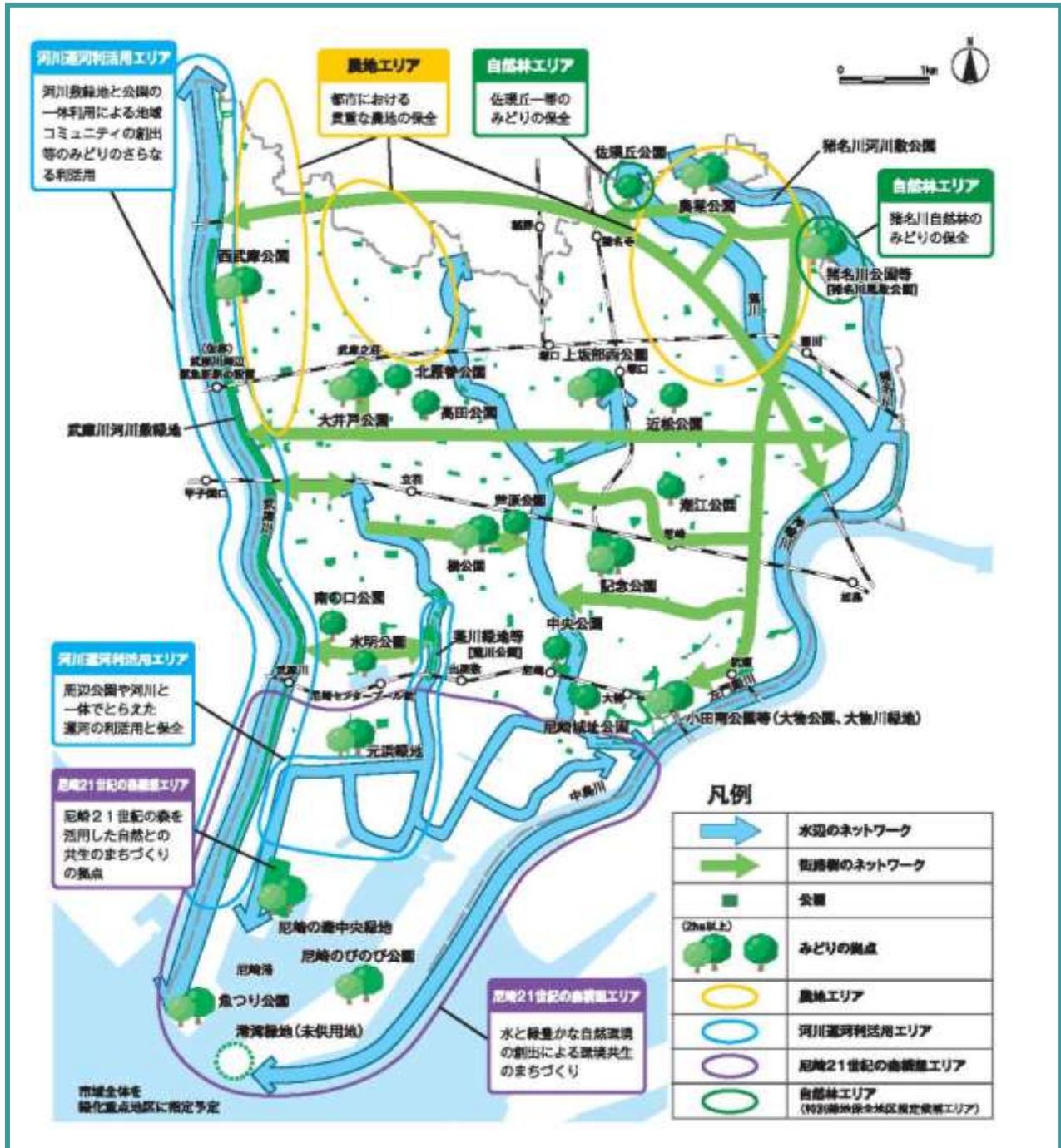


図1-4 水と緑のネットワークの保全・活用と利活用の考え方

出典：尼崎しみどりのまちづくり計画、令和6年（2024）3月

なお、本市の緑化面積の推移は図 1-5 のとおりです。生産緑地は減少していますが、都市公園等の面積は年々増加傾向にあり、全体としては約 450ha 程度で推移しています。

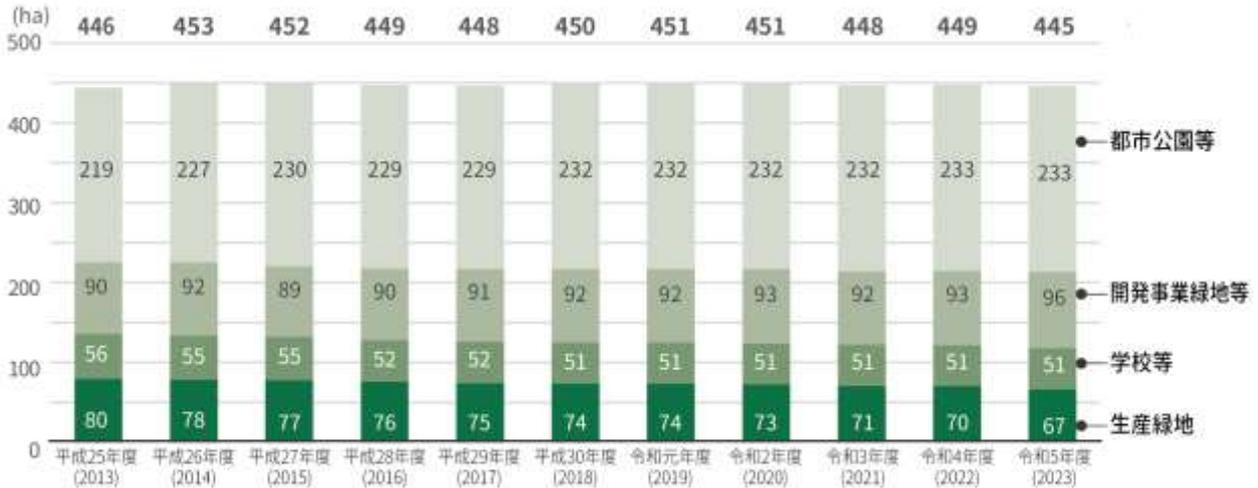


図 1-5 緑化面積の推移 出典：尼崎市みどりのまちづくり計画、令和6年（2024）3月
 注：都市公園等には子ども広場・港湾緑地等を含みます。開発事業緑地等には工場緑化面積を含みます。学校等は、市立・県立・私立の小・中学校、高校、大学、幼稚園の運動場面積を指します。



西武庫公園



農業公園



大井戸公園

■尼崎の森中央緑地

あまがさき もりちゅうおうりょくち
 尼崎の森中央緑地は、工業化による美しい海辺の自然環境の喪失、生活や生態系を脅かす公害発生等の環境問題を受け、尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、平成13年（2001）度に兵庫県が策定した「尼崎21世紀の森構想」に基づき整備が進められています。「地域が育てる森づくり」として植樹や学校教育と連携した環境体験学習、森をテーマとしたイベントの開催等が行なわれています。公園内には、疎林ゾーン、落葉広葉樹林ゾーン、照葉樹林ゾーンの3つが設けられています。

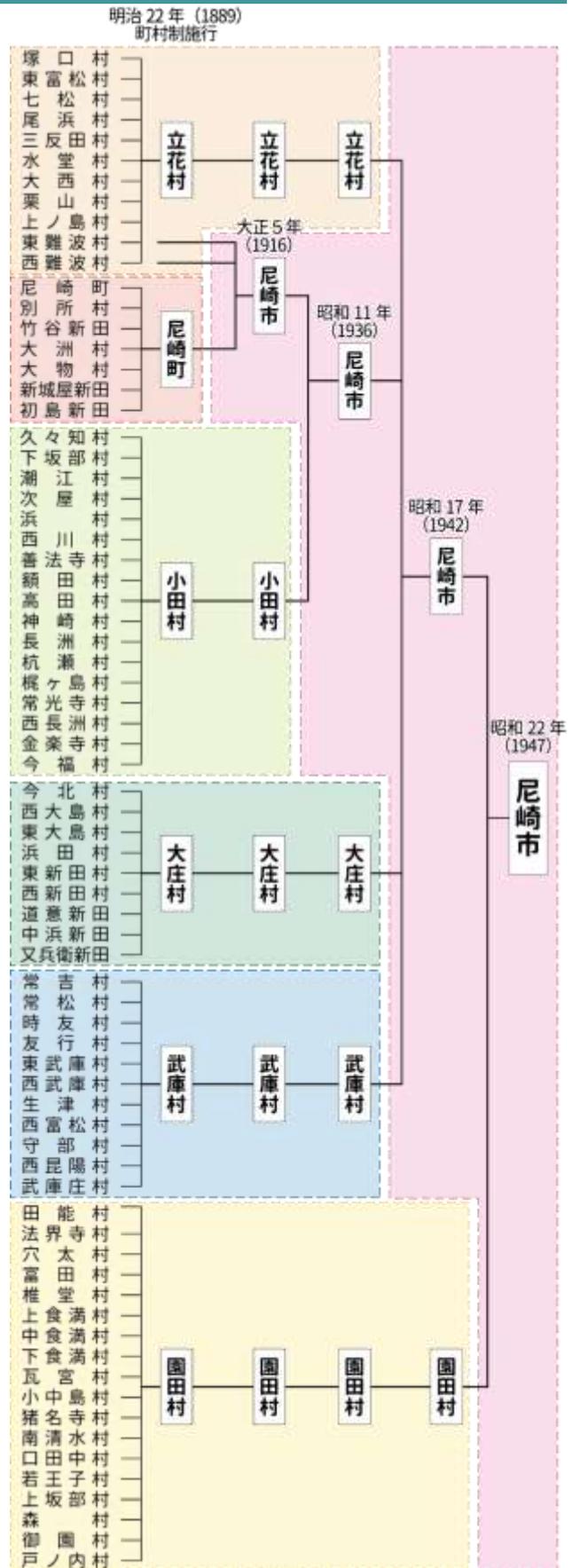


尼崎の森中央緑地

2. 社会的状況

(1) 市の成り立ち

明治22年(1889)の町村制施行により尼崎町・小田村・大庄村・立花村・武庫村・園田村の1町5村が成立しました。その後、尼崎町は人口の増加や都市化の進展に伴い、立花村の一部(東難波・西難波)を合併して尼崎市となりました。昭和11年(1936)に小田村を、昭和17年(1942)年に大庄村・立花村・武庫村を、昭和22年(1947)に園田村を合併し、現在の尼崎市となりました。



尼崎市市制100周年ロゴマーク
(平成28年(2016))

図1-6 本市の変遷

(2) 人口

本市は、大正5年（1916）に3万3,154人で市制を施行し、その後の合併を経て人口は増加し続け、昭和45年（1970）に55万3,696人となり人口のピークを迎えました。その後は減少傾向にあり、令和2年（2020）の国勢調査によると45万9,593人となっています。なお、住民基本台帳の令和7年（2025）8月末の人口は、45万7,237人です。

世帯数も市制施行以来増加の一途をたどり、令和2年（2020）の国勢調査によると22万1,404世帯でした。1世帯当たり人員は、昭和45年（1970）の3.4人から令和2年（2020）は2.1人に減っており、単身世帯や核家族世帯の増加がうかがえます。

将来推計を見ると、令和52年（2070）に34万7,000人程度まで減少するとされ、昭和30年（1955）ごろの水準に近づきます。

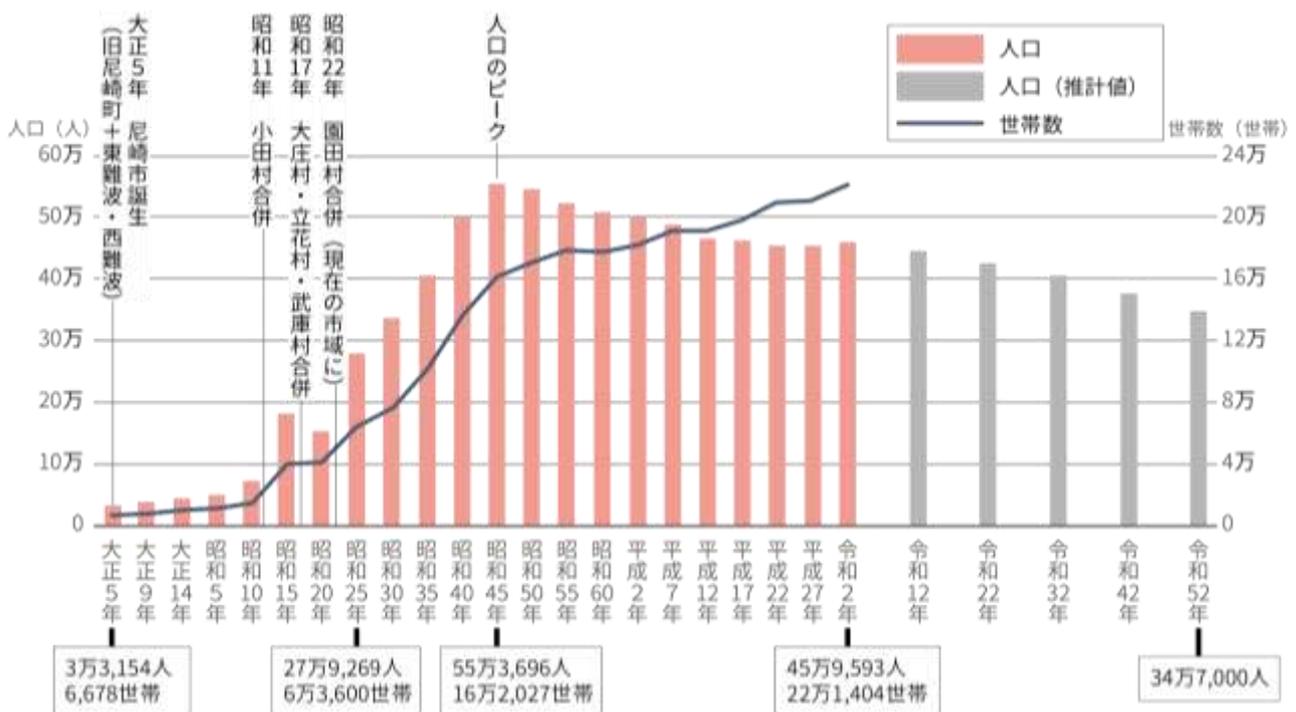


図1-7 人口の推移

資料：統計でみるあまがさき 令和4年度、尼崎人口ビジョン（推計値は基本推計を使用）

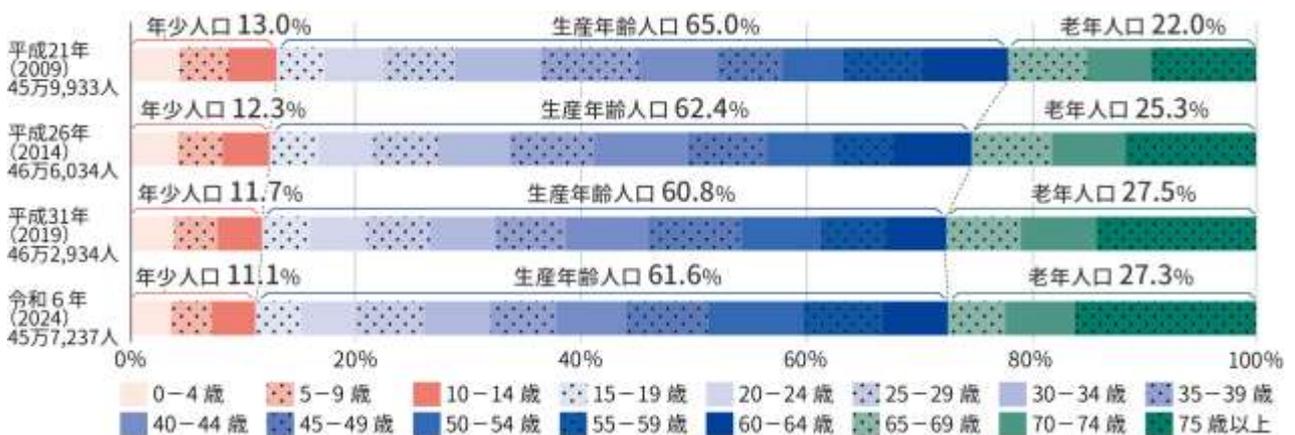


図1-8 年齢別人口の推移

資料：住民基本台帳（各年3月末）

地区別にみると、人口は立花地区・園田地区・武庫地区・小田地区・中央地区・大庄地区の順に多くなっています。また、過去10年間の人口増減率をみると、園田地区（4.7%）のほかは減少しています。高齢化率は、図1-9に示すように本市北部で低く本市南部で高い傾向があります。

表1-2 地区別の人口・高齢化率の状況

	尼崎市	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
人口（令和6年（2024））	45万7,237人	5万1,774人	7万4,239人	5万1,053人	10万6,966人	7万5,154人	9万8,051人
10年間の人口増減率 （平成26年（2014）－ 令和6年（2024））	-1.9%	-3.8%	-1.6%	-9.7%	-2.4%	-3.6%	4.7%
高齢化率（令和6年（2024））	27.3%	30.2%	28.2%	31.7%	27.2%	26.5%	23.8%

資料：住民基本台帳（平成26年（2014）3月末、令和6年（2024）3月末）

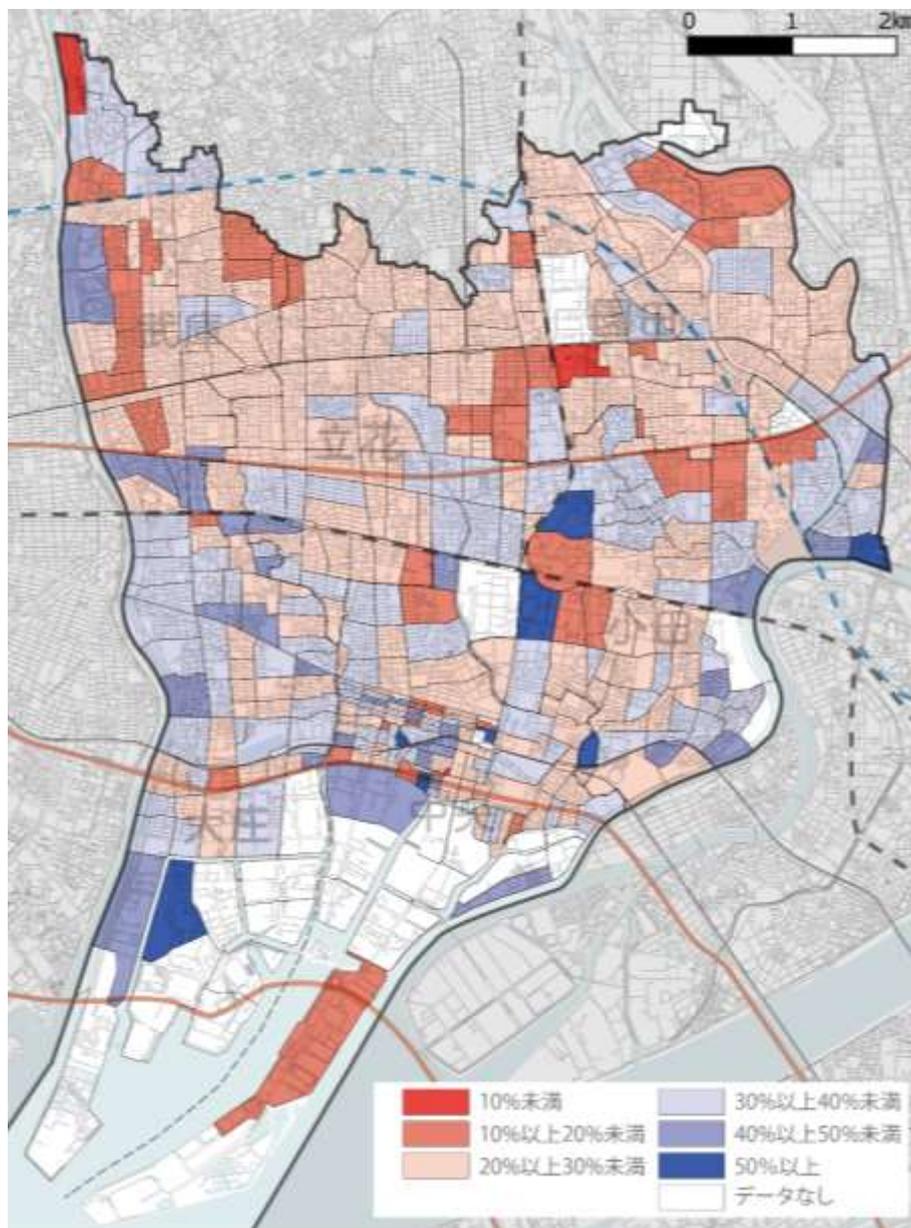


図1-9 町別の高齢化率の状況

資料：住民基本台帳（令和6年（2024）3月末）

(3) 産業

本市の産業総生産額は、第3次産業（59.3%）が最も多く、第2次産業（39.2%）が続きます。産業大分類別の就業者数の割合についても、総生産額と同様の傾向があります。

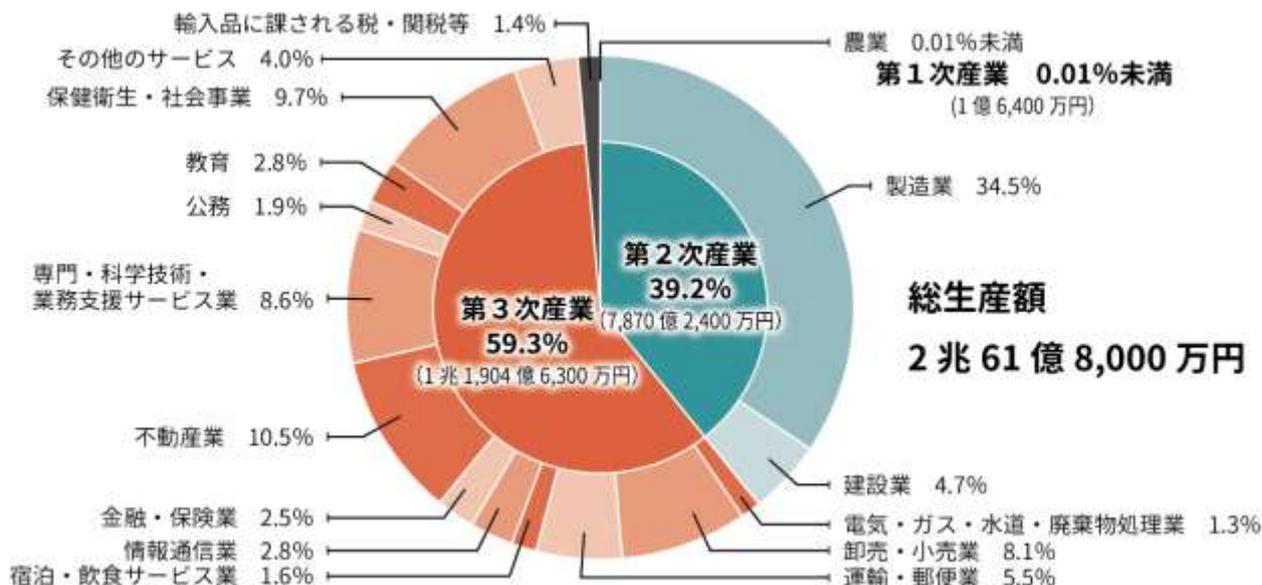


図1-10 産業総生産額の内訳 資料：兵庫県 令和4年（2022）市町民経済計算

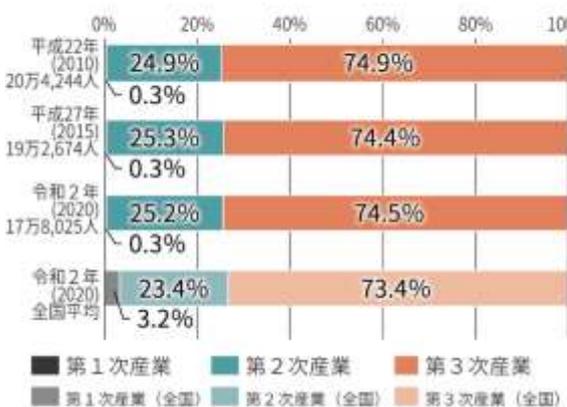


図1-11 産業大分類別の就業者数の割合
注：小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります

資料：国勢調査

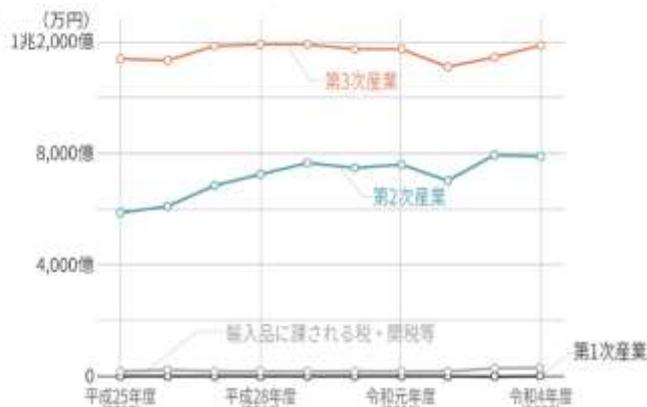


図1-12 産業大分類別の総生産額の推移

資料：兵庫県 令和4年（2022）市町民経済計算

■ 農業

第1次産業の生産額は0.01%未満ですが、市域の一部では農業も行われており、「武庫一寸・富松一寸（ソラマメ）」や「^{あまいも}尼蒔」、「^{たの}田能の里芋」等の本市ならではの伝統野菜が栽培されています。



田能の里芋



武庫一寸



富松一寸



尼蒔

■製造業

本市は、明治時代以降、我が国有数の工業都市として発展し、阪神工業地帯の中核的な役割を果たしてきました。現在も製造業は本市の主要な産業で、特に鉄鋼業・化学工業・電気機械器具・情報通信機械器具等の出荷が多いのが特徴です。

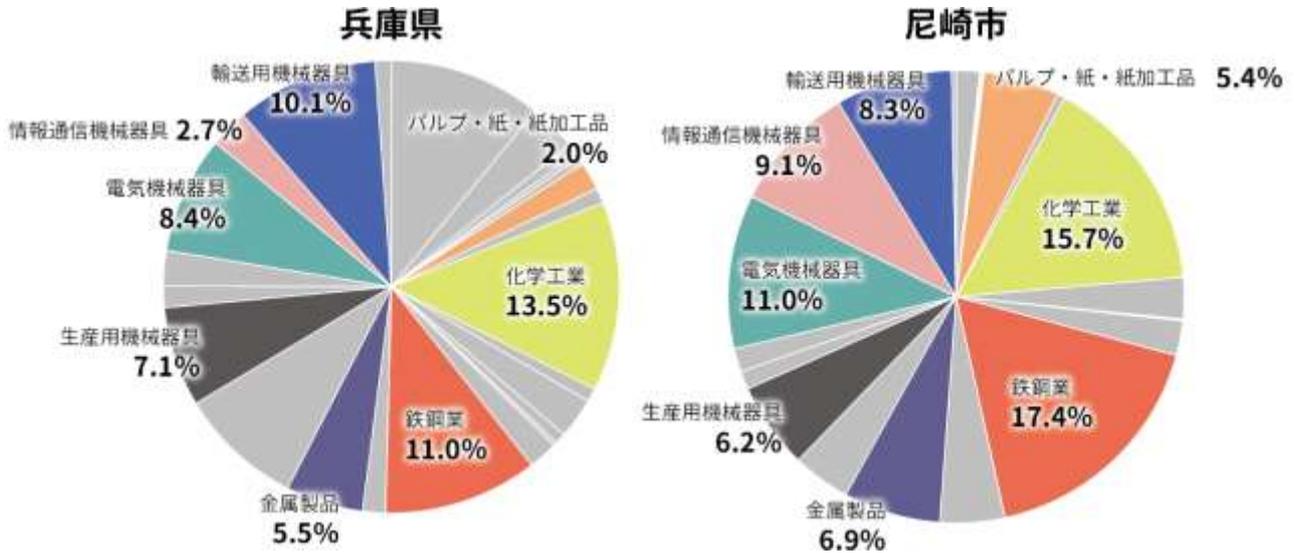


図 1-13 製造品出荷額の割合

出典：尼崎市統計書 令和5年（2023）度版

本市の特色ある製品の一例 | メイドインアマガサキグランプリ受賞商品より



マルカ金属
湯たんぽ



特発三協製作所
薄板ばね



岸本吉二商店
菰樽



手造りひろた食品
ひろたのぼんず



尼崎樹千
天ぷら



大和合金製作所
すばらんセラルミ

出典：メイドインアマガサキ (<https://madeinamagasaki.com/>)

(4) 観光

本市の観光入込客数の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の流行以前は170万～210万人でした。特に、市制100周年に関連したイベントを実施した平成28年(2016)度や、尼崎城が開館した令和元年(2019)度は大幅に観光入込客数が増加しました。新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年(2020)度は109.3万人にまで落ち込みましたが、令和5年(2023)度は220万人を超えています。また、日帰り・宿泊別の割合をみると、宿泊者数は全体の20%程度を占めています。

本市は、平成29年(2017)に、地域に対する誇りと愛着を高めていく「観光地域づくり」を推進していくため「尼崎版観光地域づくり推進指針」を策定しました。この指針に基づき平成30年(2018)度～令和4年(2022)度の5年間を計画期間として、城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺地域を対象とした「重点取組地域における尼崎版観光地域づくり戦略」を定め、「AMA+zing ジョー下町(地域に更なる「zing(元気、活気、熱意等)」を注入し、訪れた方々へ「amazing(驚き、素晴らしさ、感動等)」を与えられる城下町の形成)」をコンセプトとして、観光地域づくりの取組を進めてきました。

なお、図1-15に示すように、兵庫県を訪れる訪日外国人観光客は回復傾向にあり、本市においても同様ですが、インバウンド観光の傾向と対策に向けた根拠となるデータの収集を含め、さらなるインバウンド促進に向けた取組を進めています。

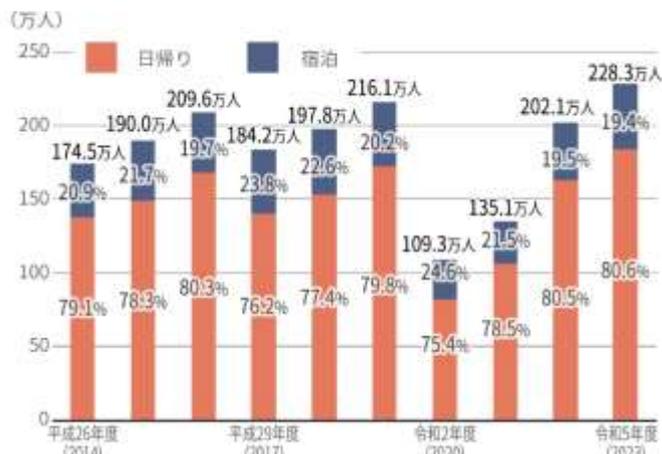


図1-14 観光入込客数の推移(日帰り・宿泊別割合)
資料：兵庫県観光客動態調査報告書(兵庫県)

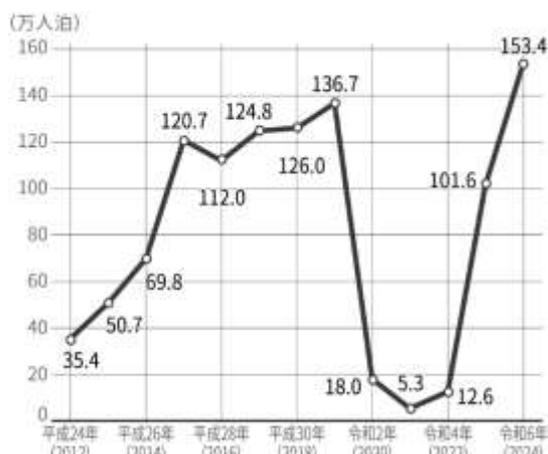


図1-15 兵庫県の外国人延べ宿泊者数の推移
資料：観光庁「宿泊統計調査」

(5) 土地利用

地目別地積の割合をみると、宅地が57.6%と最も多くなっています。次いでその他(河川や道路等)が34.7%を占め、田(1.2%)や畑(0.4%)、山林や池沼の占める割合はわずかです。また、本市全域を都市計画区域に指定しており、図1-17のとおり用途地域を定めています。臨海部や本市東部は工業専用地域、工業地域、準工業地域を、駅周辺は商業地域を配置しています。名神高速道路以北は、第二種中高層住居専用地域等の住居専用地域を多く配しているのも特徴です。

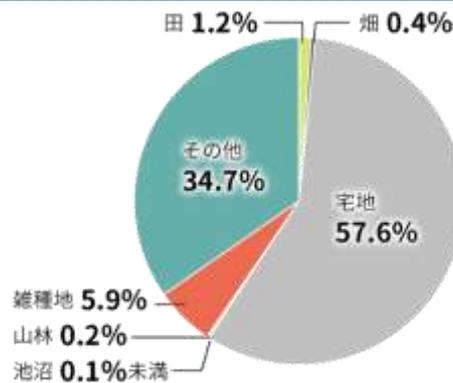


図1-16 地目別地積の割合
資料：尼崎市統計書令和5年(2023)版

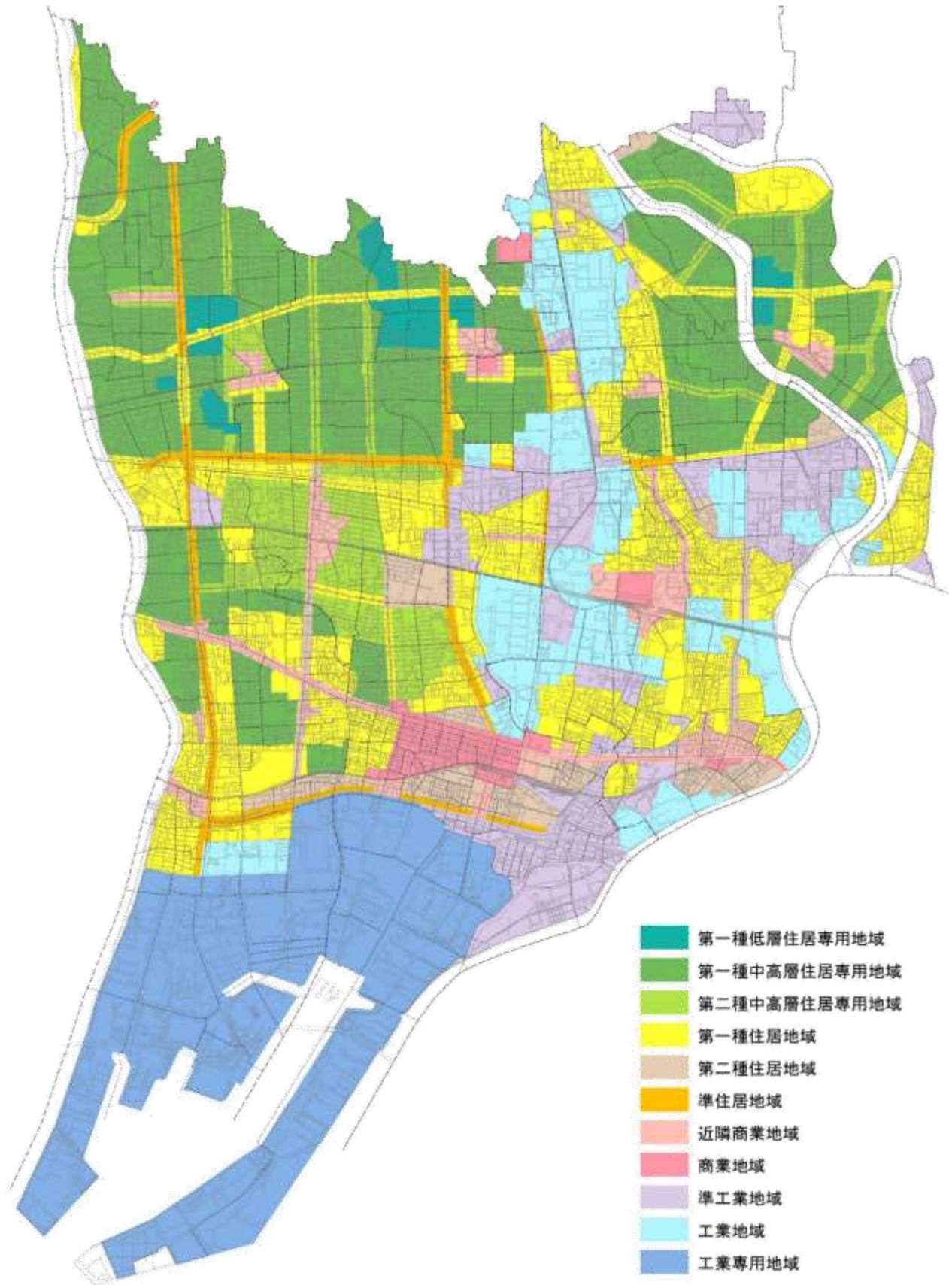


図 1-17 都市計画用途地域図（令和5年3月現在）

資料：尼崎市統計書令和5年（2023）版

■地区計画制度等

本市の地区計画制度は地区それぞれの課題や個性に応じてよりきめ細かい規制や誘導を行い、快適で住みよいまちをつくることを目的とする制度です。都市計画に位置付け、地区計画を定めている区域内における建築等の行為は本市への届出を義務付けています。

この他、防災街区整備地区計画（「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づくもの）、沿道地区計画（「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づくもの）、法定制度に基づかない独自の地区まちづくりルールを定めている地区もあります。

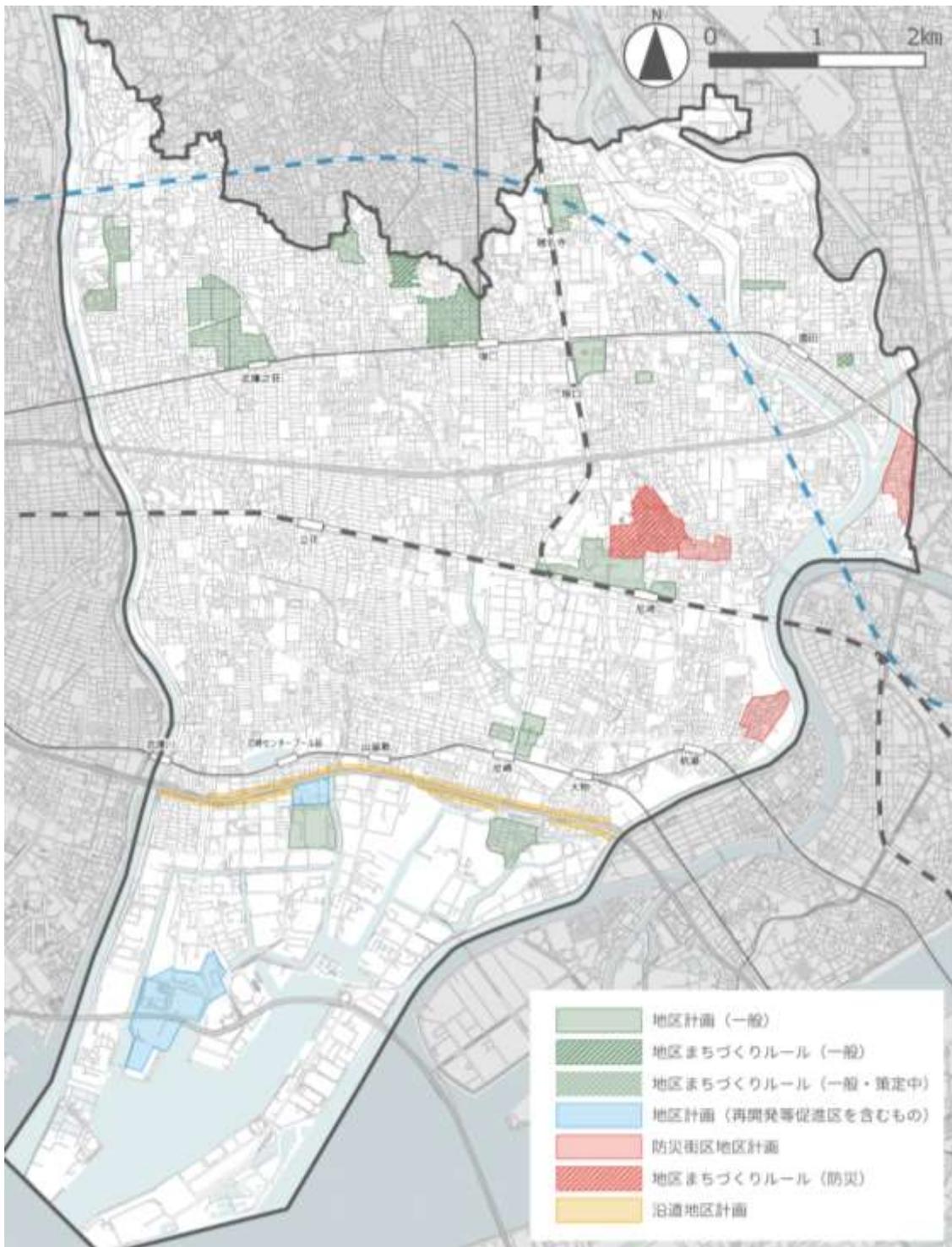


図1-18 地区計画等を定めている地区（令和6年（2024）5月現在）

(6) 都市美形成

本市は、都市美の形成を推進し、誇りと愛着と活力のある美しいまちを実現するために、景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」（平成23年（2011）度策定）を定めています。「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念として、景観特性に応じた都市美誘導を進めています。

■寺町都市美形成地域

伝統的な景観を呈する寺町と隣接する地域を「寺町都市美形成地域」に指定し、景観の保全と形成に取り組んでいます。地域内で新築等の行為をする場合には、都市美誘導基準及び寺町都市美形成地域景観ガイドラインに沿って建築することを義務付けています。

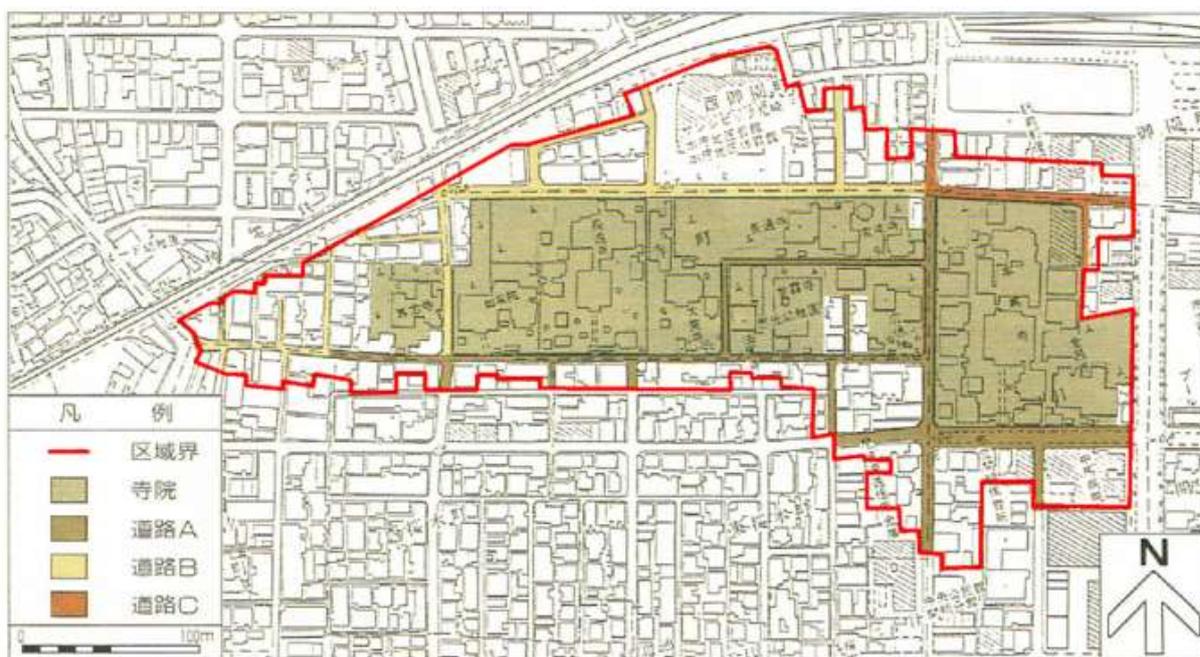


図1-19 寺町都市美形成地域

出典：尼崎市寺町都市美形成地域景観ガイドライン、令和3年（2021）3月

■都市美形成建築物

本市は、都市美形成上重要な価値があるものを都市美形成建築物に指定しており、令和7年（2025）8月現在16件を指定しています。指定された建築物は「保存方針」、「建築物の外観の意匠」、「構造及び材料に関する事項」、「敷地の利用及び木竹等に関する事項」について保存計画を定め、所有者等にその計画に適合した管理を務めるよう助言します。建築物の保存・活用にあたり、都市美形成建築物の所有者により都市美形成建築物所有者ネット研究会（しょうきん松琴会）が結成され、所有者同士の交流や情報交換等が行われています。



尼信会館（東桜木町）

(7) 学校・文化施設等

本市に、学校教育法第一条に基づく小学校 42 校（うち私立 1 校）、中学校 19 校（うち私立 2 校）、高等学校 13 校（市立 3 校、県立 8 校、私立 2 校）、特別支援学校 2 校（市立 1 校、県立 1 校）、私立大学 4 校（産業技術短期大学、^{そのだ}園田学園大学、関西国際大学、宝塚医療大学）が所在します。

文化施設は、公共施設等として歴史博物館、^{たの}田能資料館、尼崎城、中央図書館、尼崎市総合文化センター等のほか、民間による近松記念館、^{あましん}尼信会館があります。また、市民によるまちづくりの拠点として、各地区に生涯学習プラザを設置しています。

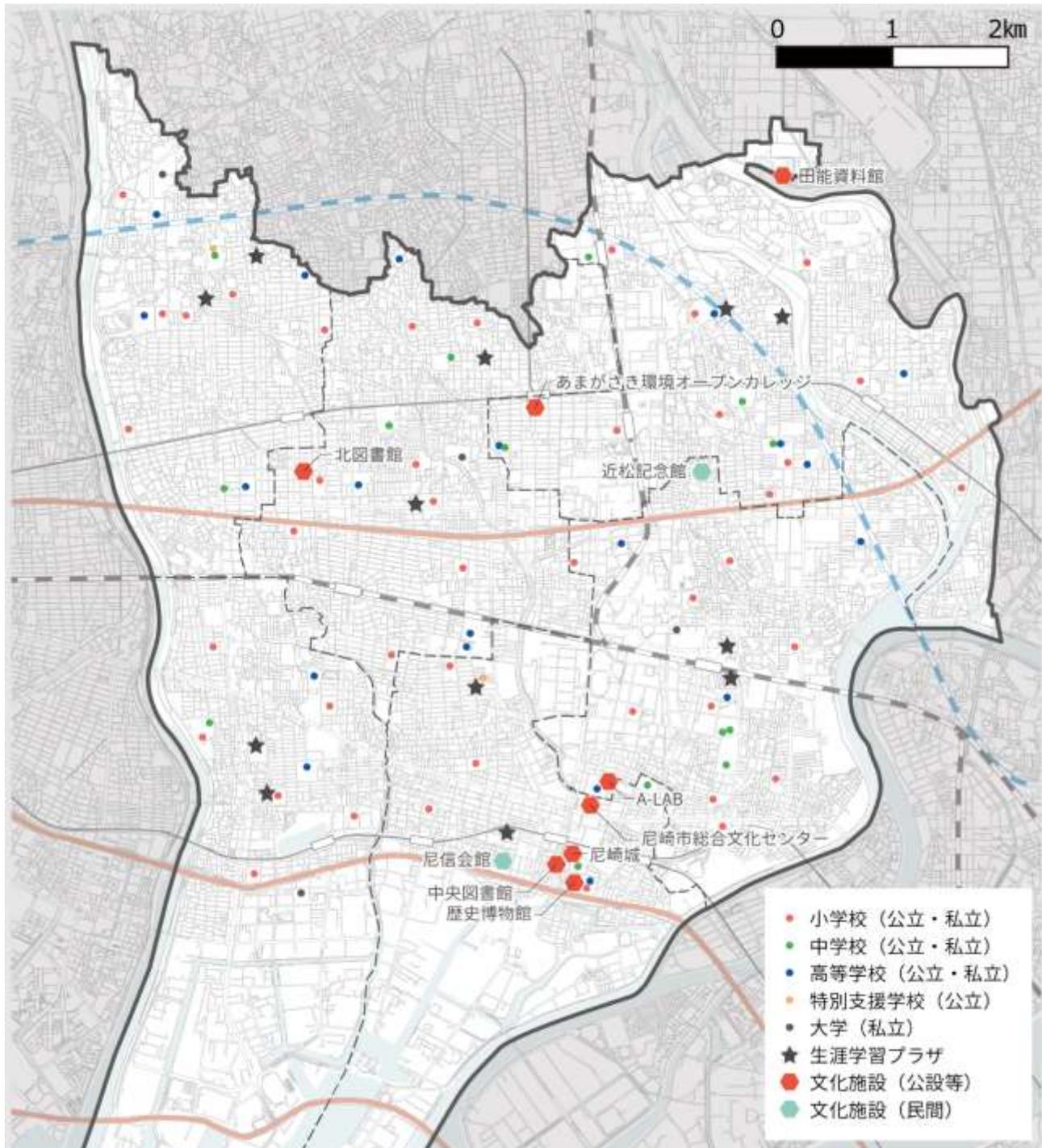


図 1-20 学校・文化施設等の所在地

(8) 公共交通

本市の鉄道として、東西方向に阪急神戸線、JR 神戸線・東西線、阪神本線・阪神なんば線が走っており、南北方向に JR 宝塚線、阪急伊丹線があります。市内の鉄道駅は全部で 13 駅（園田、塚口、武庫之荘）、JR 線 4 駅（尼崎、立花、塚口、猪名寺）、阪神線 6 駅（杭瀬、大物、尼崎、出屋敷、尼崎センタープール前、武庫川）があります。また、阪神バス尼崎市内線（旧尼崎市営バス運行路線）を中心に、阪急バス、伊丹市営バス等が運行しています。バス交通は、本市の南北方向の主な移動手段であるほか、東西に発達した鉄道交通を補完し、地域内の移動を支える重要な役割を担っています。

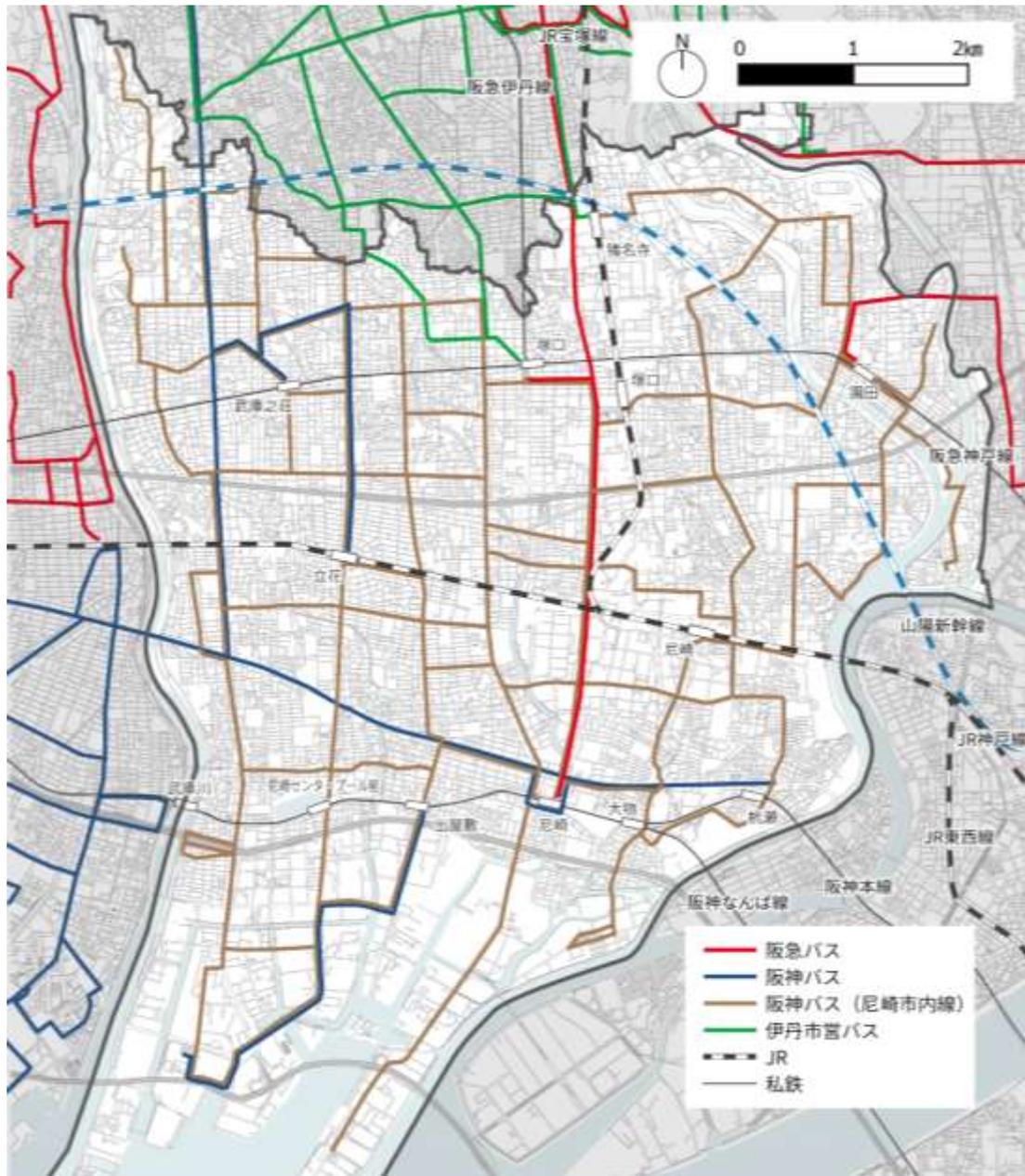


図 1-21 公共交通

参考：「阪神地域えきバスマップ。」19 訂版、令和 7 年（2025）3 月

鉄道利用者数の推移をみると、令和 2 年（2020）に新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて減少したものの、現在は回復傾向にあります。

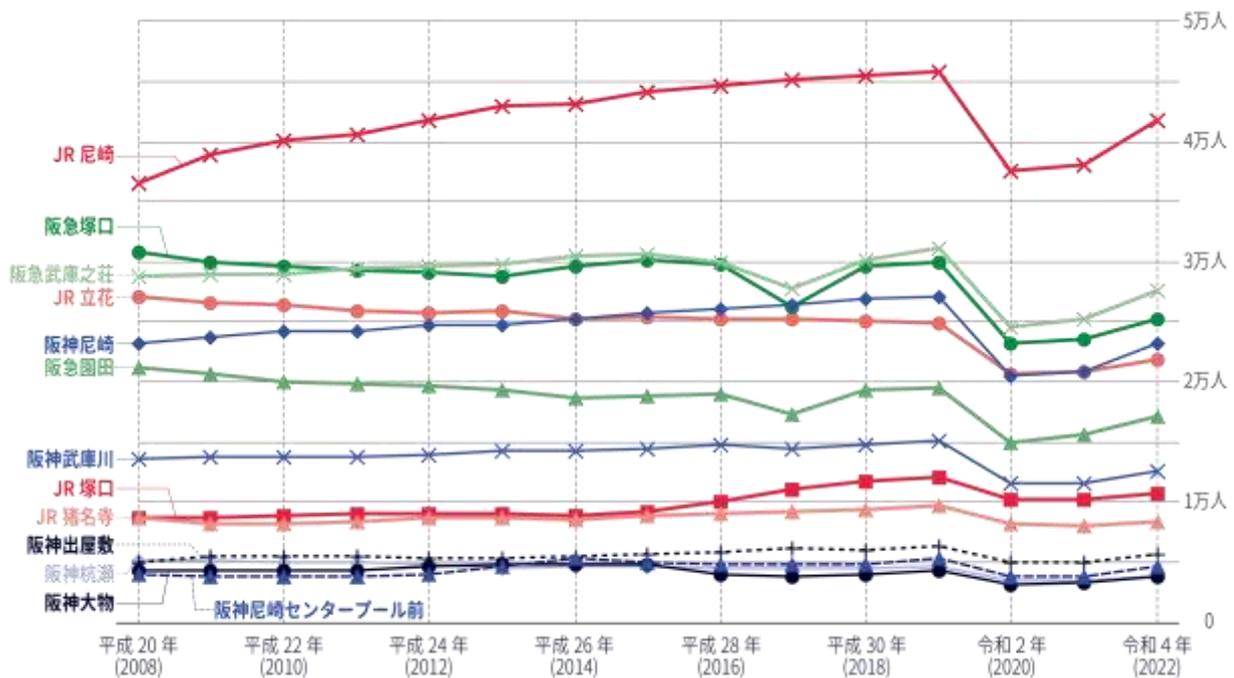


図1-22 市内各駅の一日平均乗客数の推移

出典：尼崎市統計書

■自転車のまちづくり

本市は、平坦な地形を生かして「自転車のまちづくり」を推進しています。平成29年(2017)度に、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」を策定し、市民一人ひとりが自転車に愛着を持ち、安全で快適に自転車を楽しむまちを目指して様々な施策を推進しています。

この一環として、平成30年(2018)12月から令和2年(2020)3月まで「コミュニティサイクル実証実験」を実施した結果、コミュニティサイクルは本市の自転車のまちづくりに資するという結論に至りました。令和3(2021)年度以降は本市とOpenStreet株式会社が共同でコミュニティサイクル事業(令和6年(2024)度より「シェアサイクル事業」に名称変更)を実施しています。シェアサイクルは実験で実証された効果だけではなく、観光施策の展開、地域経済の活性化、温室効果ガスによる地球環境負荷の低減及び放置自転車の防止等も期待されています。また、サイクリングロードとして、臨海部の「^{りんかい}尼っ子リンリンロード」と本市北部の「^{いな}猪名川・^{もがわ}藻川サイクリングロード」を整備しており、本市の自然や歴史をめぐることができます。



尼っ子リンリンロード標識



コミュニティサイクル(尼崎城)



整備された自転車道

3. 歴史的背景

(1) 原始（縄文・弥生時代）

●尼崎平野の形成

東を流れる猪名川・神崎川と、西を流れる武庫川に区切られた本市は、全体が平坦な尼崎平野を形成しています。この尼崎平野は、大阪湾の沿岸潮流や武庫川・猪名川が運ぶ土砂が堆積してできた土地です。この4,000年ほどの間に堆積が進み、海退とあいまって、海岸線が南下してできた平野であり、比較的新しい土地と言えます。

氷河期が終わり、海面が上昇した縄文時代に、本市の北部が陸地化していたにすぎず、本市のほとんどが海の底でした。そのため、縄文時代の集落は発見されておらず、上ノ島遺跡等でわずかに縄文晩期の遺物が出土しているにすぎません。

●定住生活のはじまり

本市に人が住みはじめるのは、今から2,000年以上前の弥生時代のことです。このころの海岸線は、現在の阪急神戸線からJR神戸線あたりまで南下していました。

弥生時代前期の集落として、猪名川下流域の田能遺跡、古宮遺跡、武庫川下流域の上ノ島遺跡、東武庫遺跡等が見つかります。いずれも微高地や河川による堆積地等湿地を控えた場所に位置し、比較的容易に開墾可能な低湿地を水田として利用していました。中でも、田能遺跡は弥生時代前期から後期まで営まれた大規模な集落で、大量の土器や石器、磨製石剣・土錘・碧玉製管玉・ヒスイの勾玉等様々な遺物が出土しています。

弥生時代中期の集落として、武庫川下流域の栗山・庄下川遺跡、北裏遺跡、武庫庄遺跡等が新たに出現し、河口部から上流部へと集落の広がりが見られます。中でも、武庫庄遺跡で発見された大型掘立柱建物は、この時期の掘立柱建物としては、日本最大規模を誇り、地域の拠点となる政治勢力が存在していたことが明らかになっています。

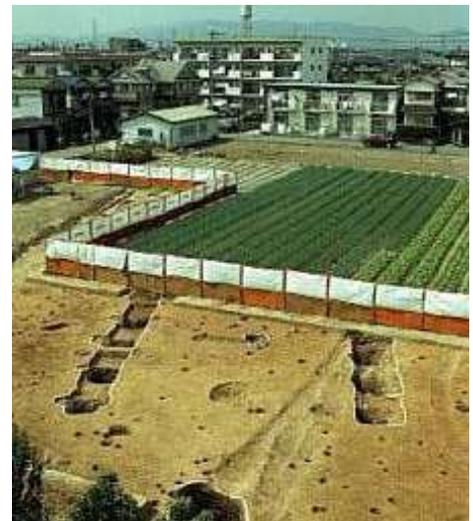
弥生時代後期の集落として、下坂部遺跡、西貝原遺跡等河口部の沖積地に比較的規模の小さな集落が新たに数多く出現しますが、東園田遺跡のような大集落も出現します。



海岸線の変遷（縄文～弥生時代）



田能遺跡復元円形住居



武庫庄遺跡



東園田遺跡イダコ壺出土状況

(2) 古代（古墳・飛鳥・奈良・平安時代）

●古墳の築造

3世紀（201～300）半ばにはじまる古墳時代になると、大和・河内の大規模古墳群等、各地で古墳がつくられるようになります。本市でも、3世紀末に築造され、^{さんかくぶちしんじゅうきょう}三角縁神獸鏡が出土した^{みずどう}水堂古墳、4世紀（301～400）後半の^{いけだやま}池田山古墳、5世紀（401～500）の^{みその}御園古墳、6世紀（501～600）後半の^{そのだおおつかやま}園田大塚山古墳等で形成された^{いな}猪名野古墳群等多くの古墳が築かれました。

●猪名川・神崎川河口の繁栄

古代より、猪名川の河口はラグーン（潟湖）となっており、船を係留するのに適した天然の良港でした。当時の本市海浜部周辺は、大和政権の^{こうわん}港湾としても機能するとともに、摂津から中国地方にかけての陸上交通の要でもあり、^{くるまもちべ}車持部や^{いな}猪名部、^{さえきべ}佐伯部等の技術者集団・^{とらい}軍事的集団・^{とらい}渡来系集団が政策的に配置されました。

●王族の集住と土地の開発

本市に、6世紀（501～600）から王族が集住し、7世紀（601～700）後半に、禁猟区も設置される等、王族と密接な形で地域開発が進められてきたことが特徴です。

また、猪名川流域の丘陵地は未開の地として、王族や藤原氏等の権力者に与えられました。はじめは狩猟地等にされ、次第に開発が進められ、伊丹台地の先端部は、^{いな}猪名（偉那）氏により、7世紀後半に建立されたと想定される猪名寺廃寺があります。

奈良時代に入り、聖武天皇の没後、猪名の土地が東大寺に^{せにゆう}施入されて^{いな}猪名荘とされ、海浜部の開拓が進められました。

なお、律令体制が成立すると、本市は摂津国河辺郡・^{むこ}武庫郡に含まれました。

●神崎川流域の発達と港津

延暦4年（785）の長岡京遷都に際して^{かんざき}神崎川と淀川をつなぐ水路が開削されると、神崎川は都と瀬戸内・西国方面を結ぶ交通路となり、川船と渡海船を乗り換える河口の港が重要になりました。神崎川の河口一帯を^{かわじり}総称して河尻と呼びました。河尻は、瀬戸内海航路の発着地として重要な位置を占め、^{こうわん}港湾機能



海岸線の変遷（古墳～奈良時代）



水堂古墳出土 三角縁神獸鏡



猪名寺廃寺跡出土 塔心礎



藤原邦綱の別邸 寺江亭址伝説地

を持った港津がいくつも発達しました。漁業や運輸・交易等に
従事する人々が急激に集住し、王族や中央政権を担う有力貴族、
荘園領主が競って専用の船津や倉庫・別荘等を設ける等地域開
発が進み、次第に港湾都市的な様相を呈し始めました。

特に神崎は、当時の貴族をはじめとするさまざまな人々や物
資が往来し、同時に遊女の集う天下第一の歓楽の地としても知
られていました。

● 荘園の支配

平安時代以降の本市は、地域ごとに開発が進み、さまざまな
荘園がつくられました。そのなかには、摂関家に柑橘を納める
果樹園として出発したとみられる 橘御園 のように、どこか 1
か所に領域がまとまっているものではなく、本市から伊丹・宝
塚・川西等にかけて広く散在していた荘園もありました。

猪名川・神崎川の流域に、猪名荘、長洲荘、長洲御厨のほか、
現在の豊中市から戸ノ内にかけて広がっていた 棕橋荘、猪名
荘・長洲荘と隣接し、ときに争いをおこした 浜崎荘、杭瀬荘、
さらに下流域に 富島荘 等がありました。



本市にあった主な荘園



摂津職河辺郡猪名所地図

比較の流れがおだやかで、人が住みやすい場所が多かったいな猪名川下流域に比べて、土砂の流量が多く荒れることの多かった武庫川下流域も、この時代に開発が進みました。西昆陽荘、野間荘、武庫荘、富松荘、生島荘、大島荘（大島雀部荘）等、様々な荘園が存在したことが知られています。

こうした荘園を領有していたのは、当時の摂関家等の貴族や、東大寺・賀茂御祖社（下鴨神社）・春日大社といった寺社等で、荘園の領主が代わることもしばしばありました。



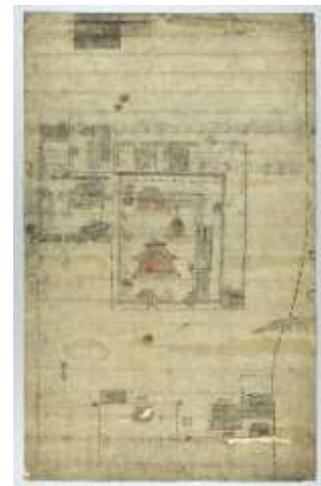
東大寺領荘園文書
(長久元年官宣旨案)

(3) 中世（鎌倉・南北朝・室町・安土・桃山時代）

●大物と尼崎、港町の発展

平安時代の末に港湾として発展した大物と尼崎は、瀬戸内海を通して西国から都へ輸送されるさまざまな物資が往来し、なかでも京都や奈良の寺社の建物を造営する材木を西国から運ぶ中継港として、中世を通じて栄えました。

鎌倉時代後期に伽藍が整備された大覚寺の寺域は市場があり、商工業者はもとより芸能者（琵琶法師等）も頻繁に訪れ、地域の文化交流の中心地でした。



大覚寺絵図

●中世の戦乱と市域

中世の争乱で、本市もしばしば戦乱の地となりました。鎌倉幕府が滅亡した元弘の乱や、それに続く南北朝の内乱、戦国時代の幕開けとなった応仁・文明の乱等、この時代を代表する内乱に際して、かならずと言っていいほど本市で争いが行なわれています。室町時代に、本市を含む摂津地域を守護として支配したのは、赤松氏や細川氏等幕府の有力な武家でした。武家勢力の伸長とともに貴族や寺社による荘園支配は衰退していきました。

また戦国時代に、尼崎城、富松城、塚口城が、本市に築かれました。このことから、摂津地域の軍事拠点として本市が重要な位置を占めていたことがわかります。今日でも、富松城跡の土塁や塚口の旧集落を囲む環濠跡があり、その名残をとどめています。

一方、戦乱の影響を直接受けることもあり、応仁元年（1467）



富松城跡土塁



七松八幡神社 六百二十餘人の慰霊碑

すおう おおうちまさひろ
に周防等4か国の守護であった大内政弘によって、また永禄12年(1569)に天下統一を進める織田信長によって、尼崎の町(現ひがしほんまち 東本町 周辺が中心)は焼き討ちにあります。

こうわん
港湾都市として発展した尼崎の町は、戦国時代に住民による自治組織である惣そうが結成され、本興寺ほんこうじや長遠寺ちようおんじに法華宗徒のじないまち 寺内町が形成され、その賑わいに惹かれるように、寺の前に法華宗徒以外の人びとも集住し、門前町が形成されました。一向宗(浄土真宗)の勢力も進展し、だいもつ 大物に道場が開かれ、塚口つかぐちに寺内町が形成されました。

●村々と人々の信仰

鎌倉時代後期から室町時代にかけて、莊園ごうや郷の中に近世・近代の集落につながる村が成立します。本市でも数多くの村が成立し、惣と呼ばれる自治的な共同組織を形成していました。惣の結合の中核となったのは、村の鎮守(村の信仰のよりどころとなっていた神社)に対する信仰でした。神事の多くは、みやざ 宮座と呼ばれる組織が担い、まつぼら 松原神社の春季大祭では「ダンゴノボー」と呼ばれる神事が今も続けられています。また、村に大日堂等の仏堂も置かれました。年中行事や仏神事で、村の住民そくさいの息災あんのん、ごこくほうじょう 五穀豊穰が祈られ、こうした行事は、村の農事暦と深く関わり、村人の日々の営みと強く結びついていました。さらに、先祖の供養くどくや功德のため、多くの石造物が造立されました。



織田信長禁制(本興寺文書)



「ダンゴノボー」の供物(松原神社)



塔身盗難前 塔身復元後
石造十三重塔(須佐男神社)

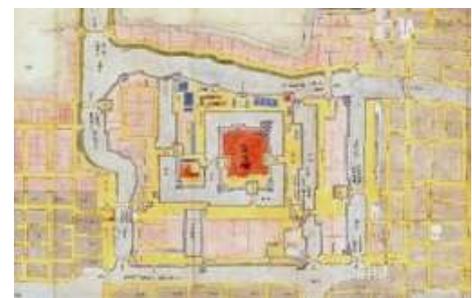
(4) 近世(江戸時代)

●尼崎藩の設置と尼崎城の築城

近世に入ると、政治・経済・軍事等あらゆる面で、大坂が幕府の西国支配の最重要拠点となりました。本市は、軍事上、大坂の西を守る要の地として、幕府から重視されました。

このため幕府は、大坂の陣の後、元和3年(1617)に譜代大名と だうじかね 戸田氏鉄を尼崎に配置し、新たに四層の天守を持つ本格的な近世 じょうかく 城郭を築城させました。築城工事は元和4年(1618)に開始され、数年後に完成したものと思われます。

尼崎城築城にともなって、城の建設地や中世以来の尼崎の町にあった寺院が、城の西に集められて寺町となりました。寺町



尼崎城下家中屋敷町屋其他色わけ絵図(部分)



再現された尼崎城

の南に武家屋敷が配置され、寛文4年(1664)に城の南に広がる砂州に築地町が建設されました。これまで、大坂から西国へと通じる中国街道が城内を通っていましたが、軍事上等の問題から、城内の南に迂回して城下町を通過する形に付け替えられ、近世城下町としての尼崎の町ができあがっていきました。

●尼崎藩の藩主と藩領

尼崎城を居城とした尼崎藩の藩主は、初代が戸田氏鉄、その次に寛永12年(1635)から青山氏、宝永8年(1711)以降は松平氏(桜井松平)と、いずれも譜代大名が配置されました。その領地は、戸田氏・青山氏が5万石、松平氏が4万石で、現在の本市と伊丹市から神戸市の須磨まで、海岸に沿って広がっており、尼崎城下町に加えて、高い経済力を有する兵庫津や西宮町を含んでいました。尼崎城を守備する藩にふさわしい、豊かな領地が与えられていたことがわかります。しかし、松平氏が藩主であった明和6年(1769)、兵庫津・西宮町を含む海岸地帯は幕府にとり上げられ(上知)、かわりに播磨国赤穂郡・宍粟郡・多可郡に飛地が与えられました。

ただし、現在の本市は、江戸時代にすべて尼崎藩領であったわけではありません。藩領にまじって旗本領や大名飛地領等が点在しており、同じ村を2人～3人の領主が分割して領地とする村もありました。なかでも現在の園田地域は幕府領や旗本領等が多く点在していました。

●近世の村々の様子

近世の本市は、大坂近郊の流通の発達した先進地で、農業は、綿や菜種といった商品作物が盛んに生産され、米も酒米として商品化されていました。こうした経済の隆盛を背景として、村々における新たな農地の開発、生産の増大が図られたほか、海岸部は大規模な新田開発が実施されました。本市は古代以来、大阪湾の沿岸潮流と武庫川・猪名川の運ぶ土砂の堆積によって海岸が南に伸展し、その地を人々が開発して農地や町を築いてきましたが、江戸時代にその流れが一層大規模で組織的となったのです。

それと同時に、治水や水利も進められました。洪水を繰り返



寺町



尼崎藩主桜井松平氏の家祖の所用と伝えられる浅葱糸威二枚胴具足(櫻井神社所蔵)



中在家町の魚市場の様子(尼崎城下風景図部分)



近世に年寄役を務めた芦田家住宅

す武庫川^{むこ}の治水に、特に大きな努力が払われました。尼崎藩は、幕府から、武庫川・猪名川^{いな}上流の西撰・北撰を担当する土砂留大名を命ぜられ、山の管理や河川の普請^{ふしん}にあたりました。

水運については、尼崎の港は古代・中世ほどの勢いは失ったとはいえ、神崎川^{かんざき}・淀川^{ことう}を通して京都と尼崎^{かしょ}を結ぶ過書船や、大阪湾周辺を行き来する渡海船が盛んに往来しました。漁業や魚の取引も盛んで、城下中在家町^{なかざいけ}に魚市場があり、生魚問屋^{なまうお}の取引範囲は瀬戸内海全域に及びました。

文化において活躍した人形浄瑠璃・歌舞伎の作者の近松門左衛門は、久々知^{くくち}の広濟寺再興^{こうさいじ}に尽力した1人です。再興時に行われた開山講^{かいざんこう}に参加し、その関係でたびたび広濟寺をおとずれ、執筆活動もしていたと伝えられています。



近松門左衛門の墓

(5) 近代（明治・大正・昭和時代（太平洋戦争まで））

●明治維新を迎えた尼崎市

廃藩置県によって尼崎藩はなくなり、尼崎城も廃城となりました。藩主の桜井氏は東京へと移住し残された土族の多くが困窮し、旧の城下町周辺は一時期活気を失います。こうしたなかで、徐々に近代化・都市化が進みました。

●交通・産業の発達

明治7年（1874）、官設鉄道が大阪・神戸間に開通し、現 JR 尼崎駅である神崎ステーションが開設されました。続いて明治24年（1891）に尼崎・伊丹間を結ぶ川辺馬車鉄道^{かわべ}が開通し、のちに摂津鉄道^{はんかく}、阪鶴鉄道を経て、現在の JR 宝塚線となりました。さらに明治38年（1905）に阪神電気鉄道本線、大正9年（1920）に阪神急行電鉄（阪急電鉄）神戸線・伊丹支線、昭和元年（1926）に阪神国道（国道2号）が開通しました。明治12年（1889）に海外への輸出入に向け、尼崎港の浚渫と旧尼崎城の石垣を利用した防波堤改修工事等、交通網が次々と整えられました。

産業は、農業や漁業も引き続き盛んでした。しかし、綿や菜種など近世以来の商品作物や、城下町の繁栄を担った中在家の魚市場等は、明治の半ばから徐々に衰退していきました。



大正5年（1916）頃の尼崎紡績



昭和9年（1934）頃撮影阪神国道



尼諸出荷風景

その一方で、新田地帯は綿にかわって^{あまいも}尼蓆と呼ばれる^{かんしょ}甘藷の生産が広がり、海岸部一帯が一面のいも畑となる等、特産品も様変わりしていきました。

旧城下町も徐々に活気を取り戻し、特に旧中国街道の道筋にあたる本町通商店街は、明治の半ばから昭和戦前期にかけて、阪神間で有数の活況を呈していました。こうしたなか、尼崎と大阪の資本家が明治22年(1889)に設立した^{ぼうせき}尼崎紡績(のち大日本紡績、ユニチカとなる)をはじめ、工業も発展していきました。

●尼崎市の誕生

明治22年(1889)町村制施行時に、本市は旧城下町を中心とする^{おだ おおしょう たちばな む こ そのだ}尼崎町と、小田・大庄・立花・武庫・園田の5か村が設置されました。このうち尼崎町が、交通・産業の発展による人口の増加や都市化の進展等にもとまって、立花村の一部を合併して大正5年(1916)に尼崎市となりました。

●都市化の進展と社会問題の発生

昭和時代初期に、工業化・都市化が一層進みました。なかでも、^{あさの そういちろう}浅野財閥の浅野総一郎が昭和4年(1929)に設立した^{ちくこう}尼崎築港株式会社による、^{りんかい}尼崎市・大庄村臨海部の築港開発により、臨海部に発電所や鉄鋼産業等を中心とした重化学工業地帯が形成されました。また、阪神沿線に加えて東海道線や阪急沿線にも、新たな住宅地開発が始まりました。

都市化の進展は、水道の整備や学校施設の拡充、住宅・医療・福祉等の新たな都市問題、社会問題を生み出しました。^{ばいえん}工場煤煙や工業用水汲み上げによる地盤沈下等の公害被害も、この頃から激しくなってきました。社会問題の深刻化は、それに対する社会運動を生み出します。急速に都市化する工業都市尼崎は、同時に日本における労働運動、農民運動の中心地の1つでもありました。

●都市計画と戦災

都市化の急速な進展に対処していくためには、行政の側でも広域的な施策や都市計画が必要でした。すでに大正13年(1924)に、現在の本市全域を範囲とする尼崎都市計画区域が決定され、



尼崎紡績本社
(辰巳橋より尼崎紡績本社ヲ望む)



旧尼崎市役所



昭和時代初期の尼崎製鉄所



地盤沈下で水没した道路と関西電力
尼崎第一・第二発電所
(村井邦夫氏撮影)



室戸台風の被害の様子

昭和時代初期に道路計画や土地区画整理が実施されました。また昭和11年(1936)に本市が小田村を合併し、昭和17年(1942)に大庄・武庫・立花村も合併しました。

昭和9年(1934)、室戸台風が阪神地方を襲い、暴風雨による家屋の倒壊や本市の3分の1に及ぶ浸水等、大きな被害を出しました。このような暴風雨による被害はその後も繰り返されますが、災害からの復興事業が、本市の工業地帯化に更なる拍車をかけることとなります。

昭和12年(1937)に始まる日中戦争から、昭和16年(1941)開戦の太平洋戦争にかけては、戦時国家体制が強まるなか、本市の工業も軍需生産の比重を増し、市民生活全般も戦時体制へと組み込まれていきました。昭和20年(1945)3月以降は米軍による空襲被害を受けるようになり、特に6月1日と15日に大阪や本市を襲ったB29による空襲で、西長洲・金楽寺・杭瀬・大物・西本町をはじめ、各所に大きな被害がありました。



機銃掃射による弾痕が残る塀



焼け野原となった杭瀬商店街付近

(6) 現代(昭和(太平洋戦争後)・平成・令和時代)

●戦災からの復興

戦後の復興は、まず商店街の再建から始まりました。杭瀬・出屋敷等の商店街が活気を取り戻し、戦時疎開と空襲により、かつての面影を失った本町通商店街は、多くの店が阪神尼崎駅以西の神田新地跡地周辺に移転、新しくできた商店街は、中央商店街と名付けられ、復興の象徴となりました。市民生活が徐々に立ち直るなか、昭和22年(1947)に園田村を合併し、現在の本市となりました。

落ち込んだ工業生産は、昭和25年(1950)の朝鮮戦争に伴う特需景気によって息を吹き返し、やがて高度経済成長期にかけて、鉄鋼を中心とする工業都市尼崎が復活しました。

●戦後の都市課題

この時期の本市は、工業用水の汲み上げによる地盤沈下が原因となって、高潮被害が毎年のように繰り返され、これを防ぐために防潮堤が建設されました。特に昭和25年(1950)のジェーン台風は、戦前の室戸台風以上に深刻な被害を本市にもたらしました。このため、本市の海岸部全域を覆う大防潮堤の建



中央商店街



杭瀬商店街



防潮堤

設が計画され、昭和31年（1956）3月に完成しました。前年の昭和30年（1955）に、治水・高潮対策と臨海部の船舶利用を両立させるために、日本で最初のパナマ運河方式の閘門である尼崎閘門（尼ロック）が建設されました。

高度経済成長期に、工業生産の拡大に加えて、北部を中心とした住宅地開発も一層進み、本市の農地は急速に失われていきました。人口の増加も著しく、昭和45年（1960）に55万4,000人とピークを迎えます。同時に地盤沈下に加えて大気汚染や河川水質汚濁、騒音等の公害問題が一層深刻となる等、急速な都市化の弊害がさまざまな形であらわれました。このため、工業用水道の設置（昭和33年（1958）給水開始）や公害防止協定の締結（昭和44年（1969）第1次協定）等、抜本的な公害対策を実施しました。

さらに昭和48年（1973）の第1次オイルショック以降、日本経済の構造変化が進むなか、戦前以来の本市の工業も大きな転換をせまられ、工場の転出や閉鎖、人口の減少等、都市の活力の低下を余儀なくされていきました。

●新たなまちづくりの始まり

本市は、1980年代～1990年代にかけて、都市環境の整備・保全や市民福祉の充実、産業構造の転換、文化の振興等、市民の生活や意識の変化、時代の要請に応じた施策に取り組んできました。平成7年（1995）に阪神・淡路大震災によって大きな被害を受け、その復興もまた大きな課題となりました。

その後、平成9年（1997）にJR東西線、平成21年（2009）に阪神なんば線が開通し、広域都市圏とのネットワークが広がりました。

平成21年（2009）に、よりきめ細やかで充実した行政サービスの提供を目指して中核市に移行しました。平成28年（2017）に市民、事業者、行政などいろいろな人や団体が協力して、一緒によりよいまちにしていくために「尼崎市自治のまちづくり条例」を施行し、旧制度を引き継ぐ形で市民提案制度を、また「みんなの尼崎大学」事業等を推進し、より一層の市民参加によるまちづくりを推進しています。



防潮堤



ジェーン台風で浸水した出屋敷商店街



尼崎閘門（尼ロック）



地盤沈下で流れが止まった大物川



阪神・淡路大震災当日の火災（立花）

第2章 歴史文化遺産の概要

1. 歴史文化遺産の類型

本計画の歴史文化遺産は、「はじめに」で示した歴史文化遺産の定義を踏まえ、図2-1に示す類型に沿って整理しました。

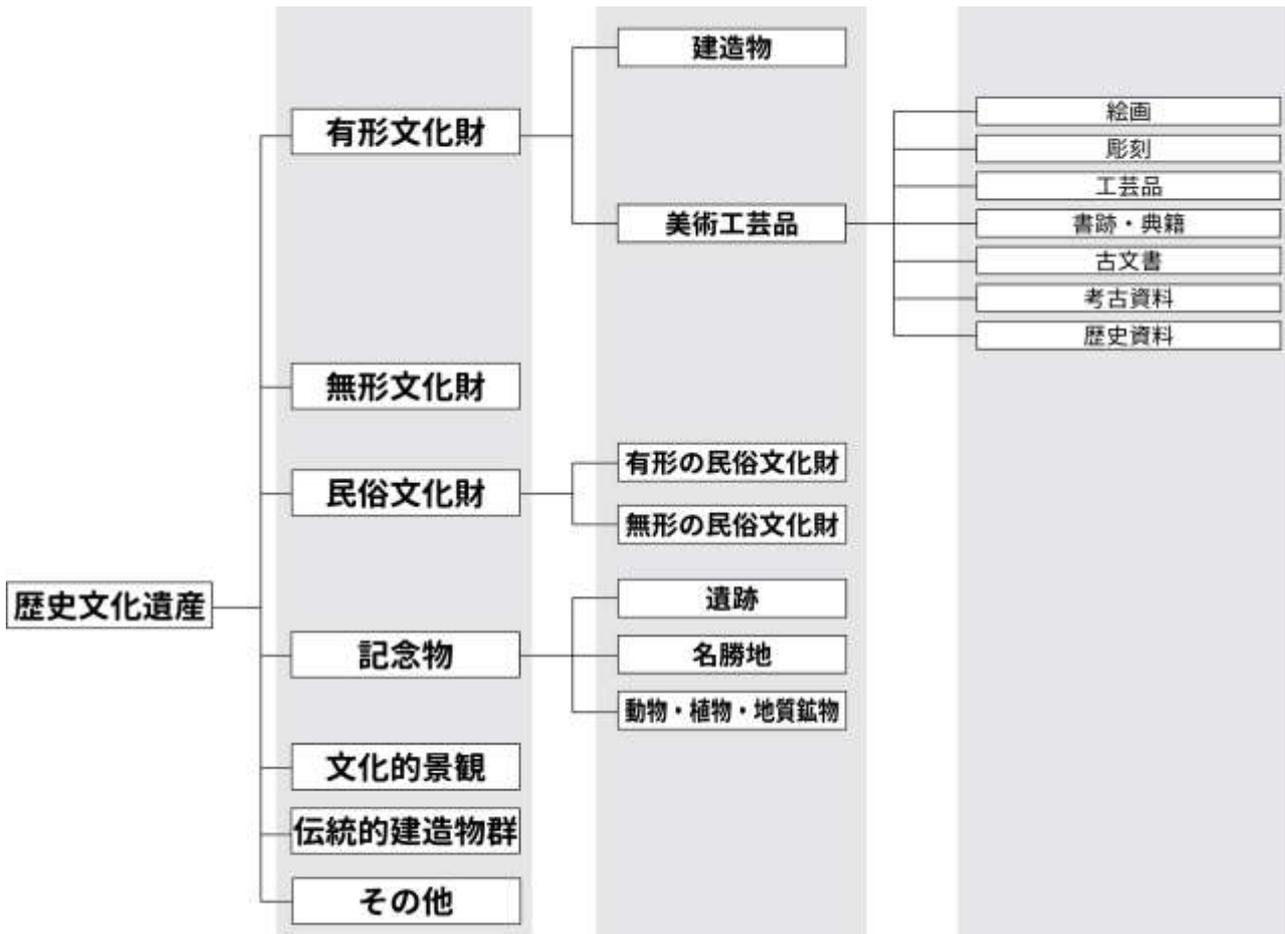


図2-1 尼崎市における歴史文化遺産の類型

2. 歴史文化遺産把握の状況

本市は、『尼崎市史』編さん時に総合的な調査を実施しました。その他教育委員会や郷土史団体・個人等がテーマ別に調査をしています。また、兵庫県教育委員会による県下統一的な調査により、社寺建築、和風建築、近代建築物、祭り・行事等の把握も行われています。表 2-1 はこれまでの歴史文化遺産把握調査成果の一覧です。

表 2-1 過去の歴史文化遺産把握調査成果の一覧 (1/2)

類型	文献名	著者・発刊者等	発刊年
総合	尼崎市史	尼崎市	1962～1988
	地域史研究	尼崎市	1971～
	尼崎市郷土史研究会会報 みちしるべ	尼崎市郷土史研究会	1971～
	図説尼崎の歴史 上・下巻	尼崎市	2007
	たどる調べる尼崎の歴史 上・下巻	尼崎市	2016
	武庫地域・散策ガイドブック	ふるさとを知る会	2017
有形文化財 (建造物)	兵庫県近世社寺建築緊急調査報告書	兵庫県教育委員会	1980
	日本近代建築総覧	日本建築学会	1980
	尼崎の文化遺産:弥生から桃山まで	尼崎市教育委員会	1981
	尼崎の神社	尼崎市郷土史研究会	1982
	都市美形成建築物等基礎調査(農家・町家等)報告書	尼崎市	1986
	都市美形成建築物等基礎調査(近代・現代)報告書	尼崎市	1987
	阪神大震災歴史的建造物被災調査報告	日本建築学会近畿支部	1995
	近代遺跡調査(所在調査)報告書	文化庁	2002～
	尼崎の社寺建造物	尼崎市教育委員会	2002
	尼崎産業遺産に関する調査研究報告書	財団法人あまがさき未来協会	2002
	兵庫県の近代化遺産	兵庫県教育委員会	2006
	兵庫県登録文化財調査報告書	兵庫県教育委員会	2007
	尼崎市都市美形成計画	尼崎市	2011
	兵庫県の近代和風建築	兵庫県教育委員会	2004
本興寺の歴史と名宝	本興寺	2013	
有形文化財 (美術工芸品)	尼崎の文化遺産:弥生から桃山まで	尼崎市教育委員会	1981
	大本山本興寺寺宝目録	本興寺	1991
	尼崎桜井神社の文化財 企画展資料集No.16	兵庫県立歴史博物館	1992
	寺院資料調査結果報告書Ⅰ・Ⅱ	大阪大学中世史研究会	1992・1994
	お地藏さん探検マップ	お地藏様探検グループ	2002
	城内地区歴史マップ:史跡、お地藏さん地図	城内地区復興まちづくり委員会	2005
	歩いて訪ねてみちしるべ 尼崎の道標	尼崎市郷土史研究会	2012
	本興寺の歴史と名宝	本興寺	2013
	尼崎の文学碑を尋ねて	尼崎市郷土史研究会	2018

表 2-1 過去の歴史文化遺産把握調査成果の一覧 (2/2)

類型	文献名	著者・発刊者等	発刊年
民俗文化財	兵庫県の民謡調査	兵庫県教育委員会	1971～1976
	兵庫探検 民俗編	神戸新聞社	1971
	尼崎市文化財調査報告第10集 資料集第3集 尼崎の民俗資料	尼崎市教育委員会	1975
	兵庫県の民俗芸能調査報告書	兵庫県教育委員会	1976
	兵庫県緊急民俗文化財分布調査報告書	兵庫県教育委員会	1983
	尼崎市文化財調査報告第17集 尼崎の農具	尼崎市教育委員会	1985
	尼崎市文化財調査報告第19集 尼崎の漁業	尼崎市教育委員会	1988
	尼崎市文化財調査報告第20集 尼崎の絵馬	尼崎市教育委員会	1988
	兵庫県諸職関係民俗文化財調査	兵庫県教育委員会	1988
	尼崎の農業を語る 262	尼崎市	2006
	兵庫県の民俗芸能調査	兵庫県教育委員会	1997
	兵庫県の伝統文化調査	兵庫県無形・民俗文化財保護協会	2001
	全国の地芝居（地歌舞伎）調査報告書	文化庁	2015
	築地だんじり物語	築地だんじり物語製作委員会	2016
兵庫県の祭り・行事調査報告書	兵庫県教育委員会	2020	
記念物（遺跡）	埋蔵文化財包蔵地 分布調査報告書	兵庫県教育委員会	1960～1962
	兵庫県の中世城館・荘園遺跡緊急調査報告書	兵庫県教育委員会	1982
	尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表	尼崎市教育委員会	1986
	歴史の道調査（山陽道（西国街道））	兵庫県教育委員会	1992
	災害から文化財を守る 第2分冊（埋蔵文化財編）	兵庫県教育委員会	2009
	近代遺跡調査（所在調査）報告書	文化庁	2002～
	兵庫県の台場・砲台	兵庫県教育委員会	2013
各種発掘調査報告書	尼崎市教育委員会 兵庫県教育委員会	—	
記念物（名勝地）	名勝に関する総合調査報告書	文化庁	2013
	本興寺の歴史と名宝	本興寺	2013
	兵庫県版レッドデータブック	兵庫県農政環境部	1995～
	兵庫県の近代化遺産	兵庫県教育委員会	2006
	近代の庭園・公園等に関する調査研究 報告書	文化庁	2012
	尼崎市の公園	榎本利明	2021
記念物（動物・植物・地質鉱物）	兵庫県版レッドデータブック	兵庫県農政環境部	1995～
その他	むかしと今と 阪神間の民話散歩	読売新聞阪神支局	1987
	尼崎の文学	吉原栄徳	1988
	尼崎の民話	三好美佐子	1991～1997
	尼崎郷土史研究会会報『みちしるべ』第33号 尼崎の伝説特集号1	尼崎郷土史研究会	2005
	尼崎郷土史研究会会報『みちしるべ』第34号 尼崎の伝説特集号2	尼崎郷土史研究会	2006
	尼崎百物語	大江篤編（神戸新聞総合出版センター出版）	2016

また、これらの調査による歴史文化遺産の把握状況を取りまとめたのが表2-2です。建造物は、特に土木構造物の把握調査ができていません。美術工芸品は、一部調査を行っていますが、考古資料を除いて、全体的な把握はできていません。民俗文化財は、祭り・行事以外の把握ができていません。記念物は、特に名勝地の把握が進んでいません。無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群は、あまり調査をしておらずほとんど把握できていません。

表2-2 類型別の歴史文化遺産の把握状況

類型	把握状況	評価	
有形文化財	建造物	・神社建築や寺院建築、住宅建築、近代建築は市史編さん時の調査・兵庫県・尼崎市教育委員会・尼崎郷土史研究会等による調査でおおよそ把握されていますが、調査から期間が開いているため、現況確認の調査が必要です。 ・土木構造物は、兵庫県・尼崎市による調査で一部は把握していますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (絵画)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (彫刻)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (工芸品)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (書跡・典籍)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (古文書)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	美術工芸品 (考古資料)	・これまでの発掘調査により出土したものについては把握しています。	○
	美術工芸品 (歴史資料)	・市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握に至っていません。	▲
無形文化財	・これまであまり調査が無く、ほとんど把握できていません。	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	・過去には、尼崎市教育委員会や尼崎郷土史研究会等により農具や漁具、絵馬をテーマとした調査を行っていますが、全体的な把握に至っていません。 ・祭り・行事に使われる道具や、生活用具等に関して、全体的な把握はできていません。	▲
	無形の民俗文化財	・祭り・行事に関しては、兵庫県による調査、尼崎市教育委員会による調査により、おおよそ把握できています。 ・祭り・行事以外については、全体的な把握はできていません。	▲
記念物	遺跡	・兵庫県や尼崎市の調査により、市内の遺跡は周知の埋蔵文化財包蔵地として把握し、一覧化しています。	○
	名勝地	・文化庁による調査の他、元市職員による公園調査等がありますが、全体的な把握に至っていません。	▲
	動物・植物・地質鉱物	・兵庫県がレッドリストを作成しており、おおよそ把握できています。	○
文化的景観	・これまであまり調査が無く、ほとんど把握できていません。	×	
伝統的建造物群	・これまであまり調査が無く、ほとんど把握できていません。	×	
その他	・民間説話や本市に関連する文学作品については尼崎市教育委員会や尼崎郷土史研究会等による調査等によりおおよそ把握できています。	○	

凡例：【○】 これまでの調査によりおおよそ把握しています

【▲】 これまでの調査により一部把握していますが、全体的な把握に至っていません

【×】 調査が無く、ほとんど把握できていません

現在までに把握されている歴史文化遺産の総数は8,241件（令和7年（2025）8月現在）で、指定等文化財138件、未指定文化財8,103件、その類型別の内訳は表2-3の通りです。

表2-3 これまでに把握された歴史文化遺産（令和7年（2025）8月現在）

類型		中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	その他	合計	
有形文化財	建造物	940	428	215	266	257	339	150	2,595	
	美術工芸品	絵画	345	13	7	1	3	3	16	388
		彫刻	114	30	18	17	16	21	0	216
		工芸品	262	0	0	0	0	0	1	263
		書跡・典籍	285	5	0	0	0	0	0	290
		古文書	1,099	46	56	18	53	66	274	1,612
		考古資料	0	2	0	7	0	2	0	11
		歴史資料	95	0	8	0	0	0	2	105
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	216	112	56	109	200	227	550	1,515	
	無形の民俗文化財	0	1	0	0	0	0	0	1	
記念物	遺跡	4	18	0	23	26	50	1	122	
	名勝地	64	63	50	72	53	65	2	369	
	動物・植物・地質鉱物	9	33	8	22	20	32	0	124	
文化的景観	0	0	0	0	0	0	0	0		
伝統的建造物群	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	290	53	43	38	20	36	12	492		
合計		3,723	804	514	565	648	841	1,008	8,103	

3. 指定等の状況

令和7年（2025）8月現在の指定等文化財は138件であり、その内訳は表2-4のとおりです。

類型別にみると、建造物が75件、美術工芸品が60件、有形の民俗文化財1件、遺跡2件となっており、特に国の登録文化財となっている建造物が多いことが特徴です。地区別では、中央地区に61件、小田地区おだに10件、大庄地区おおしょうに11件、立花地区たちばなに9件、武庫地区むこに27件、園田地区そのだに20件です。文化財保存技術の選定はありません。

表2-4 尼崎市の指定等文化財（令和7年（2025）8月現在）

区分		国				県		市	合計	
		指定	選定	選択	登録	指定	登録	指定		
有形文化財	建造物	4	/	/	56	6	-	9	75	
	美術工芸品	絵画	5	/	/	-	-	/	7	12
		彫刻	1	/	/	-	1	/	3	5
		工芸品	2	/	/	-	-	/	4	6
		書跡・典籍	-	/	/	-	1	/	-	1
		古文書	1	/	/	-	-	/	15	16
		考古資料	-	/	/	-	1	/	8	9
		歴史資料	-	/	/	-	1	/	10	11
無形文化財		-	/	-	-	-	/	-	-	
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	/	/	-	-	/	1	1	
	無形の民俗文化財	-	/	-	-	-	-	-	-	
記念物	遺跡	2	/	/	-	-	/	-	2	
	名勝地	-	/	/	-	-	/	-	-	
	動物・植物・地質鉱物	-	/	/	-	-	/	-	-	
文化的景観		/	-	/	/	/	/	/	-	
伝統的建造物群		/	-	/	/	/	/	/	-	
合計		15	-	-	56	10	-	57	138	

※ 斜線は、制度が存在しないものを示します

表 2-5 国指定文化財一覧（令和7年（2025）8月現在）

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
1	有形 - 建	本興寺 開山堂 附 棟札 2枚	1棟	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	大正3年(1914) 4月17日 (昭和36年(1961) 12月27日)
2	有形 - 建	本興寺 三光堂	1棟	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	大正3年4月17日 (1914)
3	有形 - 建	本興寺 方丈 附 玄関 1棟、棟札 2枚	1棟	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	昭和49年5月21日 (1974)
4	有形 - 建	長遠寺 本堂・多宝塔 附 棟札 2枚、棟札 5枚	2棟	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	昭和49年5月21日 (1974)
5	有形 - 美工 (絵画)	絹本着色八字文殊菩薩及 八大童子 善財童子 像	1幅	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和4年4月6日 (1929)
6	有形 - 美工 (絵画)	紙本着色竹林茅屋柳蔭騎路図 与 謝燕村筆 六曲屏風	1双	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和28年11月14日 (1953)
7	有形 - 美工 (絵画)	絹本墨画柘榴栗鼠図 松田筆	1幅	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和49年6月8日 (1974)
8	有形 - 美工 (絵画)	絹本着色百衣観音図	1幅	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和49年6月8日 (1974)
9	有形 - 美工 (絵画)	絹本墨画淡彩寒江独釣図	1幅	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和53年6月15日 (1978)
10	有形 - 美工 (彫刻)	木造日隆上人坐像(伝浄伝作) (開山堂安置)	1軀	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	明治37年2月18日 (1904)
11	有形 - 美工 (工芸品)	太刀 銘恒次(名物数珠丸)	1口	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	大正11年4月13日 (1922)
12	有形 - 美工 (工芸品)	太刀 銘守家 附 蒔絵太刀拵	1口	尼信文化基金	西本町北通 3-93 (中央地区)	大正15年4月19日 (1926)
13	有形 - 美工 (古文書)	紙本墨書九条良経消息案(十通)	1巻	個人	武庫之荘 (武庫地区)	昭和14年5月27日 (1939)
14	記 - 遺跡	近松門左衛門墓	—	広濟寺	久々知 1-3-27 (小田地区)	昭和41年9月2日 (1966)
15	記 - 遺跡	田能遺跡	—	尼崎市	田能 6-5-1 (園田地区)	昭和44年6月30日 (1969)

表 2-6 県指定文化財一覧(1/2)（令和7年（2025）8月現在）

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
1	有形 - 建	長遠寺 鐘楼・客殿・庫裡	3棟	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	昭和40年3月16日 (1965)
2	有形 - 建	富松神社本殿	1棟	富松神社	富松町 2-23-1 (立花地区)	昭和43年3月29日 (1968)
3	有形 - 建	石造十三重塔	1基	須佐男神社	武庫元町 2-9-2 (武庫地区)	昭和43年3月29日 (1968)
4	有形 - 建	天満神社本殿 附 棟札 1枚	1棟	天満神社	長洲本通 3-5-1 (小田地区)	平成14年4月9日 (2002)
5	有形 - 建	本興寺鐘楼	1棟	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	平成15年3月25日 (2003)
6	有形 - 建	旧小阪家住宅	1棟	兵庫県	扇町 33-4 (大庄地区)	平成30年4月20日 (2018)

表 2-6 県指定文化財一覧 (2/2) (令和7年(2025)8月現在)

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
7	有形 - 美工 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	1 躯	治田寺	戸ノ内町 2-4-11 (園田地区)	昭和 51 年 3 月 23 日 (1976)
8	有形 - 美工 (書跡・典籍)	大覚寺文書	56 点	大覚寺	寺町 9 (南城内 10-2) (中央地区)	昭和 42 年 3 月 31 日 (1967)
9	有形 - 美工 (考古資料)	田能遺跡出土の遺物 銅剣鑄型片・白銅製釧・碧玉製管玉	1 個・ 1 個・ 632 個	尼崎市 教育委員会	田能 6-5-1 (園田地区)	平成 3 年 3 月 30 日 (1991)
10	有形 - 美工 (歴史資料)	摂津職河辺郡猪名所地図	1 幅	尼崎市	南城内 10 - 2 (中央地区)	平成 13 年 3 月 30 日 (2001)

表 2-7 市指定文化財一覧 (1/3) (令和7年(2025)8月現在)

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
1	有形 - 建	如来院石造笠塔婆	1 基	如来院	寺町 11 (中央地区)	昭和 58 年 3 月 24 日 (1983)
2	有形 - 建	三光堂向唐門	1 棟	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	昭和 60 年 3 月 30 日 (1985)
3	有形 - 建	本興寺笠塔婆	1 基	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	平成 4 年 3 月 31 日 (1992)
4	有形 - 建	大覚寺弁財天堂 附 弁財天社(1 棟)・棟札(1 枚)	1 棟	大覚寺	寺町 9 (中央地区)	平成 14 年 3 月 29 日 (2002)
5	有形 - 建	八幡神社本殿 附 高欄擬宝珠(2 点)	1 棟	八幡神社	東難波町 3-6-15 (中央地区)	平成 15 年 3 月 28 日 (2003)
6	有形 - 建	如来院本堂・表門 附 棟札(1 枚、箱入)	各 1 棟	如来院	寺町 11 (中央地区)	平成 15 年 3 月 28 日 (2003)
7	有形 - 建	吉備彦神社本殿 附 金幣(1 本)	1 棟	吉備彦神社	金楽寺町 2-17-1 (小田地区)	平成 16 年 3 月 29 日 (2004)
8	有形 - 建	善通寺本堂 附 紙本墨画龍図(旧内陣天井画、1 面)	1 棟	善通寺	寺町 3 (中央地区)	平成 16 年 3 月 29 日 (2004)
9	有形 - 建	石造宝篋印塔	1 基	常春寺	水堂町 1-24-27 (立花地区)	平成 18 年 3 月 28 日 (2006)
10	有形 - 美工 (絵画)	絹本著色涅槃図	1 幅	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	昭和 58 年 3 月 24 日 (1983)
11	有形 - 美工 (絵画)	紙本着色浄光寺縁起図	双幅	浄光寺	常光寺 3-5-1 (小田地区)	昭和 61 年 3 月 13 日 (1986)
12	有形 - 美工 (絵画)	海北友松筆押絵貼屏風	六曲 一双	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	平成元年 3 月 30 日 (1989)
13	有形 - 美工 (絵画)	紙本着色日蓮大聖人註画讃	5 巻	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	平成 9 年 3 月 24 日 (1997)
14	有形 - 美工 (絵画)	絹本著色顕如上人画像	1 幅	光輪寺	西立花町 2-17-8 (立花地区)	平成 17 年 3 月 29 日 (2005)
15	有形 - 美工 (絵画)	新曲図扇面	30 面	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 21 年 3 月 25 日 (2009)
16	有形 - 美工 (絵画)	絹本著色顕如上人画像	1 幅	西教寺	大物町 1-17-36 (中央地区)	平成 30 年 3 月 26 日 (2018)

表 2-7 市指定文化財一覧 (2/3) (令和7年(2025)8月現在)

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
17	有形 - 美工 (彫刻)	十一面観音菩薩立像	1 軀	治田寺	戸ノ内町 2-4-11 (園田地区)	昭和 62 年 3 月 30 日 (1987)
18	有形 - 美工 (彫刻)	毘沙門天立像	1 軀	白衣観音寺	武庫之荘 7-27-20 (武庫地区)	平成 11 年 3 月 23 日 (1999)
19	有形 - 美工 (彫刻)	木造達磨大師坐像	1 軀	興禅寺	浜田町 1-7 (大庄地区)	平成 25 年 3 月 27 日 (2013)
20	有形 - 美工 (工芸品)	鱧口・雲版	3 口 1 口	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	昭和 58 年 3 月 24 日 (1983)
21	有形 - 美工 (工芸品)	銅鐘	1 口	如来院	寺町 11 (中央地区)	昭和 59 年 3 月 26 日 (1984)
22	有形 - 美工 (工芸品)	豊臣秀吉木像菊桐紋蒔絵厨子・桑山重晴木像黒漆厨子	2 基	寶樹院	大島 3-17-3 (大庄地区)	平成 6 年 3 月 28 日 (1994)
23	有形 - 美工 (工芸品)	刀 銘摂州尼崎住藤原国幸	1 口	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 18 年 3 月 28 日 (2006)
24	有形 - 美工 (古文書)	本興寺文書	49 点	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	昭和 60 年 3 月 30 日 (1985)
25	有形 - 美工 (古文書)	長遠寺文書	8 点	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	昭和 61 年 3 月 13 日 (1986)
26	有形 - 美工 (古文書)	杭瀬庄雑掌申状案	1 点	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 8 年 3 月 25 日 (1996)
27	有形 - 美工 (古文書)	東大寺領荘園文書	2 巻 (各 3 通) ・ 2 通	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 17 年 3 月 29 日 (2005)
28	有形 - 美工 (古文書)	日蓮書状(乙御前御書)	1 幅	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	平成 20 年 3 月 25 日 (2008)
29	有形 - 美工 (古文書)	日蓮筆曼荼羅本尊	1 幅	長遠寺	寺町 10 (中央地区)	平成 20 年 3 月 25 日 (2008)
30	有形 - 美工 (古文書)	天龍寺関係文書	4 帖 ・ 1 通	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 24 年 3 月 27 日 (2012)
31	有形 - 美工 (古文書)	寺岡家文書	1 巻 (4 通)	個人	南城内 10-2 (中央地区)	平成 26 年 3 月 26 日 (2014)
32	有形 - 美工 (古文書)	豊臣秀吉朱印状 (建部寿得軒他二名宛)	1 幅	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 26 年 3 月 26 日 (2014)
33	有形 - 美工 (古文書)	足利義詮書状	1 幅	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 27 年 3 月 25 日 (2015)
34	有形 - 美工 (古文書)	豊臣秀次朱印状	1 幅	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 28 年 3 月 29 日 (2016)
35	有形 - 美工 (古文書)	足利義教御判御教書	1 通	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 2 年 3 月 23 日 (2020)
36	有形 - 美工 (古文書)	豊臣秀吉朱印状(堀田三左衛門尉宛)	1 幅	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 3 年 3 月 23 日 (2021)
37	有形 - 美工 (古文書)	東大寺大仏殿油納所拵注文	1 巻	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 6 年 3 月 27 日 (2024)
38	有形 - 美工 (古文書)	六瀬頼連軍忠状	1 通	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 7 年 3 月 27 日 (2025)
39	有形 - 美工 (考古資料)	御園古墳石棺	1 基	尼崎市	塚口本町 8-1-24 (園田地区)	昭和 59 年 3 月 26 日 (1984)

表 2-7 市指定文化財一覧 (3/3) (令和7年(2025)8月現在)

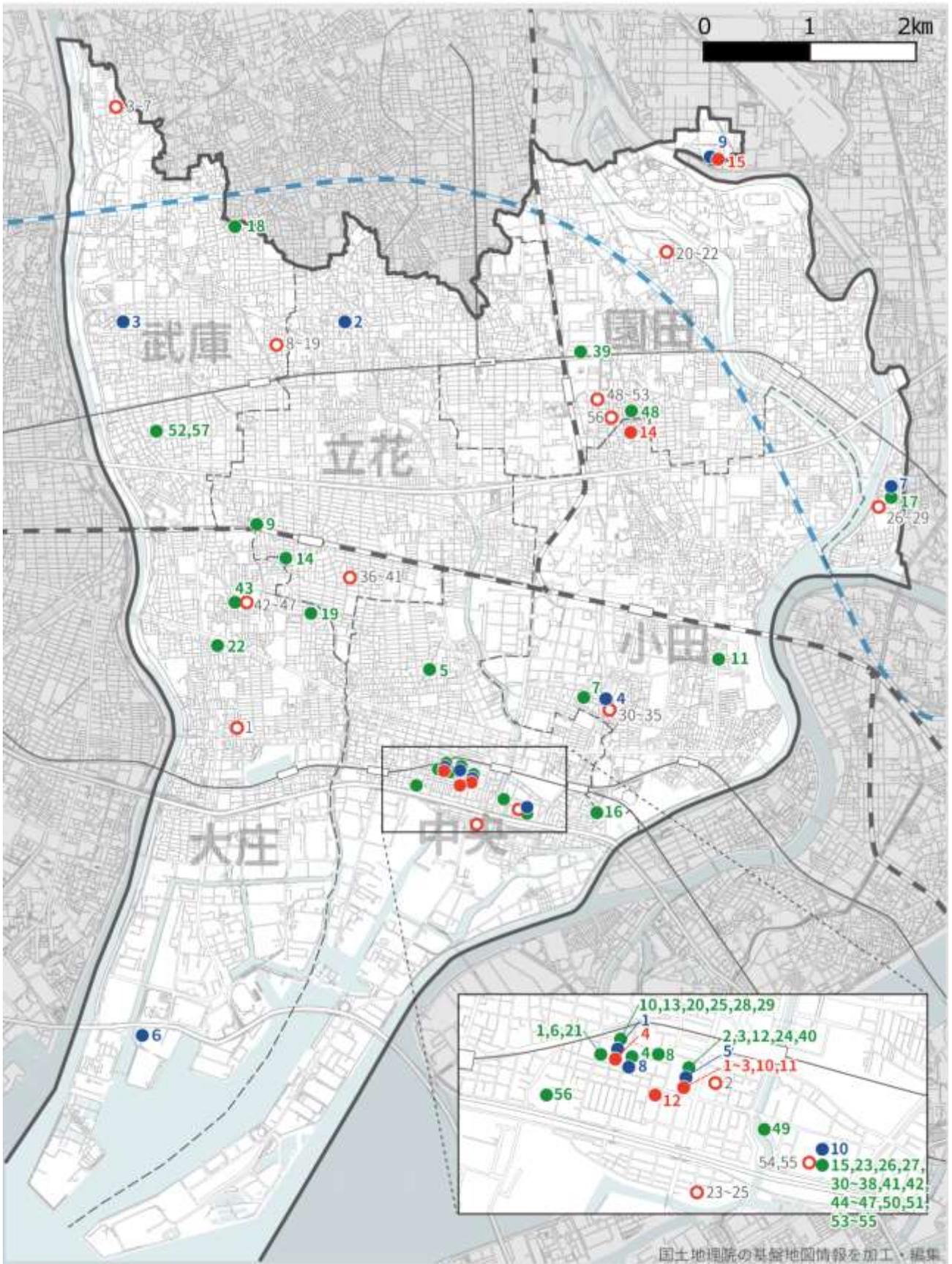
No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
40	有形 - 美工 (考古資料)	流水文銅鐸	1口	本興寺	開明町 3-13 (中央地区)	昭和 59 年 3 月 26 日 (1984)
41	有形 - 美工 (考古資料)	水堂古墳出土品 附 封土中・封土上面出土土器	一括	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	昭和 60 年 3 月 30 日 (1985)
42	有形 - 美工 (考古資料)	重圈素文鏡	1面	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 3 年 3 月 29 日 (1991)
43	有形 - 美工 (考古資料)	板碑 阿弥陀坐像板碑・地藏立像 板碑	2基	東光寺	大庄北 2-7-1 (大庄地区)	平成 19 年 3 月 22 日 (2007)
44	有形 - 美工 (考古資料)	東園田遺跡出土イイダコ壺	490 個	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 31 年 3 月 19 日 (2019)
45	有形 - 美工 (考古資料)	東園田遺跡出土玉杖形木製品	1点	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 2 年 3 月 23 日 (2020)
46	有形 - 美工 (考古資料)	武庫庄遺跡出土大型掘立柱建物柱根	8本	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和 3 年 3 月 23 日 (2021)
47	有形 - 美工 (歴史資料)	尼崎城下風景図 附 尼崎城及び城下関係資料 29 点	1点	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	昭和 62 年 3 月 30 日 (1987)
48	有形 - 美工 (歴史資料)	伊佐具神社社号標石	1基	伊佐具神社	上坂部 3-25-18 (園田地区)	昭和 63 年 4 月 1 日 (1988)
49	有形 - 美工 (歴史資料)	浅葱系威二枚胴具足 附 桜井神社所蔵資料	82 点	桜井神社 尼信文化基金	南城内 116-11 西本町北通 3-93 (中央地区)	平成 10 年 3 月 26 日 (1998)
50	有形 - 美工 (歴史資料)	長洲天満神社絵馬 附 奉納者名木札 1 枚	27 面	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 12 年 3 月 23 日 (2000)
51	有形 - 美工 (歴史資料)	銀拾勾札版木	1組	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 19 年 3 月 22 日 (2007)
52	有形 - 美工 (歴史資料)	守部観音堂関係資料 ・ 聖観音菩薩立像及び像内納入文書断簡 ・ 絹本着色十一面観音菩薩像 ・ 棟札(延宝 8 年 5 月 17 日銘) ・ 鰐口(延宝 8 年 5 月 吉日銘) ・ 普賢菩薩立像及び厨子	5 件	守部素蓋鳴神 社氏子会 守部福祉協会 守部素蓋鳴神社 来迎寺	南武庫之荘 8-15-8 (武庫地区)	平成 23 年 3 月 24 日 (2011)
53	有形 - 美工 (歴史資料)	享保元年尼崎城堀浚願図	1 枚	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 31 年 3 月 19 日 (2019)
54	有形 - 美工 (歴史資料)	安永七年尼崎城石垣櫓修補願図	1 舗	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	平成 31 年 3 月 19 日 (2019)
55	有形 - 美工 (歴史資料)	寛文十年頃尼崎城下絵図	1 枚	個人	南城内 10-2 (中央地区)	令和 4 年 3 月 1 日 (2022)
56	有形 - 美工 (歴史資料)	延宝頃尼崎城下絵図	1 枚	貴布禰神社	西本町 6-246 (中央地区)	令和 4 年 3 月 1 日 (2022)
57	民俗 - 有形	素蓋鳴神社おかげ踊り図絵馬	1 面	素蓋鳴神社	南武庫之荘 8-15-8 (武庫地区)	昭和 63 年 4 月 1 日 (1988)

表 2-8 国登録文化財一覧 (1/2) (令和7年(2025)8月現在)

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
1	有形 - 建	尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場)	1棟	尼崎市	大庄西町 3-6-14 (大庄地区)	平成 15 年 12 月 1 日 (2003)
2	有形 - 建	尼崎市役所開明庁舎 (旧開明尋常小学校校舎)	1棟	尼崎市	開明町 2-1-1 (中央地区)	平成 19 年 7 月 31 日 (2007)
3	有形 - 建	田近家住宅主屋	1棟	個人	西昆陽 3-350 (武庫地区)	平成 21 年 4 月 28 日 (2009)
4	有形 - 建	田近家住宅衣装蔵	1棟	個人		
5	有形 - 建	田近家住宅道具蔵及び油蔵	1棟	個人		
6	有形 - 建	田近家住宅米蔵	1棟	個人		
7	有形 - 建	田近家住宅長屋門	1棟	個人		
8	有形 - 建	森松家住宅主屋	1棟	個人		
9	有形 - 建	森松家住宅離れ	1棟	個人		
10	有形 - 建	森松家住宅衣装蔵	1棟	個人		
11	有形 - 建	森松家住宅道具蔵	1棟	個人		
12	有形 - 建	森松家住宅米蔵	1棟	個人		
13	有形 - 建	森松家住宅東納屋	1棟	個人		
14	有形 - 建	森松家住宅南納屋	1棟	個人		
15	有形 - 建	森松家住宅井戸	1棟	個人		
16	有形 - 建	森松家住宅長屋門	1棟	個人		
17	有形 - 建	森松家住宅東門	1棟	個人		
18	有形 - 建	森松家住宅中門	1棟	個人		
19	有形 - 建	森松家住宅外塀	1棟	個人	食満 3-492 (園田地区)	平成 21 年 11 月 2 日 (2009)
20	有形 - 建	芦田家住宅主屋	1棟	個人		
21	有形 - 建	芦田家住宅土蔵	1棟	個人		
22	有形 - 建	芦田家住宅納屋	1棟	個人	西本町 2-91 (中央地区)	平成 22 年 1 月 15 日 (2010)
23	有形 - 建	本田家住宅主屋	1棟	個人		
24	有形 - 建	本田家住宅翼蔵	1棟	個人		
25	有形 - 建	本田家住宅乾蔵	1棟	個人	戸ノ内町 3-637 (園田地区)	平成 22 年 9 月 10 日 (2010)
26	有形 - 建	田中家住宅主屋	1棟	個人		
27	有形 - 建	田中家住宅土蔵	1棟	個人		
28	有形 - 建	田中家住宅東門	1棟	個人		
29	有形 - 建	田中家住宅外塀	1棟	個人	長洲本通 3 - 60 (小田地区)	平成 23 年 1 月 26 日 (2011)
30	有形 - 建	上原家住宅主屋	1棟	個人		
31	有形 - 建	上原家住宅納屋	1棟	個人		
32	有形 - 建	上原家住宅離れ	1棟	個人		
33	有形 - 建	上原家住宅南蔵	1棟	個人		
34	有形 - 建	上原家住宅米蔵	1棟	個人		
35	有形 - 建	上原家住宅門	1棟	個人	七松町 2 - 249 (立花地区)	平成 23 年 7 月 25 日 (2011)
36	有形 - 建	小西家住宅主屋	1棟	個人		
37	有形 - 建	小西家住宅砂蔵	1棟	個人		
38	有形 - 建	小西家住宅納屋	1棟	個人		
39	有形 - 建	小西家住宅門	1棟	個人		
40	有形 - 建	小西家住宅北築地塀	1棟	個人	小西家住宅石垣	1基
41	有形 - 建	小西家住宅石垣	1基	個人		

表 2-8 国登録文化財一覧 (2/2) (令和7年(2025)8月現在)

No.	種別	名称	員数	所有者	所在地	指定年月日
42	有形 - 建	島中家住宅主屋	1棟	個人	大庄北 2-126 (大庄地区)	令和3年6月24日 (2021)
43	有形 - 建	島中家住宅蔵	1棟	個人		
44	有形 - 建	島中家住宅中蔵	1棟	個人		
45	有形 - 建	島中家住宅東蔵	1棟	個人		
46	有形 - 建	島中家住宅納屋	1棟	個人		
47	有形 - 建	島中家住宅仕切塀	1基	個人		
48	有形 - 建	廣田家住宅主屋	1棟	個人	上坂部 2-162 (園田地区)	令和3年6月24日 (2021)
49	有形 - 建	廣田家住宅北離れ	1棟	個人		
50	有形 - 建	廣田家住宅土蔵	1棟	個人		
51	有形 - 建	廣田家住宅長屋門	1棟	個人		
52	有形 - 建	廣田家住宅南塀	1基	個人		
53	有形 - 建	廣田家住宅庭門及び塀	1基	個人		
54	有形 - 建	旧尼崎市立高等女学校校舎(尼崎市立歴史博物館・尼崎市立成良中学校琴城分校)	1棟	尼崎市	南城内 10-2 (中央地区)	令和6年3月6日 (2024)
55	有形 - 建	旧尼崎市立高等女学校校門	1棟			
56	有形 - 建	西正寺本堂	1棟	西正寺	上坂部 3-36-8 (園田地区)	



- 国指定文化財
- 市指定文化財
- 県指定文化財
- 国登録文化財

※番号は表2-5～2-8に対応
(国指定個人所有を除く)

図 2-2 指定等文化財の位置図

4. 日本遺産の概要

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。本市は、神戸市・西宮市・芦屋市・伊丹市と共同で申請を行った『「伊丹諸^{もろはく}白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が令和2年（2020）度に日本遺産に認定されました。本市の構成文化財は、「神崎金毘羅^{かんざき こんびら}さんの石灯籠」、^{こもだる}「菰樽^{こもだる}づくり技術」、^{せっしゅうさかだるこもめいかん}「矢野家住宅」、^{せっしゅうさかだるこもめいかん}「摂州酒樽薦銘鑑」の4件が認定されています。

阪神間日本遺産推進協議会が主体となり、デジタルスタンプラリーの実施やパンフレットの作成等、日本遺産を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

ストーリー

江戸時代、伊丹・西宮・灘の酒造家たちは、優れた技術、良質な米と水、酒輸送専用の樽廻船によって、「下り酒」と称賛された上質の酒を江戸へ届け、清酒のスタンダードを築きました。酒造家たちの技術革新への情熱は、伝統ある酒蔵としての矜持と進取の気風を生み、「阪神間」の文化を育みました。六甲山の風土と人に恵まれたこの地では、水を守り米を育てる人々、祭りに集う人々、酒の香漂う酒造地帯を訪れ、蔵開きを楽しむ人々が共にあり、400年の伝統と革新の清酒が造られています。

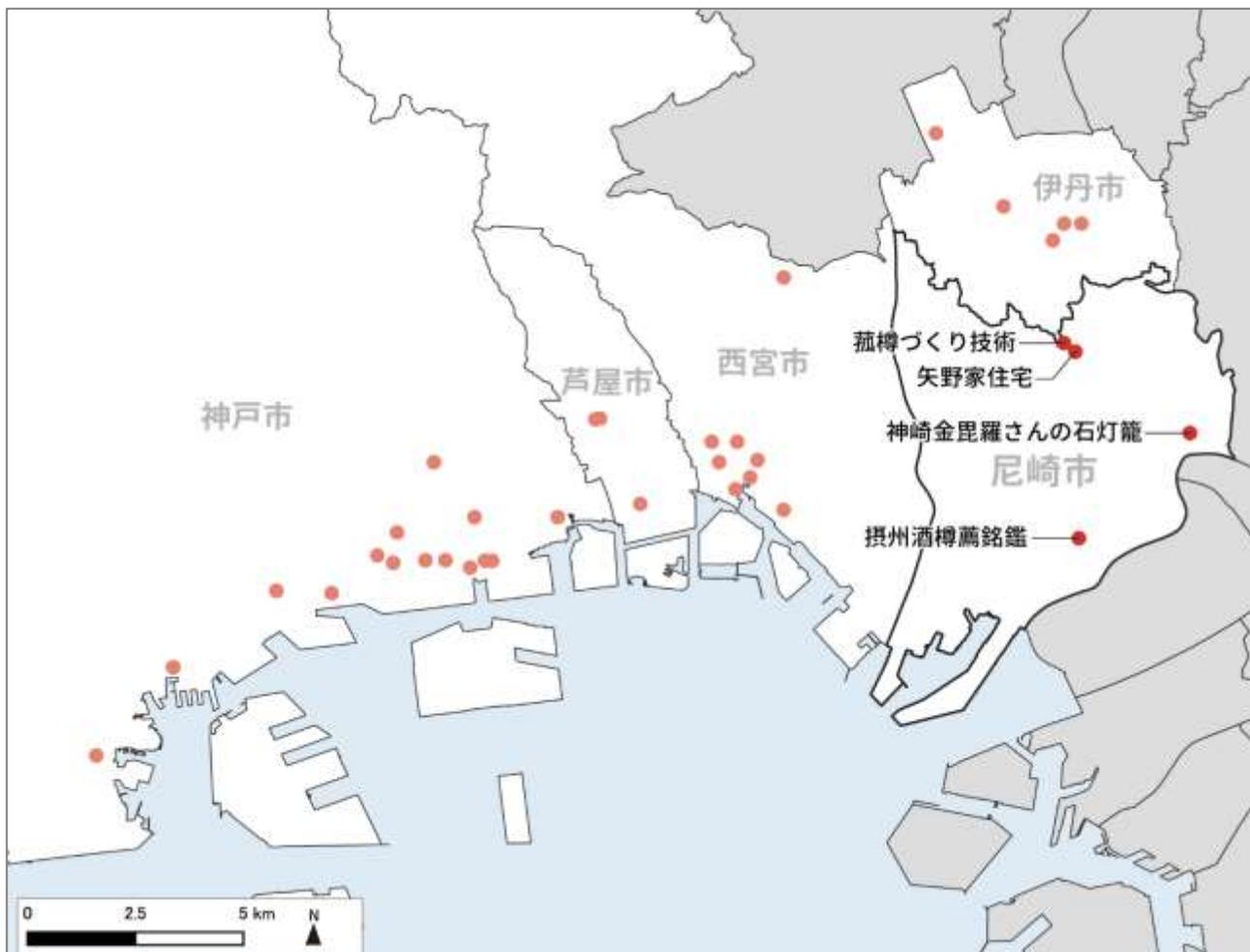


図 2-3 構成文化財の分布図

表 2-9 尼崎市内の構成文化財

名称	類型	指定等の状況	ストーリーの中での位置づけ
神崎金毘羅さんの石灯籠	有形文化財 (建造物)	未指定	伊丹酒は神崎を経て廻船で江戸に運ばれました。神崎に建つこの石灯籠は、航海の安全を祈念し、灯台の役割を果たしました。文化元年(1804)頃再建されました。
菰樽づくり技術	民俗文化財 (無形の民俗文化財)	未指定	菰樽は、船での輸送中に酒樽の破損を防ぐ目的で樽に菰を巻き付けたのが始まりとされ、江戸積酒造地に近い農家の農間余業として発展しました。「岸本吉二商店」「矢野三蔵商店」がその伝統を受け継いでいます。
矢野家住宅	有形文化財 (建造物)	未指定	菰樽づくりを営む矢野三蔵商店の住宅兼事務所、大正初期建築です。
摂州酒樽薦銘鑑	有形文化財 (美術工芸品 (歴史資料))	未指定	江戸積酒の菰樽に商標として描かれた菰印を集成したもので、寛政11年(1799)～文化8年(1811)の間の、酒造家165人、539銘柄の菰印を収録しています。尼崎市立歴史博物館所蔵です。



神崎金毘羅さんの石灯籠



菰樽づくり技術



矢野家住宅 (都市美形成建築物)



摂州酒樽薦銘鑑

5. 尼崎市の歴史文化遺産の概要

(1) 有形文化財

■ 建造物

神社建築は、平成13年(2001)～15年(2003)に把握調査、及び36棟の詳細調査を実施しました。そのうち指定等文化財は、国指定の本興寺三光堂、県指定の富松神社本殿、長洲天満神社本殿、市指定の難波八幡神社本殿、吉備彦神社本殿の5件です。本興寺三光堂は三間社流造で、建立年代は明らかではありませんが、元和3年(1617)に現在地に移築され、貞享元年(1684)・永享4年(1747)に修理された記録が残されており、本興寺の鎮守社として建立された彩色豊かな建築物です。富松神社本殿は一間社春日造で、寛永13年(1636)建立、長洲天満神社本殿は一間社流造で、慶長12年(1607)に建立されました。いずれも江戸時代初期の様式をよく伝え、市域では最も古い神社建築群といえます。難波八幡神社本殿、吉備彦神社本殿ともに一間社流造で建立年代は明らかではありませんが、江戸時代中期の建立と考えられ、その様式をよく伝えています。未指定の神社建築は、生島神社弁天社等があります。

寺院建築は、平成13年(2001)～15年(2003)に把握調査、及び58棟の詳細調査を実施しました。そのうち指定等文化財は、国指定の本興寺開山堂・方丈、長遠寺本堂・多宝塔、県指定の本興寺鐘楼、長遠寺鐘楼・客殿・庫裡、市指定の本興寺三光堂向唐門、如来院本堂・表門、善通寺本堂の12棟(指定件数では8件)、国登録の西正寺本堂1棟です。本興寺開山堂は、東西棟の入母屋造の内・外陣部分の背後に、南北棟の寄棟造の内陣・後陣が付加された特異な撞木造と呼ばれる屋根型式で、永禄元年(1558)に建立され、元和3年(1617)に現在地に移築されました。明暦2年(1656)・天和3年(1683)、その後に数回の増改築が行われ、現在の姿になったものです。本興寺方丈は、東西棟の入母屋造で、天文17年(1548)・元和3年(1617)・慶安元年(1648)の棟札が残され、元和3年(1617)に現在地に移築されたと考えられていましたが、昭和56年(1981)の解体修理工事の際に、以前に解体された痕跡がないことから、寺が現在地に移転した元和3年(1617)に建立されたことがわかりました。長遠寺本堂は、入母屋造で、慶長3年(1598)・元和9年(1623)の棟札が残され、元和9年(1623)に現在地に移築されたと考えられていましたが、昭



本興寺三光堂



富松神社本殿



長洲天満神社本殿



本興寺開山堂



長遠寺本堂

和 56～59 年 (1981～1984) の解体修理工事の際に、以前に解体された痕跡がないことから、寺が現在地に移転した元和 9 年(1623)に建立されたことがわかりました。長遠寺多宝塔は、方三間の小規模な多宝塔で、慶長 12 年(1607)・宝永 3 年(1706)・永享 5 年 (1748)・寛政元年(1789)・弘化 2 年(1845)の棟札が残され、慶長 12 年(1607)に建立され、寺が現在地に移転した元和 9 年(1623)に現在地に移築された建物です。未指定の寺院建築は、願正寺本堂等があります。



長遠寺多宝塔

住宅建築のうち指定等文化財は、県指定の旧小阪家住宅の 1 件と国登録が 5 件です。旧小阪家住宅は芦屋市から本市の県立公園に移築したものです。国登録 51 件のうち主屋は 9 件です。中でも、森松家住宅は本市北部に所在する旧西富松村(現武庫之荘東)の中央にあり、同家は江戸時代後期から明治時代初期まで同村の庄屋を務めていました。江戸時代末期に移築して建てられた主屋をはじめ、江戸時代後期から昭和時代初期にかけて建築された離れ、蔵、納屋、門、井戸、塀等 12 の建築物が登録されています。未指定の住宅建築は、村田邸主屋等があります。



森松家住宅

近代建築のうち指定等文化財は、国登録の尼崎市立大庄公民館(旧大庄村役場)・尼崎市役所開明庁舎(旧開明尋常小学校校舎)・旧尼崎市立高等女学校校舎(尼崎市立歴史博物館・尼崎市立成良中学校琴城分校)の 3 件です。尼崎市立大庄公民館(旧大庄村役場)、現尼崎市立大庄南生涯学習プラザは、鉄筋コンクリート造地上 3 階地下 1 階建ての建築物で、昭和 12 年(1937)の竣工です。設計者は文化勲章受賞者で、日本を代表する建築家のひとりである村野藤吾です。茶褐色のタイルが外壁全面に貼られ、そのところどころに動植物のレリーフが飾られているのが特徴です。建物の西面は建築当初にあった水路の流れに合わせて 1 階の外壁が弧を描いており、その上に箱形の 2・3 階が積み重なるという形状です。2 階の旧貴賓室は建設当初の姿をよく留めており、歴代の大庄村長の肖像が掲げられています。現在は学習室として使用されています。未指定の近代建築は、尼信会館等があります。



旧大庄村役場



旧開明尋常小学校



旧尼崎市立高等女学校校舎

土木構造物は指定等を受けているものはありません。未指定の土木構造物は、六樋、武庫大橋等があります。

石造物(建造物)のうち指定等文化財は、県指定の西武庫須佐男神社の石造十三重塔、市指定の本興寺笠塔婆、如来院石造笠塔婆、常春寺石造宝篋印塔の合計 4 件を数えます。西武庫須佐男神社の石造十三重塔



如来院 石造笠塔婆

は花崗岩製で、現高410cm、相輪は後補です。基礎は高さ30.5cm、幅95cm、四面素面です。塔身は高53.5cm、幅55cm、東面は素面ですが、他の三面にそれぞれ線刻した蓮華座上に舟形輪郭を彫り込み、仏坐像を配しています。南面は定印の弥陀、西面は釈迦、北面は円頭で左手に宝珠を捧げているから地蔵で、本来は弥陀が西面に位置します。各層の笠は軸部造り付け式で、下の第一層から上の第十三層まで良く揃い、塔全体が整備された鎌倉時代後期の作品の特徴を示しています。平成7年(1995)1月17日の阪神・淡路大震災により十三重塔は倒壊し、修復に至るまでの間に仏坐像を刻んだ塔身が盗難に遭い、現在は同寸の花崗岩で補っています。このほか未指定ですが、日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」』の構成文化財の1つとなっている神崎金毘羅さんの石灯籠があります。この石灯籠は、航海の安全を祈念し建てられ、灯台の役割をもつもので、願主岸田屋治兵衛を中心に神崎の津にあった問屋・仲間・宿屋等で働く人々から寄付が集めて文化元年(1804)頃建て替えられたものです。

■美術工芸品

▼絵画

絵画の指定等文化財は、国指定が5件、市指定が7件の、合計12件を数えます。国指定は全て個人の所有です。市指定は仏教美術に関する仏画や高僧伝、縁起図等で、寺町の寺院等に伝えられ、なかでも長遠寺の涅槃図や高僧伝の絵巻は制作年代が中世に遡ります。また、浄土真宗本願寺派寺院2か寺に、寺の前身の道場へ本願寺より下付された宗主像が現存しており、本市の安土・桃山時代の本願寺教団の動向を伝えています。世俗画は、海北友松の水墨画の押絵貼屏風が本興寺にあるほか、国や県指定文化財の寺院建築の襖絵や、天井画等は、江戸時代に活躍した大坂画壇の絵師たちが描いています。未指定の絵画は、大昌寺、如来院、寶樹院の涅槃図等があります。

▼彫刻

彫刻の指定等文化財は、国指定が1件、県指定が1件、市指定が3件の合計5件を数えます。本市北部の密教寺院に平安時代に遡る仏像が現存します。治田寺の木造十一面観音菩薩立像と白衣観音寺の木造毘沙門天立像は、平安時代の終わりに前時代的な技法の一木造で作られた仏像です。前者は当地にあった荘園と京とのつながりをうかがわせる表現が見られ、後者は、地方作といわれる粗削りな表現も見られます。



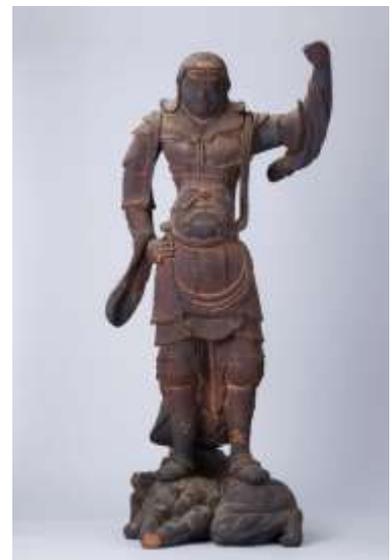
常春寺 石造宝篋印塔



長遠寺 絹本著色涅槃図



本興寺 海北友松筆押絵貼屏風



白衣観音寺 毘沙門天立像

治田寺の阿弥陀如来坐像は寄木造で、平安時代末期の優美な作風に鎌倉時代の理知的な表情が見られます。また、興禅寺の木造達磨大師像は、本市に残る希少な室町時代の頂相彫刻です。未指定の彫刻は、円安寺の十一面観音菩薩立像等があります。

▼工芸品

工芸品の指定等文化財は、国指定が2件、市指定が4件の、合計6件を数えます。寺町の寺院は中世の金工品が伝えられており、長遠寺に南北朝時代から室町時代の鰐口と雲版が、如来院に室町時代の梵鐘が現存し、銘文に来歴が刻まれています。また、博物館で収集に取り組んできた江戸時代に尼崎城下で活躍した刀工の作品のうち、藤原国幸の鍛えた刀1口は寛永（1624～1644）の新刀の特色をよく示しています。

漆工芸では、寶樹院に伝えられた豊臣秀吉木像を納めた菊桐紋蒔絵厨子、桑山重治木像を納めた黒漆蒔絵厨子が注目されます。なかでも菊桐紋蒔絵厨子は高台寺蒔絵とよばれる平蒔絵が施され、文様や技法が慶長（1596～1615）の特色を示しています。未指定の工芸品は、本興寺の寺宝である漆器・陶磁器等が多数あります。

▼書跡・典籍

書跡・典籍の指定等文化財は、大覚寺文書の県指定が1件です。大覚寺文書は、大覚寺に伝わる56点の、正和2年（1313）から天正17年（1589）に至る間の文書で、本市の南部一帯の地は古くは東大寺の荘園領有における土地支配と賀茂御祖社（下鴨神社）に食料を貢納する御厨供御人に対する人の支配が重なり合い、両者は激しく争いました。大覚寺文書はこの争いの在地史料を含んでいるほか、「大覚寺絵図」は正和4年（1315）の当時の境内や伽藍配置が詳細に記されており、中世の尼崎を知る上で貴重な史料となっています。未指定の書跡・典籍には、本興寺の御聖教「本門弘教抄」等があります。

▼古文書

古文書の指定等文化財は、国指定が1件、市指定が14件、計15件です。国指定は個人の所有です。市指定文化財の本興寺文書を所蔵する本興寺は、応永27年（1420）に日隆によって開かれ、江戸時代初頭の尼崎城下町建設に伴い現在地に移転するまで、港湾都市として発展した中世尼崎の中核的な寺院の1つです。このため戦国武将や天下人が発した禁制や書状等多数の古文書が伝来しており、このうち戦国時代から江戸



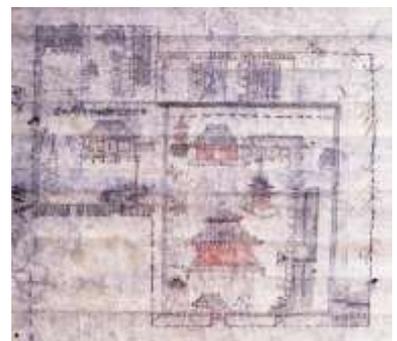
治田寺 阿弥陀如来坐像



長遠寺 雲版



寶樹院 豊臣秀吉木像菊桐紋蒔絵厨子



大覚寺文書（大覚寺絵図）



本興寺文書（織田信長禁制）

時代初期に至る古文書 49 点が指定されています。また、江戸時代初期の尼崎城下町建設によって現在地に移転した長遠寺に戦国時代末期から安土・桃山時代までの古文書が伝来しています。元亀3年（1572）の織田信長の禁制や、天正2年（1574）に織田氏に属し摂津一国の支配者となった荒木村重の禁制、書状等のほか、朝廷から出された綸旨や口宣案、当時の住職と交流があった禅僧からの書状等の8点が指定されています。このように、本市の古文書は中世から力を持っていた寺院の宝物として、受け継がれてきたもので、当時の権力者からの書状や旦那衆の寄贈した開祖直筆の書状があります。また、当市で収集した尼崎城に関連する文書や書状も指定されています。未指定の古文書は、白井栄氏文書等があります。

▼考古資料

考古資料の指定等文化財は、県指定の田能遺跡出土の遺物（銅剣鑄型片・白銅製釧・碧玉製管玉）、市指定の御園古墳石棺、本興寺流水文銅鐸、水堂古墳出土品、重圈素文鏡、東光寺板碑（阿弥陀坐像板碑・地藏立像板碑）、東園田遺跡出土イイダコ壺、玉杖形木製品、武庫庄遺跡出土大型掘立柱建物柱根の9件です。県指定の田能遺跡出土の遺物は、昭和40年（1965）の発掘調査で出土した弥生時代の資料です。砂岩製の銅剣鑄型片は弥生土器とともに土坑から、白銅製釧は第17号墓の被葬者が左腕に着装した状態で、碧玉製管玉は第16号墓の被葬者の胸部付近から発見されました。碧玉製管玉は632個あり、首飾りを付けて埋葬されたと考えられています。本興寺所蔵の流水文銅鐸は、淡路島出土と伝えられていますが、それ以外は本市で出土したものです。中でも、平成8年（1996）の武庫庄遺跡第36次発掘調査で発見された大型掘立柱建物は、この時期の建物としては最大級の建物で出土した柱根のうち、最も残りの良い3号柱根は、年輪年代法による測定で、最外残存年輪の年代が紀元前245年と導き出され、弥生時代中期の年代を考える上で重要な資料です。また、兵庫県立考古博物館が管理する市内の遺跡から出土した東武庫遺跡2号墓出土品が県指定文化財に指定されています。未指定の考古資料は、大物遺跡出土の経石等があります。

▼歴史資料

歴史資料の指定等文化財は、県指定が1件、市指定が10件、計11件です。県指定の摂津職河辺郡猪名所地図は、現在のJR尼崎駅周辺一帯を荘域とした東大寺領猪名荘を描いたもので、天平勝宝8年（756）、



長遠寺文書（荒木村重禁制）



田能遺跡出土の遺物（左上：白銅製釧、右上：銅剣鑄型片、下：碧玉製管玉）



武庫庄遺跡出土 大型掘立柱建物柱根



水堂古墳 出土品

この地が東大寺に^{ちよくせにゆう}勅施入された際に作られた絵図の写しです。碁盤目状の条里が描かれ、各坪に坪数や耕地面積等の必要な情報の他、図の両端に勅施入当時の面積、摂津職の官吏の名前等が記載されています。図中に、堤防と目される^{もく}二重線や荘園に関わりのある施設と考えられている記号が描かれており、猪名荘の姿を復元する上で大変貴重な資料です。市指定文化財の歴史資料は、伊佐具神社社号^{い さ ぐ し ゃ ぐ ち ゅ う せ き}標石・^{あ き ぎ い と お ど し に ま い だ う ぐ そ く な が す}浅葱系威二枚胴具足・^{じゅうもんめ}長洲天満神社絵馬・^{もりべ}銀拾匁 札版木・守部観音堂関係資料を除き、残りは尼崎城・尼崎城下の絵図となります。未指定の歴史資料は、尼崎藩札等があります。

(2) 無形文化財

過去に、重要無形文化財保持者（通称人間国宝）が1人おりましたが、現在指定等を受けている個人・団体はありません。また、未指定文化財もありません。

(3) 民俗文化財

■有形の民俗文化財

有形の民俗文化財の指定等文化財は、市指定文化財の^{すさのお}素盞鳴神社おかげ踊り図絵馬1件があり、天保2年（1831）9月、守部村の嘉蔵ら17人の世話人によって同社（当時は^{こず}牛頭天王社）に奉納されたものです。画^{もたごうえい}作は桃田江永で、表面には同社境内で太鼓・笛・三味線等のお囃子に合わせて整然と踊る村人の様子が彩色鮮やかに描かれ、「おかげ守部村」と



素盞鳴神社おかげ踊り図絵馬

書かれた大きな^{のぼり}幟も見えます。また、裏面におかげ踊りの由来や踊りの様子等について記された墨書があります。未指定の文化財としては、もんどり等の漁具・^{せんぼこき}千歯扱等の農具等があります。

■無形の民俗文化財

指定等を受けている無形の民俗文化財の文化財はありません。未指定の文化財は、松原神社で現在3月13日に行われている春祭りの「^{まつばら}ダンゴノボー」は、^{すとく}崇徳上皇の由縁から没後も御霊を慰めるおまつりとして、当時と同じ物を献上する神事が行われています。そのほか、屋台祭礼や守部の^{もりべ}観音踊り、^{けま}食満の獅子舞、^{たつみ}辰巳太鼓等、各地域で特色ある祭り・行事があります。



ダンゴノボー

(4) 記念物

■遺跡

国の史跡となっている遺跡は、田能遺跡の一部と近松門左衛門墓の2件です。田能遺跡は本市の北東端、猪名川左岸に接する標高約6mの^{ちゅうせき}沖積平野にあります。東西110m、南北120mの範囲内に広がる弥生時

代全期間にわたる集落跡で、住居跡・土坑・溝・柱穴のほか無数の小さな穴が発掘されました。中でも木棺墓・木蓋土坑墓・土坑墓・壺棺墓・甕棺墓等 17 基の墓の発見は、それまで不明であった近畿地方の弥生時代墓制の解明のきっかけとなりました。



田能遺跡

近松門左衛門墓は高さ 48cm、緑泥片岩の自然石を墓石としています。墓石表面には近松門左衛門の戒名「阿耨院穆矣日一具足居士」と妻の戒名「一珠院妙中日事信女」、裏面に「享保九年（1724）十一月二十二日」と没年が刻まれています。未指定の遺跡は、弥生時代の上ノ島遺跡・武庫庄遺跡・東園田遺跡、古墳時代の水堂古墳、飛鳥時代の猪名寺廃寺跡、平安から鎌倉時代の大物遺跡、中世の富松城跡、近世の尼崎城跡等、原始・古代から近世に至る多くの遺跡が周知されています。

■名勝地

名勝に関する指定等文化財はありません。未指定のものは本興寺方丈の小堀遠州が作ったとされる庭等があります。

■動物・植物・地質鉱物

天然記念物の指定等文化財はありません。特別天然記念物のコウノトリが飛来したことはありますが、生息地となったことはありません。未指定の動物、植物、地質鉱物は保護樹木となっているクスノキ等があります。

（5）文化的景観

本市に、重要文化的景観の選定はありません。現在、把握している未指定の文化的景観もありません。

（6）伝統的建造物群

本市に、伝統的建造物群保存地区の選定はありません。現在、把握している未指定の伝統的建造物群もありません。

（7）その他

民間話は 600 件近くあります。武庫地区に伝わる「破風のない家」は、平安時代中期の武士で源頼光配下の四天王の一人である渡辺綱にまつわる話です。その他、尼崎は水陸の交通の要衝であったことから、日本の歴史に残る偉人・有名人の伝承も数多く残されています。

伝承地は 14 件を数え、中でも雉ガ坂伝説地は、本能寺の変を知り備中から急ぎ引き返す秀吉一行がこのあたりまで来た時、あわただしく雉が飛び立つのが見えたため、明智光秀の兵が待ち伏せしていることを知り、道を変えて難を逃れたとの言い伝えが残るところで、中国街道が武庫川の堤防にのぼるなだらかな坂道を「雉ガ坂」と呼んで言い伝えています。

第3章 歴史文化の特徴

本市は、古代より都と瀬戸内・西国また世界をつなぐ流通・交易拠点としての役割を担いながら、様々な技術を持った人々の活動により、港町や城下町、工業都市等として大きく発展してきました。先人は、立地の優位性を生かしながら開拓・干拓かんたくにより土地を切り拓きひら、絆と知恵によって日々の暮らしを営んできました。また、古来、災害や戦争、社会変化等の影響を受けながらも、より良いまちの実現に向けて人々は奮闘してきました。こうして、多様な人々が暮らし、行き交う交流の中で豊かな芸能や娯楽ごらくが生まれ、人々の生活を癒しいやし、彩ってきました。

本市の歴史文化は立地の優位性と交易・流通・交通の視点から「国内外をつなぐ水陸交通の要衝ようしょう」、自治・暮らしの視点から「村々の結束と多彩な暮らし」、産業・労働の視点から「日本経済を支えた工都尼崎とまちづくりの実践」、文化・学問・芸術・娯楽の視点から「人々の心潤す“あまぶんか”」の大きく4つのテーマでとらえることができます。なお、“あまぶんか”は人々の暮らしや他地域との交流の中で生まれた、本市における様々な文化や学問、芸術、娯楽のことをいいます。

これらの4つのテーマがお互いに関連しながら、本市らしい歴史文化を育んできました。

このような本市の歴史文化は、「土地の成り立ちを生かし、水陸交通の要衝として時代ごとに積み上げてきた人々の多彩な営みの歴史文化」と一言で表現することができます。



図 3-1 歴史文化の4つのテーマ

立地の優位性と交易・流通・交通の視点

1. 国内外をつなぐ水陸交通の要衝

本市は、国内流通だけではなく、国外流通においても中国をはじめとした諸国から、九州を通り瀬戸内・西国と畿内を結ぶ重要地にあり、流通・交易の拠点として、古くから港湾都市として栄えました。時には戦場の舞台として、また都につながる要地として、大きな役割を担いました。

大和政権を支えた港湾

『万葉集』に、古代の猪名川・武庫川河口域の景観を詠んだ和歌が載せられています。特に猪名川の河口はラグーン（潟湖）となっており、船が停泊するのに適した天然の良港でした。この地域を含む大阪湾岸は、大和政権による海洋祭祀がしばしば行われたとされる伝承が各地に残っています。その伝承に共通して登場するのが神功皇后で、住吉大社等の起源を語る伝承となっています。その伝承が各地の式内社に伝わっており、そのひとつが伊佐具神社です。

こうした港の機能をもつ本市は大和政権にとって重要な位置を占め、交通を掌握する車持部や猪名部、佐伯部等の軍事的集団や技術者集団、渡来系集団が政策的に配置されたと考えられます。また、豪族らにより、本市に水堂古墳や猪名寺廃寺等が造られました。

人・物が行き交う河尻地域

延暦4年（785）の長岡京遷都に際して神崎川と淀川をつなぐ水路が開削されると、神崎川は都と瀬戸内・西国方面を結ぶ重要な交通路となりました。荘園制や流通経済の発展とともに、多数の川船と渡船が行き交うようになり、港津がいくつも発展しました。本市は神崎・長洲・杭瀬・大物・尼崎等の港が栄え、この一帯は総称して「河尻」と呼ばれるようになりました。平安時代に荘園領主等が競って専用の船津や倉庫・別荘等の施設を設ける等、地域開発が進み、住民が急増しました。

このうち、神崎は貴族をはじめとする様々な人々や物資が往来して港町として栄え、遊女や白拍子の集う天下第一の歓楽の地としても知られていました。長洲は、漁業・運輸・交易等様々な活動を展開する住民が集住しており、のちに賀茂御祖社（下鴨神社）の支配する長洲御厨が成立し

関連する主な歴史文化遺産



●伊佐具神社社号標石 市指定



●水堂古墳主体部



●猪名寺廃寺跡 塔心礎

- 猪名寺廃寺出土品（瓦・礎石等）
- 伊居太古墳
- 南清水古墳
- 園田大塚山古墳
- 御園古墳
- 御園古墳石棺 市指定
- 水堂古墳出土品 市指定
- 重圈素文鏡
- 武庫川・猪名川の景観を詠んだ和歌



●「丁綱」墨書土器

- 如来院
- 遊女塚
- 五人遊女塚由来絵巻物
- 金毘羅さんの石灯籠
- 大物遺跡
- 大物遺跡出土品

ました。大物遺跡からは、平安時代から鎌倉時代にかけての多様な遺物が発見されています。その中に、日宋貿易で中国からもたらされた貿易陶磁器や、西日本各地で生産された土器等が含まれます。貿易陶磁器のような高級品や一般の人々が使用する土器等が一括で出土することから、大物は様々な階層の人々が西日本各地から集まり、にぎわっていたことがわかります。尼崎の町は、平安時代末期に大物の南に形成された砂州が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから港湾が発達しました。

戦乱の舞台

交通の要衝であった本市は、中世、様々な戦乱の舞台となりました。義経と頼朝が対立した際に、義経が西国へ向かう途中で河尻や大物等で合戦があったとされ、義経らが大物浜から船に乗ったところ、突然暴風が吹き荒れ、船が転覆したことが『吾妻鏡』に記されています。

また、戦国時代に入ると細川高国方と細川澄元方との戦いにおいて、本市はしばしば主戦場となりました。これは、京都を押さえる高国方に対して、本国である阿波国（徳島県）から攻め上る澄元方が兵庫や尼崎に上陸したためです。享禄4年（1531）の大規模な戦闘（大阪市付近）で、高国方は総崩れとなり、高国自身は大物のまちに逃げ込みましたが、紺屋の甕に隠れていたところを見つかり、自害させられてしまいました。この一連の事件を、「大物くずれ」と当時の人々は称し、語り伝えてきました。

本市に、激動の戦国時代の舞台となった中世城館跡の富松城跡、塚口城跡の土塁が残っています。七松神社は、織田信長による有岡城（伊丹市）攻めに際して七松付近で処刑された荒木村重の家臣妻子ら約六百数十人の供養碑が建立されています。

広徳寺は、本能寺の変後の羽柴秀吉による中国大返しにまつわる話が伝えられています。

大坂の西の守り・尼崎藩

江戸時代、大坂に近接する本市は幕藩体制を維持する軍事的・経済的要地であり、尼崎藩は大坂の西の守りとして、海陸交通の要衝を警衛するという大変重要な役割を担っていました。元和3年（1617）に、勇猛な武将として名高い戸田氏鉄が配され、新尼崎城普請が始められました。庄下川を西の外堀とする3重の堀と南面する堀で囲まれ、本丸・二の丸・三の丸

関連する主な歴史文化遺産



●富松城跡（土塁跡）



●七松神社荒木村重一族供養碑



●尾浜宝篋印塔（通称：名月姫の墓）

- 富松城跡まつり
- 塚口城跡
- 古文書・絵図類
- 七松神社
- 大物主神社
- 義経弁慶隠家跡（大物主神社）
- 大物くずれ戦跡碑
- 広徳寺
- ダンゴノポー



●尼崎城跡

- 尼崎城下風景園市指定

- 深正院（松平家墓所）
- 絵図・文書類 市指定含む
- 尼崎藩領界碑
- 尼崎城本丸跡の土層断面
- 尼崎城跡出土品
- 銀拾匁札版木
- 尼崎城天守の大瓦

が本丸を中心に時計回りに展開する渦郭式かかくの縄張りを持ち、主要な門の内側ますがたに枳形と呼ばれる戦闘のための空間を設け、郭くるわの角に櫓やぐらを天守含めて17か所設置する防御も万全な5万石の大名にとっては大規模な城とその城に見合う城下町が形成されました。

所領は当初5万石で、川辺郡神崎村かわべ かんざきから八田郡西須摩村やたべ にしすままでの海沿い一帯を所領としていましたが、明和6年(1769)の上知あげちにより兵庫から今津までの海岸沿い一帯は幕府領となり、代わりに播磨国の村々あこう、赤穂郡・宍粟郡・多可郡に飛地とびちが与えられました。藩主は、戸田氏(1代)、青山氏(4代)、松平氏(7代)と移り変わりながら明治維新を迎えました。

松平時代に、尼崎城下たつみ ふろつじは辰巳町・風呂辻町・市庭町・別所町・大物町・中在家町なかざいけ みや つきじ・宮町・築地町の8町からなっており、魚市場はたごや旅籠屋も設けられ、多くの人でにぎわっていました。また、城下町の整備に合わせ、町場や領内の各所に散在していた寺院が一か所に集められ、現在の寺町が形成されました。

近世の交通・運輸に携わる人々

本市は、近世においても水陸交通の要衝ようしやうでした。陸上交通は、京都と西国を結ぶ西国街道と、大坂と西宮を結ぶ海沿いに中国街道が通り、中国街道かんざきに、神崎・尼崎の宿駅が設けられました。これらは、尼崎藩独自の宿駅でしたが、幕末にかけて幕府の御用のために人足・伝馬を替える公用継ぎ立てが激増し、多忙を極めました。また、街道が川を渡る場所に渡し場むこ ひげ わた にししんでん さもんどがあり、武庫川に髭の渡しと西新田の渡し、左門殿川に辰巳の渡し、神崎川に神崎の渡しが設けられており、増水すると人足の肩車れんだいや蓮台による川渡しが行われました。

海上交通は、瀬戸内海を尼崎渡海船が運航し、大坂と尼崎を結ぶ物流を担いました。さらに、河川交通は、神崎川の渡海船や、猪名川・武庫川の通船等があり、近世における人・物の移動を支えました。

関連する主な歴史文化遺産



●寺町 国・県・市指定含む



●摂津名所図会(神崎川と渡し場)



●髭の渡し跡



●道標(有馬道)

- 西新田の渡し跡
- 辰巳の渡し跡
- 絵図・古文書類
- 街道と道標

自治・くらしの視点

2. 村々の結束と多彩なくらし

本市は古来から、漁業・農業・運輸・交通・商業・工業・政治・美術等、多彩な仕事に携わる人々が生活しています。先人は、土地を切り開きながらくらしの基盤を築き、それぞれ独自のコミュニティを形成し、時に他者の力も活用しながら自治を展開してきました。本市は、今も昔も様々な生業を背景とした多彩なくらしの文化が共生している町です。

人々の生活の始まり

本市に人々が住み始めるのは、米作りが始まる弥生時代です。弥生時代前期の^{かみのしま}上ノ島遺跡は、米作りにかかわる石包丁等が出土しています。中期の大規模な集落は^{たの}田能遺跡や^{むこのしょう}武庫庄遺跡があり、大型掘立柱建物、土器や石製品等多種多様な遺物が出土しています。また、後期の大規模な集落である^{ひがしそのだ}東園田遺跡からイイダコ壺等が見つかっており、古くから本市で漁業が展開されていたことがわかります。

土地の開発と荘園の展開

古代から中世にかけて、荘園が相次いで成立しました。なかでも^{いなのしょう}猪名荘は、天平勝宝8年(756)に孝謙天皇が^{ちよくせにゆう}東大寺に勅施入したことにより成立した^{いなのしょう}荘園で、^{いなのしょう}猪名庄遺跡で荘園に関連すると考えられる倉庫建物や井戸等の遺構、土師器等の遺物が見つっています。平安時代作成と推定される^{せつしきかわべぐん いなしよち ず}絵図「撰津職河辺郡猪名所地図」に荘域が描かれており、当時の様子を知ることができます。この付近はそのほかに^{ながすのみくりや}長洲御厨や^{くいせのしょう}杭瀬荘等も形成されました。

また、平安時代中期に猪名野から猪名川流域沿いの開発も進み、^{たちばなのみその}橘御園が成立しました。この一帯は原野・荒野が多く広がり、^{かんがい}灌漑用施設等を設けて田地や水田を造成していくことは極めて困難でした。そこで、住人たちは未開の地にまずは果樹園や畠地等をつくり、徐々に田地に造成していく方法をとったと考えられます。この他、本市で、^{のまのしょう}野間荘・^{とまつのしょう}富松荘・^{おおしまさきべのしょう}大島雀部荘・^{いくしまのしょう}生島荘・^{くらはしのしょう}棕橋荘等の荘園が相次いで成立しました。

寺と住民が支えあう自治都市

中世、本市の南部は、寺社の権威と経済力を求めて商工業者が集住する^{だいかくじ}経済都市を形成していました。大覚寺は、建治元年(1275)に^{りんかい}琳海により

関連する主な歴史文化遺産



●田能遺跡復元高床倉庫



●武庫庄遺跡大型掘立柱建物跡



●東園田遺跡出土イイダコ壺 市指定

- 武庫庄遺跡出土大型掘立柱建物柱根 市指定
- 上之島遺跡出土石包丁
- 田能遺跡出土 碧玉製管玉、銅剣
鑄型、白銅製釧 県指定
- 東園田遺跡出土玉杖形木製品 市指定



●天龍寺関係文書 市指定



●撰津職河辺郡猪名所地図 県指定

- 猪名庄遺跡
- 猪名庄遺跡出土品
- 杭瀬庄雑掌申状案 市指定



●大覚寺

伽藍^{がらん}が整備されたと伝えられ、14世紀に入ると長洲^{ながすのしょう}荘の住人の自治的組織等に支えられてその門前町を発達させました。また、応永27年(1420)に日隆^{にちりゅう}により建立された本興寺^{ほんこうじ}は、細川氏や伊丹氏等に礼物(献金)を送り、都市的な特権を認める禁制^{きんせい}を受けることにより、門前町を発達させていきました。こうして、商人や運輸業者、文化人達が多数行き交い、非常ににぎわいました。

惣村と信仰

鎌倉時代後期から室町時代に、莊園^{ごう}や郷^{ごう}の中に近世以降の集落につながる村が成立します。そうした村の多くは、惣村^{そうそん}と呼ばれ、自治的な共同組織である惣を中心とした村となっていました。惣は、大人・年寄等と呼ばれる指導層を中心に運営され、山野や用水を共同で管理運営し、独自の決まり事がありました。また、村の神社の神事・祭礼は宮座^{みやざ}と呼ばれる組織を中心に行われ、今でも松原神社^{まつばら}で、春祭りに「ダンゴノポー」と呼ばれる神事を行っています。現在、本市に60以上の神社が鎮座していますが、そのほとんどが近世に村で祀られていたと思われます。そのほか、村では仏堂が管理され、また、村人の信仰に基づき様々な石造物が建立されました。

庄屋を中心とした村の運営と農地の開発

近世の村は支配の単位であり、生産・活動の単位でもありました。居住者の多くが百姓身分であり、庄屋を中心に自治が行われていました。旧西富松村^{にしとまつ}で江戸時代後期から明治初期にかけて庄屋を務めていた森松家の住宅は、往時の屋敷の様子を残し、国登録文化財となっています。

農民は、荒地を開発し、新しい土地を求め、砂洲までも新田として切り拓^{ひら}きました。そして、庶民衣料の原料として需要の高い綿や、灯油の原料となる菜種等の商品作物の生産に乗り出し、米とともにこれらの製品は大坂や江戸等の大都市に運ばれました。

都市化が進むにつれて本市の農地は少なくなりましたが、「尼^{あまいも}」と呼ばれるサツマイモや一寸ソラマメ^{たの}、田能の里芋等本市らしい特産品の生産が続けられています。

現在は残っていませんが、かつて尼崎^{じょうぞう}は醸造業が盛んで、江戸への下り酒の醸造地として有名な摂泉十二郷^{せつせんじゅうにごう}の1つでもあり、また灘や伊丹に近い土地柄から、菰^{こも}づくりや醸造技術を活かした生揚醤油製造^{きあげしょうゆ}等が農閑期の副業として取り組まれました。その技術は現代も受け継がれています。

関連する主な歴史文化遺産



- 本興寺文書 市指定
- 長遠寺文書(織田信長禁制) 市指定
- 大覚寺文書 県指定
- 大覚寺弁財天堂 市指定
- 長遠寺本堂・多宝塔 国指定
- 本興寺開山堂・三光堂・方丈 国指定
- 本興寺木造日隆上人坐像 国指定
- 本興寺笠塔婆 市指定



- 松原神社
- 各神社・仏堂の祭り・行事
- 古文書・絵図類
- 富松神社本殿 県指定
- 石造十三重塔 県指定
- 常春寺石造宝篋印塔 県指定



● 森松家住宅 国登録



● 古写真(尼詣の出荷風景)



- 菰樽製造技術
- 上原家住宅 国登録
- 古文書(検地帳等)・絵図・古写真類
- 農具類
- 一寸ソラマメ・田能の里芋等特産品
- 六樋・六樋合併記念碑
- 三平記念塔
- 浜田川水論牢死者墓碑

産業・労働の視点

3. 日本経済を支えた工都尼崎とまちづくりの実践

水陸交通の便が良く大都市に近い本市は、近代化を迎え、工業都市として歩み始め、次第に「工都尼崎」と呼ばれるようになりました。工場の進出に伴い人口は激増し、電気・水道、交通や教育施設等の社会インフラも整備され、現在のまちの基盤となっています。一方で、急激な都市化は公害を引き起こし、台風や地震等の災害、戦災とともに乗り越えるべき大きな課題ともなりました。

工都尼崎の誕生（企業勃興）

明治22年（1889）の尼崎紡績^{ぼうせき}の設立を契機に、本市は工業都市として発展していきます。昭和時代に入ると、工業化・都市化の流れは一層進み、昭和4年（1929）に設立した尼崎築港^{ちくこう}株式会社による尼崎市・大庄^{おおしょう}村臨海部^{りんかい}の築港開発により、臨海部に発電所や鉄鋼産業等を中心とした重化学工業地帯が形成されていきました。

また、昭和9年（1934）に運河の造成計画が立てられ、昭和17年（1942）に現在の尼崎運河の形となりました。この運河に支えられながら、全国有数の工業都市に発展しました。

近代まちづくりの実践（交通や教育、運輸・通信の展開）

明治時代、本市でも様々な近代化施策が実施されました。明治5年（1872）に学制が公布されると、各地域で小学校が設置されました。また、郵便・電信・鉄道等の近代的運輸・通信網も明治時代初期にいち早く整備されました。

戦災を乗り越えた尼崎市

昭和12年（1937）に始まる日中戦争から、昭和16年（1941）開戦の太平洋戦争にかけて、戦時国家体制が強まるなか本市の工業生産も軍需生産の比重を増し、市民生活全般も戦時体制へと組み込まれていきました。昭和20年（1945）3月以降は米軍による空襲被害も受けるようになり、特に6月1日と15日に大阪・本市を襲ったB29による空襲は、西長洲^{にしながす}・金楽寺^{きんらくじ}・杭瀬^{くいせ}・大物^{だいもつ}・西本町^{にしほんまち}等、各所に大きな被害をもたらしました。戦後初期の市政は、市民生活の維持と、復興事業を通じた都市計画行政の推

関連する主な歴史文化遺産



●旧尼崎紡績本社事務所



●尼崎運河

●尼崎第二発電所タービンローター



●元尼崎共立銀行本店



●旧尼崎警察署

- 尼信会館
- 庄下川橋梁
- 武庫大橋
- 尼崎歴史博物館 国登録
- 旧大庄村役場 国登録
- 開明庁舎 国登録
- 学校関係資料



●西長洲八幡公園の平和塔

- 旧開明小学校機銃掃射跡
- 杭瀬商店街
- 本町商店街
- 尼崎市庁舎
- 忠魂碑（武庫地区）
- 公文書・古写真

進を柱として進められました。

公害問題への対応から森づくりまで

工業都市化が進む本市は、その代償として大正時代に地下水汲み上げによる地盤沈下や工場^{こうじょうばいえん}煤煙等の公害被害が既に発生し、第二次世界大戦後の高度経済成長期に被害が激しくなりました。大正時代の公害被害等による社会問題の深刻化は、労働運動、農民運動を生み出し、急速に都市化が進む本市は、それらの運動の中心地となりました。現在は、公園の環境整備等に積極的に取り組んでおり、多くの緑を目にすることができます。

室戸台風とジェーン台風、その後の災害への対応

昭和9年(1934)に室戸台風、昭和25年(1950)にジェーン台風の2つの記録的な大型台風が本市を襲いました。高潮により本市南部を中心に大部分が浸水し、死者も多く出ました。こうした台風被害を受けて、防潮堤^{ぼうちやうてい}建設への市民の願いは大きくなり、昭和30年(1955)に防潮堤と尼崎閘門^{こうもん}(通称：尼ロック)が完成しました。完成後は、高潮による被害は受けておらず、防潮堤や尼崎閘門は風水害の教訓を今に伝える遺産となっています。

平成7年(1995)に兵庫県南部を襲った阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)では、死者49名、負傷者7,145名に加え、新幹線の高架落下やビル崩壊等本市も大きな被害を受けました。旧城下町の一角であった築地^{つきじ}地区では液状化を引き起こし、全面的な復興区画整理が必要となりました。また、指定等の建造物にも被害があり、大規模な修理が必要でした。埋蔵文化財は緊急発掘調査が急増し、全国各地から支援を受けました。震災からの復興を通して、市民自身によるまちづくりの取組や地域コミュニティの見直し・再生が進められ、現在の本市のまちづくりにつながっています。その他、震災に関連するものとして、鎮魂の祈り碑、震災記念碑(西武庫須佐男神社、東武庫須佐男神社)、築地震災復興まちづくり記念碑があり、当時の公文書・写真、仮設住宅案内板等を歴史博物館で保管しています。

関連する主な歴史文化遺産



●43号線公害対策尼崎連合会ポスター

- 公園(元浜緑地等)
- 公文書・古写真類
- 大気汚染測定器等



●古写真(室戸台風)



●古写真(ジェーン台風)



●防潮堤



●震災直後の寺町の様子

- 下坂部風災記念碑
- 北城内風災記念碑
- 栄える産業博覧会ポスター
- 避難所日誌

文化・学問・芸術・娯楽の視点

4. 人々の心潤す“あまぶんか”

人々のくらしや他地域との交流の中で、本市は様々な文化や学問、芸術、娯楽を育んできました。これらを総称して“あまぶんか”とします。これらは、人々の絆を深め、くらしに楽しみを添え、日々の活力となりました。“あまぶんか”は現代も本市の笑顔の源となっています。

文化交流の中心地・発信地である寺院

法華宗四大本山の一つの本興寺は、応永27年(1420)日隆によって開基された寺院で、開山堂・方丈や日蓮の護り刀と伝えられている太刀銘恒次等数々の優れた歴史文化遺産を所持しています。文政年間(1818~1830)から続く宝物類の一般公開「虫干会」は、今も多くの人が訪れる一大イベントです。また、日隆が教育の場として設けた勸学院は、興隆学林専門学校として、今も僧侶養成の教育施設となっています。

また、大覚寺は、琵琶をひきながら物語等を歌い語った「琵琶法師」等の芸能者が多く訪れ、境内に弁財天を祀っています。また、節分に併せて、大覚寺狂言が披露されます。

地域で楽しむ娯楽・祭り

近世以降、人々の暮らしは少しずつ豊かになり、俳諧・旅行・芝居見物等様々な娯楽を楽しむようになり、おかげ踊りも流行しました。また、屋台祭礼(だんじりまつり)等、非日常的な祭り・行事は、人々の日常に楽しみを与え、また人々の絆を育みました。

現在も、各地で特色のある祭り・行事が受け継がれるとともに、きふね寄席をはじめとし多くの地域寄席が開催されています。

労働者の娯楽

本市は、戦後の復興を支えた園田競馬、ジェーン台風からの復興を支えたセンタープールの2大公営競技場があります。歴史博物館が保管している写真・ポスター・公文書等史資料の数々からは開場当初の人々の熱狂が伝わります。また、昭和2年(1927)の尼崎ダンスホールの開業を契機として、4か所のダンスホールがあり、昭和15年(1940)に閉鎖されるまで、多くの人々が音楽と踊りを楽しみました。閉鎖後、建物が映画館に転用される等、長く人々に愛された場所となりました。

関連する主な歴史文化遺産



●本興寺 太刀銘恒次(名物数珠丸) 国指定

- 本興寺 開山堂 国指定
- 虫干会
- 寺町 国・県・市指定含む
- 大覚寺弁財天堂 市指定
- 大覚寺狂言

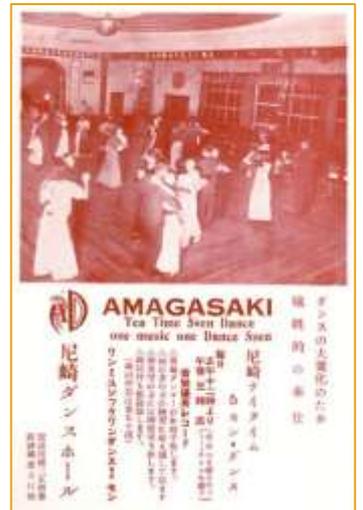


●素戔鳴神社おかげ踊り図絵馬 市指定



●貫布禰神社夏季大祭(だんじりまつり)

- 守部の観音踊り
- 守部素戔鳴神社本殿
- 小田太鼓祭り
- 浅井氏文書(歳代記等)
- 堀江家文書(堀江家文書)
- 各神社の太鼓台・祭具類
- きふね寄席



- ダンスホールチラス
- 尼崎センタープール
- 園田競馬場
- 公文書類・古写真

市民の生活を支える商店街

第二次世界大戦後、市民の生活を支える商店街はいち早く復興しました。三和商店街は、川の上に板を渡して店を開いていた戦後の闇市にルーツを持ちます。そのほか、尼崎中央商店街や、立花商店街、杭瀬商店街等、それぞれに個性豊かな商店街が形成され、現在も人々の生活を支え、楽しみの場となっています。

琉球・鹿児島等の芸能・文化からみる多様性のある社会

近代化の過程で工都として発展してきた本市は、沖縄や鹿児島から多くの人に移住してきました。2世、3世の県民が歌い継ぐ琉球民謡や奄美民謡、エイサー等の裏に、様々な苦勞と歴史があります。こうした、本市に持ち込まれた他地域の芸能は、戦後の復興の中で多様性と包摂性のある社会を目指してきた本市の歴史を覗き見ることができます。

地域で育まれる近松祭・薪能

久々知は、日本が誇る人形浄瑠璃・歌舞伎の作者の近松門左衛門ゆかりの地です。近松が広濟寺の開山講に芸能仲間とともに名を連ね、たびたび広濟寺を訪れ、執筆活動もしていたと伝えられているからです。昭和11年(1936)から、地域住民を中心として「近松祭」が開催されています。

「近松祭」では、地域住民も参加した近松ゆかりの芸能も上演されています。

大物浦は、源頼朝に迫われた源義経が静御前に別れを告げた場所と伝えられています。これを描いた能楽「船弁慶」にちなんだ行事として、昭和55年(1980)から「尼崎薪能」が開催され、尼崎子ども能楽教室の子どもたちによる仕舞も披露されています。

歌で伝える尼崎の栄華

本市の歴史を伝える歌曲が多数作られています。「田能遺跡音頭」は、遺跡発見時に当時の人気歌手に依頼し歌われたもので、テレビ中継するほど全国から注目が集まった遺跡の発見の盛り上がり(けいちゅう)を今に伝えています。「契沖音頭」は、本市出身で歴史的仮名遣いの研究において画期的な業績を残した古典学者である契沖の業績が称えられています。そのほかにも「田能の里芋音頭」、「尼崎音頭」等特色ある歌が受け継がれています。

関連する主な歴史文化遺産



●新三和・三和本通商店街南入口

- 尼崎中央商店街
- 立花商店街
- 杭瀬商店街

- 道ジュネー(エイサー)
- 奄美民謡
- 公文書類・古写真



●広濟寺



●大近松祭(下坂部小学校浄瑠璃クラブ・和文化クラブ)

- 近松門左衛門墓 国指定
- 広濟寺文書
- 大物主神社本殿
- 大物遺跡
- 義経弁慶隠れ家跡
- 尼崎薪能
- 富松神社
- 尼崎市民演劇祭



●田能遺跡音頭レコード

- 田能遺跡 国指定
- 契沖音頭
- 契沖生誕の比定地・歌碑
- 契沖神社
- 田能の里芋音頭
- 尼崎音頭

第4章 歴史文化遺産の保存・活用の将来像

「第6次尼崎市総合計画」で示した「ありたいまち」の姿「ひと咲き まち咲き あまがさき」を受けて、本計画で実現するまちの将来像を「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」と設定しました。

この将来像の実現に向けて、「仕組みづくり」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の5つの分野ごとに、個別の目標である「目指すすがた」を設定し、実現に向けて取組を推進していきます。

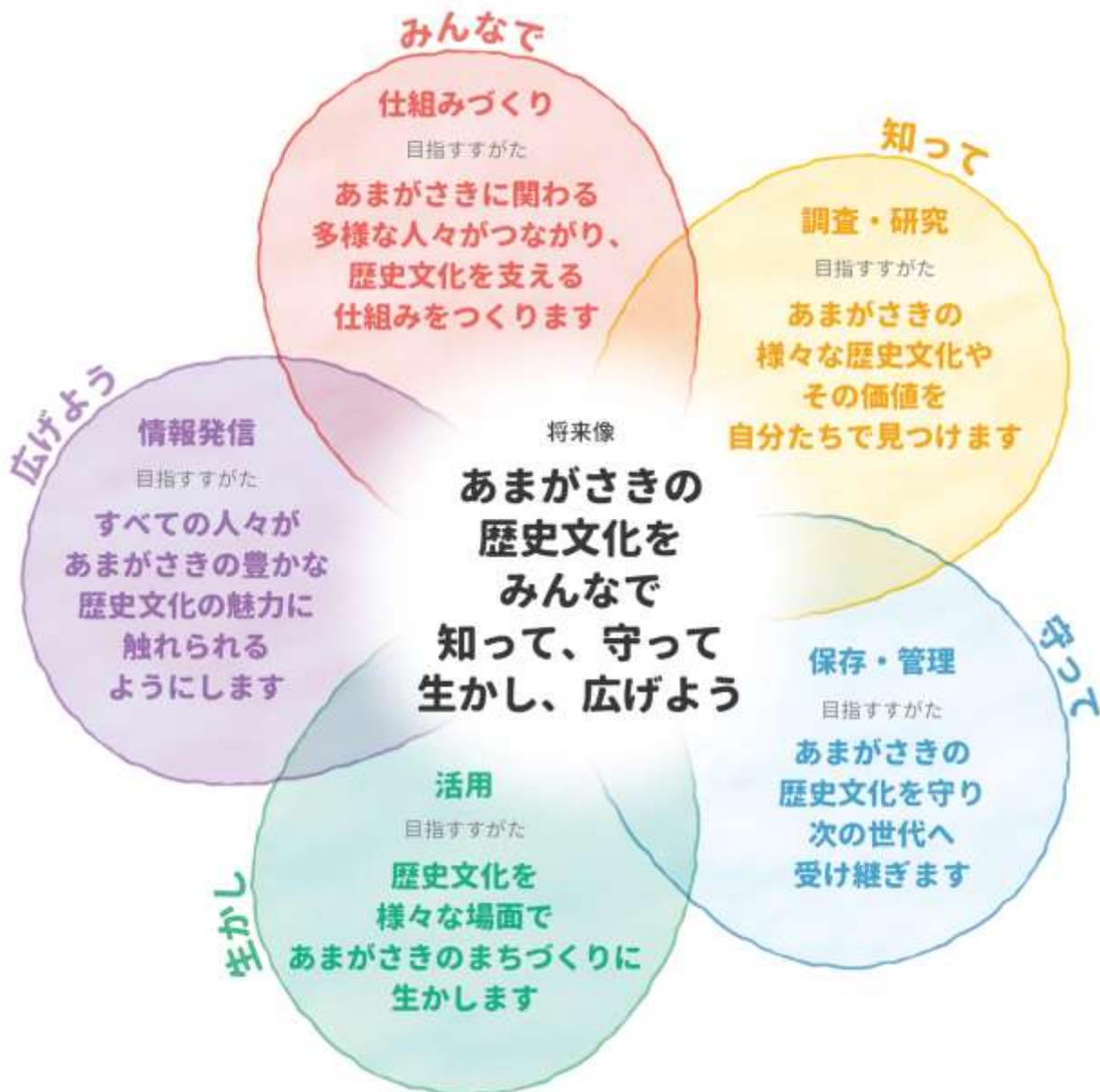


図 4-1 将来像と5つの目指すすがた

分野	目指すすがた
仕組みづくり みんなで	<p>あまがさきに関わる多様な人々がつながり、歴史文化を支える仕組みをつくります</p> <p>歴史文化を未来へ引き継いでいくために、本市に関わる様々な人がそれぞれの役割を認識しながら協力し合うことが必要です。この計画を通して「人々のつながり」や「財源確保」等、歴史文化遺産を支える仕組みを整えることを目指します。一人ひとりが仲間とともに「自分たちに出来ること」に取り組むことで魅力あるまちづくりにつなげます。</p>
調査・研究 知って	<p>あまがさきの様々な歴史文化やその価値を自分たちで見つけます</p> <p>本市に原始・古代から現代にいたるまで様々な歴史文化遺産がありますが、まだ気付かれていないものや価値が明らかになっていないものもたくさんあります。この計画は、様々な人が連携して調査・研究を進めていくことで、学術上・歴史上・芸術上の価値が特別高いものだけでなく、地域や市民一人ひとりにとって大切なものも含めて幅広い歴史文化遺産を拾い上げ、その価値を知ることを目指します。一人ひとりの気づきが、歴史文化を掘り下げることにつながります。</p>
保存・管理 守って	<p>あまがさきの歴史文化を守り次の世代へ受け継ぎます</p> <p>歴史文化遺産を将来へ受け継いでいくために、保護制度の整備や日々の管理・点検から計画的な修理や整備まで様々な「手入れ」が必要です。また、歴史文化遺産を確実に守るために、防災や防犯・防火の視点も必要です。この計画は、必要な「手入れ」について整理しながら着実に取り組むことで、歴史文化遺産の価値を損なわずに将来へ受け継いでいくことを目指します。一人ひとりが、身の回りの歴史文化遺産を意識することが歴史文化を守ることになります。</p>
活用 生かし	<p>歴史文化を様々な場面であまがさきのまちづくりに生かします</p> <p>歴史文化遺産は多彩なポテンシャルがあり、これまでも、観光、都市美形成、生涯学習、学校教育、産業、国際交流等まちづくりに活用されてきました。この計画は、これまでの取組をさらに展開し歴史文化遺産の価値を高めるとともに、本市の豊かな未来につなげていくことを目指します。一人ひとりのアイデアをもとに、歴史文化を「あまがさきを楽しむ」要素として活用していきます。</p>
情報発信 広げよう	<p>すべての人々があまがさきの豊かな歴史文化の魅力に触れられるようにします</p> <p>歴史文化遺産を未来につないでいくために、多くの人が歴史文化の魅力を知り、興味を持つことが大切です。この計画は、市内・市外・国内・国外・年齢・性別・障害の有無等に関係無く、多くの人が歴史文化の魅力に触れ、本市を好きになり、関わる人を増やすことを目指し、一人ひとりが「尼崎市の魅力」に触れ、歴史文化を受け継ぐ仲間を増やしていけるようにします。</p>

第5章 歴史文化遺産の保存・活用の 現状と課題

1. 仕組みづくりの現状と課題

■現状

歴史文化に関連する団体の活動

本市は、市民ボランティアや郷土史団体等が様々な分野で活動しています（表5-1）。文化財資料保存活用サポートボランティア・れきし体験学習ボランティア・アーカイブズボランティアは歴史博物館を、田能遺跡サポーター倶楽部ボランティアは田能遺跡・田能資料館といった施設を拠点に、富松城跡を活かすまちづくり委員会は富松城跡といった歴史文化遺産を拠点に各分野で幅広く活動しています。尼崎チャンネルガイドの会は尼崎運河・臨海地域で、尼崎ボランティア・ガイドの会は寺町・城内地区で、近松かたりべ会は近松の里周辺の地域を中心に、自然と文化の森協会は猪名川を中心に自然林や農地の保全活動、歴史・自然体験活動等を行っています。尼崎郷土史研究会は歴史講座、史跡の見学会、古文書講座の企画・実施、会誌「みちしるべ」、尼崎の文化財の調査報告書の刊行等を行っています。

表5-1 歴史文化に係る市内の主な活動団体

団体名	活動の概要
文化財資料保存活用サポートボランティア	歴史博物館で、考古学の基礎的知識と土器の洗浄方法等に関する研修を受講後、学芸員と協働で考古資料等の洗浄、整理作業を行っています。
れきし体験学習ボランティア	歴史博物館を拠点に、各種体験学習事業を、学芸員と協働で実施しています。藍・綿等の教材作物の栽培活動、研修と実習に参加し、博物館や本市の小学校等での体験学習事業に取り組んでいます。
アーカイブズボランティア	歴史博物館で、古文書撮影、写真のスキャニング、ふすまの下張りなどがし、古文書再整理等を行っています。
田能遺跡サポーター倶楽部ボランティア	田能遺跡・田能資料館で、清掃活動や体験学習事業等を行っています。
尼崎チャンネルガイドの会	尼崎運河・臨海地域の魅力をより広く、多くの人に知ってもらうための活動（ガイド、環境学習での小学生への指導等）をしています。
尼崎郷土史研究会	歴史講座、史跡の見学会、古文書講座の企画・実施、会誌「みちしるべ」、尼崎の文化財の調査報告書の刊行等を行っています。
尼崎ボランティア・ガイドの会	寺町や尼崎の文化遺産のガイド活動を実施、特に「寺町」、「城内」地域を、中心に市内外から訪れる方々の案内をしています。
近松かたりべ会	広濟寺・近松の墓・近松記念館といった近松公園を中心とした「近松の里」周辺のガイド活動を実施しています。
富松城跡を活かすまちづくり委員会	富松城跡を保存し、地域コミュニティの核として活用し、「個性あるまちづくり」を地域住民や行政とともに作り上げ、次世代を担う子どもたちに引き継げるように城跡の清掃・富松城跡まつり・戦国歴史ウォーク・勉強会・子どもたちの各種体験会等を行っています。
自然と文化の森協会	本市が策定した「自然と文化の森構想」の具体化に向けて猪名川自然林や農地の保全活動、歴史・自然体験活動等を行っています。
尼崎都市農地再生協議会	本市に残る都市農地の保全・再生を目指しており、伝統野菜「田能の里芋」づくりを実施し、収穫した里芋の6次産業化に向けた研究・実践等を行っています。



綿織り・糸紡ぎ体験
(れきし体験学習ボランティア)



土器洗浄・整理作業
(文化財資料保存活用サポートボランティア)



富松城跡周辺清掃作業
(富松城跡を活かすまちづくり委員会)

みんなの尼崎大学

行政による市民活動の支援として、市民活動のプラットフォームとなる「みんなの尼崎大学」があります。これは、本市全体を「大学」に、本市に関わる人を「尼崎大学生（尼大生）」に見立てて、講座や部活動、気軽に参加できるイベント等の開催及び情報を発信し、だれもが先生・生徒となり活動の主体となることが可能な仕組みとなっています。



みんなの尼崎大学キャッチフレーズ

大学等との包括連携協定

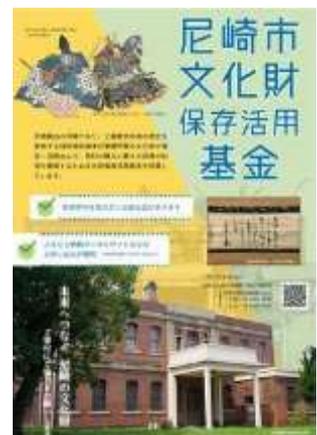
本市は、令和7年（2025）8月現在、兵庫県立尼崎小田高等学校と歴史・文化の保存及び活用に関する事項等、武庫川女子大学と産業、観光等、地域経済の発展やまちの魅力の向上に関する事項等、関西国際大学と防災・減災、防犯、安全・安心に関する事項等、園田学園大学と健康づくり、学校教育、生涯学習、子ども・子育て支援その他これらに関連する分野、大阪大学と環境、産業、教育・研究、まちづくり、健康等に関連する分野で包括連携協定を締結しており、市の課題解決に向けた様々な取組を進めています。

専門職員の配置と職員の資質向上

市職員の体制整備や資質向上に向けた取組を進めています。文化財専門職員は、専門職10人（うち常勤職員6人）を配置しています（令和7年（2025）4月現在）。市職員（主に技術職等）に対して歴史文化遺産（建造物）の保存と活用に関連する講座を職場研修として、実施しています。また、阪神地区（芦屋市・尼崎市・伊丹市・猪名川町・川西市・三田市・宝塚市・西宮市）の自治体間の情報共有・意見交換の場として、阪神地区文化財担当者会等を行っており、各自治体の問題の解決策や、他自治体へ質問をできる場を設けています。

文化財保存活用基金

令和5年（2023）3月、文化財保存活用基金を設立しました。これは、本市最古の洋館であり、工都尼崎の歴史を象徴する旧尼崎紡績本社事務所等の



文化財保存活用基金

歴史文化遺産の保存・活用及び新たな歴史文化遺産購入に要する経費の財源を、広く寄附を募り確保することを目的に設置したものです。

■課題

- ・歴史文化遺産に関わる市民ボランティアや郷土史団体等の構成員が高齢化しており、活動を含めて先細りの傾向となっています。また、活動にかかる財源に課題を抱える団体もあることから、歴史文化遺産に関する市民活動への支援が必要です。
- ・大学等との連携協定等の継続や企業との連携強化により、産官学一体となって地域課題に取り組むことが必要です。
- ・歴史文化遺産の保存・活用に携わる文化財専門職員の適切な人員配置と、スキルアップのための定期的な研修等を通じた資質向上が必要です。
- ・歴史文化遺産を適切に保存・活用に向けた資金面の基盤整備が必要です。

知って

2. 調査・研究の現状と課題

■現状

調査の実施状況

建造物は、寺社・住宅建築・近代建築は把握調査と詳細調査を実施していますが、土木構造物は把握調査ができていません。石造物は把握調査と詳細調査を実施していますが、数が多く全体的な把握はできていません。美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料）は、市史編さん時の調査、大阪大学による寺院所蔵の資料の調査等が行われていますが、全体的な把握はできていません。考古資料は出土品を把握しています。無形文化財は、これまであまり調査しておらずほとんど把握できていません。有形の民俗文化財は、市教育委員会・尼崎郷土史研究会等により農具・漁具・絵馬の調査を行っていますが、全体的な把握はできていません。無形の民俗文化財は、祭り・行事は県の把握調査、市教育委員会による把握調査を行っており、概ね把握していますが、食文化等の生活文化は全体的な把握ができていません。記念物のうち、遺跡は、県や市の調査により周知の埋蔵文化財包蔵地として把握しており一覧化しています。名勝地は、文化庁による調査の他、元市職員による公園調査等がありますが、全体的な把握はできていません。動物・植物・地質鉱物は、県によりレッドリストが作成されており、概ね把握できています。文化的景観・伝統的建造物群は、あまり調査しておらず、把握できていません。その他は、民間説話や本市に関連する文学作品で市教育委員会、尼崎郷土史研究会による調査で概ね把握できています。

市民や大学等と協働した調査・研究

市民との協働は、文化財資料保存活用サポートボランティアによる土器の洗浄・整理、石器の調査・整理、れきし体験学習ボランティアによる綿繰り、糸車による糸紡ぎ作業工程の映像化等が挙げられます。また、尼崎郷土史研究会は、^{どうひょう}道標や歌碑の把握調査を実施し、機関誌の中で報告しています。

大学と連携した詳細調査等は令和5年（2023）9月に京都大学人文科学研究所と連携協定を締結し、歴史博物館と同研究所の附属研究施設として新たに設置された人文情報学創新センター（同研究所東アジア人文情報学研究センターを改組）が協力し、市民とともに近現代資料の整理、調査・研究及び活用を進めています。

歴史文化遺産調査成果のとりまとめ

本計画作成にあたって、これまでの調査成果を取りまとめ、歴史文化遺産リストを作成し、歴史文化遺産の把握に努めました。

■課題

- ・調査実施分野に偏りがあります。特に建造物における土木構造物や無形の民俗文化財等の把握調査が不足しています（詳細は第2章参照）。
- ・これまでも大学との連携によって古文書や近現代資料を中心とした詳細調査を進めてきました。また、各種ボランティアと協働で調査も実施していますが、今後も調査が必要です。
- ・市民を対象としたアンケート調査等により、地域で大切にされている歴史文化遺産や市民一人ひとりが大切に思う歴史文化遺産の拾い上げを行ってきましたが、把握が不足していることに加え、把握できた歴史文化遺産についても詳細な調査・研究ができていません。
- ・これまでに把握した歴史文化遺産の現況確認のための定期的な調査が必要です。

3. 保存・管理の現状と課題

■現状

文化財保護法や条例に基づく保護

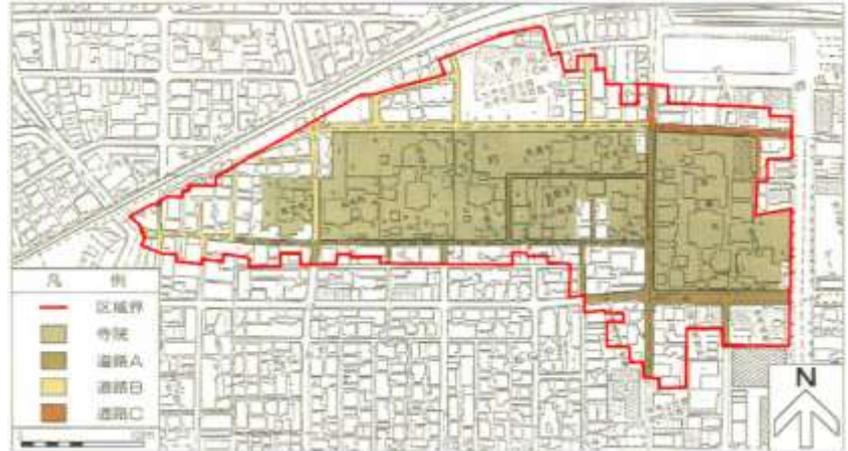
歴史文化遺産のうち、特に学術的・芸術的・歴史的な価値の高いものは、文化財保護法や兵庫県文化財保護条例、尼崎市文化財保護条例等に基づく文化財の指定・登録を行い、適切な保護を図っています。

都市美形成及び環境形成の観点からの保護

本市は、平成23年（2011）に、景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定しています。この計画に基づき、「周辺地域の景観及び雰囲気の特徴付けているもの」、「歴史的価値又は建築的価値をもつもの」、「市民に愛され親しまれているもの」、「都市美形成上重要な価値があるもの」について、「都市美形成建築物等」として保全を図っています。また、「歴史上特徴のある地域」、「住宅、商

業業務施設又は工業施設がそれぞれ一団となしてまとまっている地域」、「自然景観上特徴のある地域」、「その他特に良好な都市美の形成を図る必要があると認められた地域」を都市美形成地域に指定しており、「歴史上特徴のある地域」として「寺町」を指定しています。都市美形成建築物等や都市美形成地区について、保存方針や外観の意匠、構造及び材料に関する事項、敷地の利用等について保存計画を定め、建築や外観の変更等の行為に対して保存計画に合うように助言・指導を行っています。

平成12年(2000)に全面改正した「尼崎市の環境をまもる条例」に、「市長は、文化的遺産を保護するため、その周辺環境と一体となった保全措置を講じなければならない。」とあり、文化的遺産の保護を明記しています。



寺町都市美形成地域の範囲

出典：尼崎市寺町都市美形成地域景観ガイドライン 令和3年(2021)3月

市民と協働した保存の取組

「文化財資料保存活用サポートボランティア」は、本市の遺跡から出土した土器や石器等の考古資料の保存・活用のための洗浄・整理作業を学芸員と協働で取り組んでいます。「れきし体験学習ボランティア」は、学芸員と協働で藍・綿等の教材作物の栽培、博物館や本市の小学校等での体験学習事業を通して当時の道具を使用した技術の^{とまつ}伝承に取り組んでいます。「富松城跡を活かすまちづくり委員会」は、富松城跡を保存・活用し、次世代を担う子どもたちに引き継げるように活動をしています。

歴史文化遺産の保存・整備

未指定の歴史文化遺産は、滅失の危機にあるものも少なくありません。指定等を受けた歴史文化遺産であっても個別の保存活用計画等も作成できていません。また遺跡等の埋蔵文化財は、緊急発掘調査で発見に至る場合が多く実態の把握が困難であるため、計画的な保存が難しい状況にあります。尼崎城跡で発見された石垣は、県の指導も有り、事業計画等の変更によって全て地中に現状保存しています。

公文書の保存・管理

令和4年(2022)に施行した「尼崎市公文書の管理等に関する条例」に基づき、特定歴史的公文書利用請求制度を実施しています。これは、本市が過去に作成した公文書のうち、市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史資料として重要な文書を、特定歴史的公文書として歴史博物館で保存し、利用に供する公文書館機能としての制度で、本市の公文書も歴史文化遺産として収集・保存・管理し、活用しています。



新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト

未曾有の事態となった本市の感染症対策を記録し保存すべく、「新型コロナウイルス感染症「記録と検証」プロジェクト」を令和4年（2022）7月に立ち上げました。プロジェクトは、まず市内の記録が散逸しないよう公文書類の収集を行いました。それとともに、保健・医療関係をはじめとする、行政各分野における感染症対策や感染症の影響を受けた市民・事業者に対する各種支援、これらを支えた行財政運営と組織体制等について振り返り、評価を行いました。その成果をコロナ禍における行政運営を教訓として今後の市政に生かしていくため報告書としてまとめました。本報告書は、本市の歴史的記録を担う歴史博物館が、収集資料や当時感染症対策に最前線であった職員等の振り返りの聞き取り記録から論点を抽出し、本市の感染症対応の記録として整理・編集したものです。報告書タイトルを、「寄り添い、支えられ」とし、令和6年（2024）8月に発行しました。

■課題

- ・法令に基づき、必要に応じて歴史文化遺産を指定等により保護する取組が必要です。また、現在、法令上保護の対象とならない多様な歴史文化遺産についても法令等を見直し、保護していく必要があります。
- ・古文書、公文書、歴史資料、民具等の歴史文化遺産の適切な収集・保存・管理の継続が必要です。
- ・市民と協働して歴史文化遺産の保存を進めていく必要があります。
- ・長期的な展望に立った歴史文化遺産の整備・修理が不十分です。周辺環境も含めた歴史文化遺産の適切な整備が必要です。

生かし 4. 活用の現状と課題

■現状

歴史文化遺産の活用

10月の最終日曜日を、十月末→トマツ→「富松とまつの日」として、中世の城である富松城跡を舞台に、豊かな自然を感じながら歴史を楽しく学べる場として、「富松城跡まつり」を開催しています。

本興寺ほんこうじで、毎年11月3日に「虫干会むしぼしえ」を開催し、宝物殿で保管されている国・県・市指定文化財及び建造物等の各種歴史文化遺産を公開しています。

観光振興への展開

本市にゆかりのあるクリエイターと連携したイベントや、寺町等を中心に歴史文化と現代アートを融合させた芸術祭の開催、兵庫県の観光イベントに合わせ、市内のホテルで歴史博物館協力のもと、江戸時代に尼崎城主や藩士など尼崎藩の人々が食べていたと資料から推測される食材を使用した尼崎城御前等の食文化体験プランの提供等を実施しました。このような本市の歴史文化の特色を生かした観光振興を展開しています。

産業振興への展開

伝統野菜活用協議会（尼崎商工会議所内）や自然と文化の森協会等によって、^{あまいも} 尼^{たの} 田能の里芋等伝統野菜の栽培と継承活動が行われ、伝統野菜を含む尼崎市産の野菜を「あまやさい」としてブランド化しています。また、本市を代表する定番商品や、お土産・贈り物として喜ばれる商品を「尼みやげ」として、認証を行っています。



文化振興への展開

小田^{おだ}地区にある^{こうきいじ} 廣濟寺は近松門左衛門と縁が深く、境内に史跡に指定されている近松門左衛門之墓があることから、昭和61年（1986）の市制70周年を契機に、「近松門左衛門」を文化振興のシンボルと位置づけ、「近松のまち・あまがさき」を目指し、文化、教育、産業、環境整備等幅広いまちづくりに取り組んでいます。「近松祭」で、地域住民が参加した近松ゆかりの芸能が上演されています。また、次代の演劇界を担う優れた劇作家を世に紹介するため、戯曲賞である「近松賞」の募集・選考、上演を行っています。

日本遺産等近隣他都市を含めた広域的な取組

令和2年（2020）に認定された日本遺産『^{もろはく}「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』に関連して阪神間で連携してデジタルスタンプラリー等の様々な取組を行いました。また、阪神間の連携として、「阪神地域・オープンミュージアム無料開放 DAY」等を行っています。その他、全国13都市が加盟する「全国工場夜景都市協議会」に加盟しており、パンフレットや夜景カードの作成、写真展等のイベントを実施しています。



日本遺産スタンプラリー

小・中学生の郷土学習の推進

歴史博物館は、小学校の実施する学年単位の郷土学習の場としても活用されています。令和6年（2024）からは、尼崎市立の全小学校は3年生から6年生の間に1回、必ず歴史博物館を学年単位で訪れ、むかしのくらしや尼崎の歴史について学習する尼崎歴史探検事業、通称「AMATAN 事業」を実施しています。また、歴史博物館の職員がボランティアと協働で小学校の授業に出張し、昔のくらし体験等を実施しています。このほか資料の貸出や社会科副読本「わたしたちの尼崎」への歴史文化の掲載、直接尼崎の歴史文化に触れられるよう工夫した職場体験等、小・中学生を対象とした郷土学習を推進しています。

■課題

- ・観光・産業・文化振興等に本市の歴史文化を活用し、観光客や本市に興味を持つ人の創出、新たな商品の開発や事業、それに伴う雇用の発生、地域への愛着醸成に伴う転出数の削減及び定住人口の増加等に向けた取組が求められています。
- ・日本遺産事業や阪神間連携事業等、近隣市等と連携した広域的な取組を、より一層進めていく必要があります。
- ・学校教育の場において、本市の歴史文化に関する学習を充実させ、地域への愛着醸成を育むことが求められています。

広げよう 5. 情報発信の現状と課題

■現状

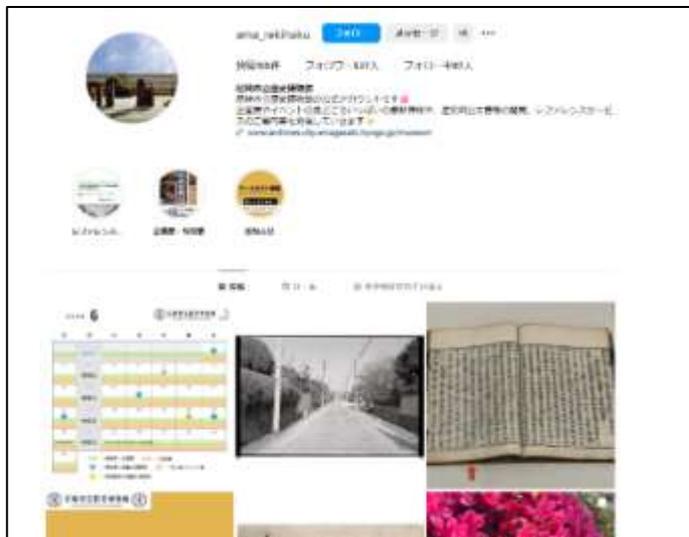
講座等の開催

歴史博物館において水曜歴史講座・各展示会のギャラリートーク・記念講演会、図書館において尼崎市史を読む会、^{たの}田能資料館において各展示会の解説会、各地区生涯学習プラザにおいて市民大学、本市職員が講座等の形式で本市内各所で実施する市政出前講座、市民と協働で実施するみんなのサマーセミナー等の各種講座を開催し、市民の学習機会を設けています。また、定期的に旧尼崎紡績本社事務所・^{おおしょう}旧大庄村役場（現大庄南生涯学習プラザ）・市庁舎等の歴史的建造物の一般公開を実施しています。

博物館施設の運営

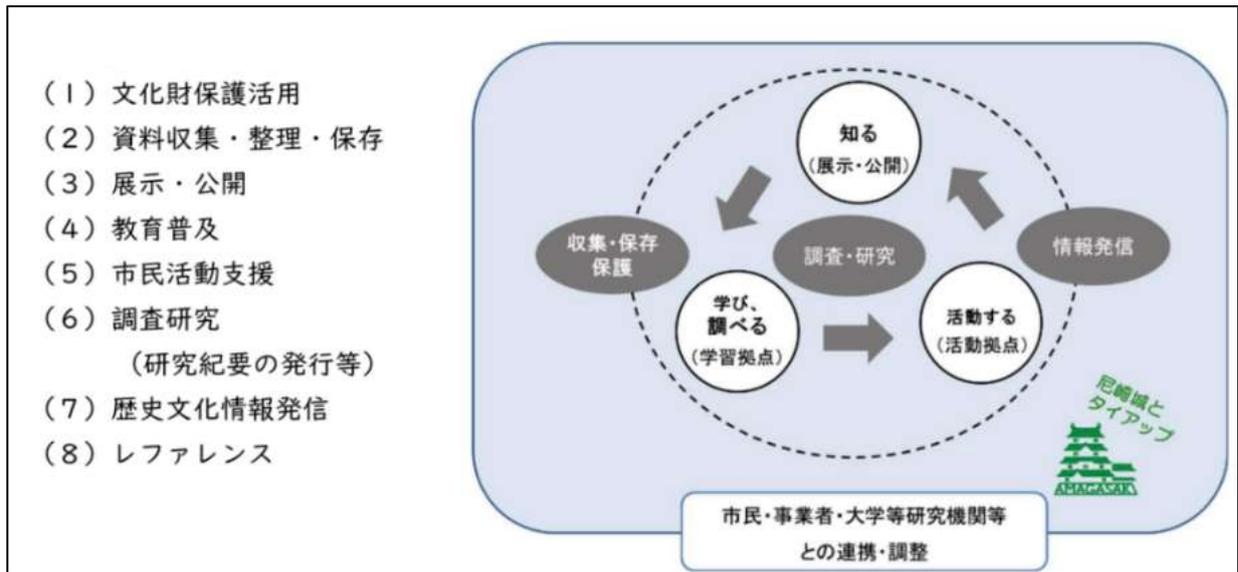
歴史文化遺産の保存・活用全般にかかる拠点施設として歴史博物館があります。歴史博物館は、昭和13年(1938)に尼崎市立高等女学校として建てられた歴史的建造物で、国の登録文化財になっています。これまで、市立尼崎高等学校、^{じょうない}城内中学校、^{せいりょう}成良中学校の校舎として歩み、学校統合によりその役割を終えた後は、1階部分のみを文化財収蔵庫として活用してきましたが、平成30年(2018)度着工のリニューアル工事により歴史博物館(1階の一部分は夜間中学校を併設)として、令和2年(2020)10月10日に開館しました。その際に昭和50年(1975)に開館した公文書館である地域研究史料館を統合し、公文書館機能を持つ博物館となりました。

その他、田能資料館・尼崎市総合文化センター・^{あましん}尼信会館等での展示や、尼崎城・中央図書館でミニ展示等を行っています。



歴史博物館公式 Instagram

尼崎の歴史文化・歴史文化遺産の情報発信



歴史博物館の機能

本市のホームページで情報発信、歴史文化関連のパンフレットの発行、市報への掲載、特別展の図録の作成、企画展のパンフレットの作成、デジタルアーカイブの推進等、歴史博物館を中心に、広く情報公開を行っています。特に、デジタルアーカイブは、MLA（博物館[Museum]、図書館[Library]、公文書館[Archives]）連携事業として進めており、令和5年（2023）10月から指定等文化財をはじめとして古文書、絵図、地図、写真、特定歴史的公文書等を公開しています。

マップの配信や案内板の設置

歴史文化遺産の位置情報や説明をインターネット上に公開しています（公開型GISサイト「地図情報あまがさき」、まち歩きマップ・パンフレット等）。また、寺町・城内地区^{じょうない}周辺で路面や観光案内板等の環境整備を行っているほか、指定等文化財を中心に解説板を設置しています。



指定等文化財の解説板

図書館による情報発信

尼崎市立図書館は、基本的運営方針の中で目指す図書館像を「本と出会う、人と出会う、人生を豊かにする図書館」とし、具体的な姿の一つとして「歴史・文化等のまちの魅力を発信する図書館」を挙げており、郷土に関する資料や図書の充実と発信、市内外における歴史文化施設等の連携に取り組んでいます。

■課題

- ・様々な興味を持つ市民が、気軽に楽しんで歴史文化遺産に触れることのできる機会づくりが必要です。
- ・歴史博物館や田能資料館等の博物館施設を本市の歴史文化の発信拠点として運営していく必要があります。
- ・多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるための環境整備（視覚・聴覚に障害のある人へ対応した案内方式の導入、身体に障害のある人・高齢者等に配慮した整備等）が必要です。
- ・図書館における本市の歴史文化の発信の充実を図る必要があります。

第6章 歴史文化遺産の保存・活用の 方針と措置

この章は、第4章で設定した将来像「あまがさきの歴史文化をみんなで知って、守って、生かし、広げよう」と、5つの目指すすがたの実現に向けて、「仕組みづくり」、「調査・研究」、「保存・管理」、「活用」、「情報発信」の各分野について今後の取組の方針と措置を定めました。

各措置は市費、県費（兵庫県補助金）、国費（文化庁補助金、国交省補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の国庫補助金）、外部資金（大学等研究費・民間団体の活動費等）等を活用しながら進めます。

表6-1～表6-5にある「関係する主体」の「市民」は市民一人ひとり、文化財所有者、各自治会、出身者、通勤・通学者等、「団体」は企業、観光関係団体、商工関係団体、その他研究会等の任意団体、「専門家」は大学・高等専門学校の教員・研究者等、兵庫県ヘリテージマネージャー、博物館や美術館等の学芸員等を指します。また、実施期間のうち、実線はこの計画期間内で期間を区切って重点的に実施する事業、破線は継続的に実施する事業を指します。

1. 仕組みづくりの方針と措置

■方針

1-I 市民主体による活動の基盤づくり

市民がそれぞれの個性や強み、ネットワークを生かして、主体的に歴史文化遺産の保存・活用の取組を展開できるよう基盤づくりを進めます。各団体において高齢化や人手不足が深刻化する中で、新たな担い手との出会いを創出する機会づくりの支援を行います。また、市民自らが取り組む、学びや活動のプラットフォームである「みんなの尼崎大学」を活用し、あまがさきの歴史文化を学ぶ人、歴史文化遺産を活用したイベントの立案者や情報の発信者を募り、みんなのサマーセミナー等を含め、だれもが先生・生徒となり活動の主体となる仕組みを推進します。

1-II 大学等や事業者、企業、他都市等との連携

大学等（京都大学、^{そのだ}園田学園大学等）との連携により、学生や研究者の新たな知見や手法等を取り込みながら地域課題の解決を進めます。また、本市に多数立地する民間企業と連携するためのパートナーシップ制度等の導入を検討し、民間企業の持つノウハウや最新の技術、人員を役立てながら、歴史文化遺産の保存・活用に努めます。加えて、近隣自治体との情報交換も行います。

1-III 文化財専門職員の配置と職員・教員のスキルアップ

歴史文化遺産の保存・活用に携わる人員配置について定期的に見直し、必要に応じて文化財専門職員の増員を検討します。また、文化財専門職員のみならず、建築や教育（小・中学校の教員を含む）、

商業・観光等多様な分野の職員を対象とした歴史文化遺産に関連する講座を職場研修として実施することにより、職員のスキルアップを図ります。

1-IV 保存・活用に関わる財源確保

歴史文化遺産の保存・活用にあたっては十分な財源を確保する必要があります。本市所蔵の歴史文化遺産は、ふるさと納税を活用した「文化財保存活用基金」を運用し、効果的に活用します。そのほかの歴史文化遺産についても、クラウドファンディングや各種助成金の活用等を必要に応じて行います。

■措置

表 6-1 仕組みづくりの措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針1-I 市民主体による活動の基盤づくり												
1	「みんなの尼崎大学」等の制度の活用 みんなの尼崎大学のプラットフォーム等を活用し、市民自ら本市の歴史文化を学び、歴史文化遺産を活用したイベントの立案や、情報の発信をする等、市民主体の学びと活動の循環につながるよう支援します。								◎歴史博物館 ○生涯、学習！推進課	○	○	○
2	地域団体の支援事業 市民主体の団体が地域の課題解決や魅力向上に向け取り組む「あまらぶチャレンジ事業」等の活用をはじめ、地域の歴史文化遺産について本市と協働で保存・活用を行う地域団体を支援します。								◎歴史博物館 ○協働推進課 ○各地区地域課	○	○	
3	ボランティア養成講座の実施 歴史分野におけるボランティア養成講座を実施し、歴史文化遺産の保存・活用に携わる人材を養成します。								◎歴史博物館	○	○	○
4	各地区のリーディングプロジェクトの実施 各地区（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）における歴史文化遺産の保存・活用に向けたリーディングプロジェクトを市民と協働で取り組めるよう検討していきます。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
方針1-II 大学等や事業者、企業、他都市等との連携												
5	大学・企業等との連携 連携協定を締結した大学をはじめ、企業等の知的資源や人的資源といった各々の強みを生かしながら、歴史文化遺産の保存・活用、歴史文化を生かしたまちづくりを協働で推進します。								◎歴史博物館 ○協働推進課			○
6	企業とのパートナーシップ制度の導入の検討 歴史文化遺産の保存・活用事業による地域の発展や魅力向上に向けた活動に賛同する民間企業とのパートナーシップ制度等の導入を検討します。								◎歴史博物館		○	

表 6-1 仕組みづくりの措置 (2/2)

No.	事業	実施期間						関係する主体				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針1-Ⅱ 大学等や事業者、企業、他都市等との連携												
7	阪神地区自治体間の情報共有・意見交換の場の設置 阪神地区（芦屋市・尼崎市・伊丹市・猪名川町・川西市・三田市・宝塚市・西宮市）及び兵庫県の文化財担当者による会議を実施し、各市町の歴史文化遺産等に関わる情報交換を行います。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館			
方針1-Ⅲ 文化財専門職員の配置と職員・教員のスキルアップ												
8	歴史文化遺産に関わる文化財専門職員の運営体制の充実 歴史文化遺産を適切に保存・管理・活用できるよう、適宜適正な人員配置を検討します。	—	—	—	—	—	—	◎職員課 ○歴史博物館				
9	職員・教員を対象とした歴史文化研修の実施 地域の歴史教育に必要な知識を深め、更なる歴史文化遺産の保存・管理・活用に向け、職員・教員向けに歴史文化に関する講座を実施します。	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ◎人材育成担当 ◎学び支援課				○
方針1-Ⅳ 保存・活用に関わる財源確保												
10	「文化財保存活用基金」の運用 ふるさと納税を活用した「文化財保存活用基金」を運用し、本市所蔵の歴史文化遺産の保存・活用に役立てます。	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館				
11	クラウドファンディングや各種助成金の活用 歴史文化遺産の保存・活用のためのクラウドファンディングの実施支援や企業文化財団等による助成金の紹介・手続支援をします。	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館				

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「...」は継続的に実施することを示します。

2. 調査・研究の方針と措置

■方針

2-Ⅰ 未調査分野の把握調査の実施

本市にどのような歴史文化遺産があるのかを把握するための調査を推進します。特に、建造物における土木構造物や無形の民俗文化財（祭り・行事等）等、全市的な調査がこれまで行われていない分野について把握を進めます。

2-Ⅱ 多様な主体と連携した詳細調査の推進

大学と連携した歴史文化遺産の詳細調査を推進します。特に、古文書や書跡・典籍、歴史資料等は重点的に取り組んできた分野であり、今後も継続して調査・研究を進めるとともに、市民と協働で詳細調査を進めていくことを検討します。

2-Ⅲ 地域と協働した身近な歴史文化遺産の拾い上げ

市内は、先史以来の豊かな歴史文化があり、継承されてきた歴史文化遺産の数も膨大です。身近にあるものほどその価値に気付きにくく、特に風習・遊び・言葉・伝承等の無形の歴史文化遺産は急速に失われています。そこで、市民の身近にあって一人ひとりが大切に思う歴史文化遺産を地区単位で拾い上

げる取組を進めます。

2-IV 定期的な歴史文化遺産の現況調査

本市は、本計画の検討過程で、これまでの調査で把握した歴史文化遺産の一覧（歴史文化遺産リスト）を作成しましたが、調査からかなりの年数が経過しているものもあり、現状が把握できていないものも多くあります。そこで、定期的に歴史文化遺産リストをもとに現況調査を行います。

■措置

表 6-2 調査・研究の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針 2-I 未調査分野の把握調査の実施												
12	祭り・行事把握 本市の祭り・行事の把握を行います。								◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
13	土木構造物把握 本市の橋梁や水路、樋門等の土木構造物の把握を行います。								◎歴史博物館 ○橋りょう維持担当 ○河港課	○	○	○
方針 2-II 多様な主体と連携した詳細調査の推進												
14	京都大学との連携による近現代資料の調査・研究 京都大学人文科学研究所と連携し、本市の近現代史の調査・研究を進めます。具体的には、地域資料の収集・整理、デジタルアーカイブとしての公開等を行います。								◎歴史博物館			○
15	市民と協働した調査・研究 市民ボランティアと連携し、昔の道具等の使用法の研究等を進めます。								◎歴史博物館	○	○	○
方針 2-III 地域と協働した身近な歴史文化遺産の拾い上げ												
16	地域の歴史文化遺産を拠点とした「地域しらべ」等事業 各地域の歴史文化遺産を拠点として、まち歩きやワークショップ等による「地域しらべ」を実施し、各地区の市民が大切に思う歴史文化遺産を拾い上げ、類例調査・詳細調査等、将来の活用を含め、みんなで検討を行います。								◎歴史博物館 ◎各地区地域課	○	○	○
方針 2-IV 定期的な歴史文化遺産の現況調査												
17	歴史文化遺産リストを活用した歴史文化遺産の現況調査 歴史文化遺産リストに掲載されている歴史文化遺産の現況の確認をします。								◎歴史博物館	○	○	○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「・・・」は継続的に実施することを示します。

3. 保存・管理の方針と措置

■方針

3-I 法や条例に基づく着実な歴史文化遺産の保護

特に学術的・歴史的・芸術的価値が高いものに対しては、文化財保護法や兵庫県文化財保護条例、尼崎市文化財保護条例に基づき、新規の指定等に向けた取組を推進します。また、指定等に相当すると認められる価値がなくても、市民にとって大切である歴史文化遺産を保護するための（仮称）あまがさき市民歴史文化遺産制度等の創設を検討します。さらに、都市美形成や環境保全等の分野との連携による、既存の制度を活用した歴史文化遺産の保護に取り組みます。

歴史博物館は、多くの歴史文化遺産を収集・収蔵しており、今後も適切な管理に努めます。また、特定歴史的公文書も保管しており、保管場所が不足する恐れがあるため、史資料の収集基準を適宜決定・見直しするとともに、新たな保管場所の確保について検討を行います。



（仮称）市民歴史文化遺産制度とは

市民にとって身近で、大切である歴史文化遺産を「（仮称）あまがさき市民歴史文化遺産」として認定し、保存・活用に向けた取組の支援等を行うことを想定しています。計画期間内で、制度創設に向けた検討を行いますが、どのような制度を目指すのか、同様の制度がすでに運用されている同じ県内の神戸市の制度と、地域計画の措置ではありませんが身近な地域の遺産を選び、地元の誇りとする制度として先進的に運用されている岩手県遠野市の例を参考とします。

■神戸歴史遺産（兵庫県神戸市）：令和3年（2021）創設

地域にとって身近な歴史的な遺産を、「神戸歴史遺産」として認定し、所有者や市民の継承意欲の醸成を図り、その保存と活用につなげることを目的とする制度です。所有者・管理者等が申請することができ、審査の上、一定の要件を満たすものが認定されます。神戸歴史遺産に認定されると、認定証の交付や市ホームページでの公開、ふるさと納税を活用した助成金の活用等が可能となります。

■遠野遺産（岩手県遠野市）：平成19年（2007）創設

「遠野市民が愛する遠野らしい地域の宝もの」を遠野市独自の「遠野遺産」として認定し、市民協働でその保護及び活用を図ることを目的とする制度です。遺産の保護・活用に取り組む地域団体が申請することができ、「遠野の魅力をあらわしているものであること」、「認定後も、市民の手で保護・活用されていくものであること」の条件を満たすと認定されます。遠野遺産は、有形遺産、無形遺産、自然遺産、複合遺産に分類され、認定されると、認定証の公布、事業補助金の交付、地区センター職員による活動支援、観光部局による看板設置等、行政においても各部局横断的な連携による活動の支援が行われています。

3-II 市民と協働した保存の取組

市民が、それぞれの身の回りの歴史文化遺産を日ごろから見守る仕組みを整備します。具体的には、歴史文化遺産パトロールや、活用しやすい形で歴史文化遺産の整備を目指します。

3-III 歴史文化遺産の計画的な整備

歴史文化遺産を適切な状態で保存していくためには整備が必要です。本市は歴史文化遺産が数多くあるため、長期的な展望に立ち計画的に整備を進めていく必要があります。指定等文化財を中心に保存活用計画を定め、整備を推進します。また、旧尼崎紡績本社事務所の活用方法を検討し、計画期間内で建物を除く敷地内を整備し、一般公開を目指します。

■措置

表 6-3 保存・管理の措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家	
方針3-I 法や条例に基づく着実な歴史文化遺産の保護													
18	文化財保護法や条例に基づく指定等の推進 特に学術的・芸術的・歴史的価値が高い歴史文化遺産について、法や条例に基づく指定等を推進します。									◎歴史博物館			○
19	「市民歴史遺産制度」の創設の検討 未指定の歴史文化遺産の保護を目的として市民歴史遺産制度の創設を検討します。									◎歴史博物館			○
20	都市美形成建築物及び都市美形成地域の保全 景観上重要な価値があると認められるものや地区、市民に愛され親しまれているものについて、都市美形成建築物及び都市美形成地域として適切に保全します。									◎開発指導課	○		○
21	保護樹木・保護樹林の指定・保全 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づき、古木や大木、樹林について保護樹木・保護樹林として適切に保全します。									◎公園計画・21世紀の森担当	○		
22	特定歴史的公文書利用請求制度の運用 本市が過去に作成した公文書のうち、本市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史資料として重要な文書を、特定歴史的公文書として保存し、利用に供します。									◎歴史博物館			○
23	歴史文化遺産の収集・保管 本市の歴史文化遺産について、収集基準を定め、歴史博物館で収集し、適切に保管します。									◎歴史博物館			○
方針3-II 市民と協働した保存の取組													
24	文化財資料保存活用サポートボランティアと協働した取組 考古資料の整理や歴史遺産の維持管理等を学芸員とともに行います。									◎歴史博物館	○	○	○
25	れきし体験学習ボランティアと協働した取組 学芸員と協働で藍・綿等の教材作物の栽培、博物館や本市の小学校等での体験学習事業を通して当時の道具を使用した技術の伝承に取り組みます。									◎歴史博物館	○	○	○

表 6-3 保存・管理の措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針3-Ⅱ 市民と協働した保存の取組												
26	富松城跡を活かすまちづくり委員会と協働した取組 富松城跡を保存・活用し、次世代を担う子どもたちに引き継げるようにします。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○立花地域課	○	○	
方針3-Ⅲ 歴史文化遺産の計画的な整備												
27	個別の保存活用計画の作成と計画の推進 田能遺跡・富松城跡等の個別の歴史文化遺産の保存活用計画の作成と計画を推進します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
28	旧尼崎紡績本社事務所の整備 旧尼崎紡績本社事務所の活用方法を検討し、敷地を一般公開します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○公園計画・21世紀の森担当 ○中央地域課			○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「…」は継続的に実施することを示します。

4. 活用の方針と措置

■方針

4-Ⅰ 観光・産業・文化振興等の各分野での活用

あまがさきの歴史文化を観光や産業、文化振興等の各分野へ活用し、本市の豊かなまちづくりにつながります。観光は、本市を訪れる観光客が本物のあまがさきの歴史文化に触れる機会を創出するため、歴史的建造物を活用したイベントやツアー等の実施、教育旅行・研修旅行の誘致、ドラマ・映画等のロケの誘致等を行います。特に阪神大物駅^{だいもつ}周辺は「まちなかウォークアブル推進事業」を進めており、阪神タイガースファーム施設の開業もあり、市外からの注目が高まっている地域のため、周辺の歴史遺産への誘客に力を入れて取り組みます。産業は、あまがさきの歴史文化を発信するような特産品の認定や伝統野菜の栽培等を推進します。また、近松門左衛門とゆかりの深い本市は、「近松のまち・あまがさき」をテーマに演劇等の文化振興に努めます。

なお、このような多様な活用の場面でも、当該歴史文化遺産の本質的価値を損なわないことを前提に実施します。

4-Ⅱ 日本遺産等他都市と連携した活用の取組

国内外の他都市と互いの歴史文化に関する交流を深めるとともに、共通のテーマで連携して情報発信や活用に取り組むことであまがさきの歴史文化をより一層魅力的なものにしていきます。

4-Ⅲ 学校教育への活用

将来を担う子どもたちの本市への愛着や誇りを醸成するため、小学校・中学校におけるふるさと教育を推進します。歴史博物館等の見学や、学芸員の出張授業、収蔵資料の活用などを進めるとともに、近松郷土学習等、各地区で特色あるふるさと教育を継続して行います。

■措置

表 6-4 活用の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針4-I 観光・産業・文化振興等の各分野での活用												
29	観光イベントやツアーの実施 歴史文化を体感できる、市内外の観光客を対象としたイベントやツアーを実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館 ○各地区地域課	○	○	○
30	教育旅行・研修旅行の誘致 「キャリア教育」、「地域探究」、「SDGs」の3つのテーマを柱とした『あまがさき探究プログラム（あま探）』にあまがさきの歴史文化も取り入れながら、教育旅行・研修旅行を誘致します。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
31	ドラマや映画の撮影誘致・協力・情報提供 歴史文化遺産を舞台にドラマや映画の撮影誘致・協力・情報提供等を行います。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
32	歴史文化を活かした特産品の振興 あまがさきの歴史文化を生かした特産品の開発を促進し、「尼みやげ」として認証します。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ◎あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	
33	伝統野菜の栽培 あまがさきの伝統野菜「尼蓆」の栽培と販売を推進します。	—	—	—	—	—	—	—	◎農政課 ○歴史博物館	○	○	○
34	「近松のまち・あまがさき」の推進 地域住民を中心として行われる「近松祭」、優れた劇作家を顕彰する「近松賞」等を継続して実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎文化振興課	○	○	
方針4-II 日本遺産等他都市と連携した活用の取組												
35	日本遺産事業での連携 阪神間日本遺産推進協議会のもと、『伊丹諸白』と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』に関連するイベントをはじめ、普及啓発事業等で歴史文化遺産の活用を関係他都市等と連携して実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ○歴史博物館		○	
36	阪神間連携事業の推進 西宮市・芦屋市と連携して、「阪神南地域オープンミュージアム無料開放 DAY」を開催します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館		○	
37	全国工場夜景都市協議会での連携 全国工場夜景都市協議会で他都市と連携して、工場夜景サミット等のイベント・企画を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎商業観光課 ○あまがさき観光局		○	
方針4-III 学校教育への活用												
38	学芸員による出張授業 歴史博物館の学芸員による各小学校・中学校における出張授業を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○学校教育課			
39	あまがさきの歴史文化の教材化 歴史文化遺産を活用した、小学生・中学生向けの学習プログラムを作成します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○学校教育課	○	○	○
40	近松郷土学習 下坂部小学校における、浄瑠璃クラブの取組や、「近松郷土学習」の取組を継続し、地域への愛着を育みます。	—	—	—	—	—	—	—	◎学校教育課 ○歴史博物館	○	○	

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「・・・」は継続的に実施することを示します。

5. 情報発信の方針と措置

■方針

5-I 市民が楽しんで歴史文化遺産の保存・活用に携わる機会づくり

様々な年齢層や性別、職業の市民が、それぞれの興味関心に合わせて気軽にあまがさきの歴史文化に触れ、楽しみながら歴史文化遺産の保存・活用に携わることのできる機会を創出します。歴史博物館において水曜歴史講座・各展示会のギャラリートーク・記念講演会、田能資料館において各展示会の解説会、図書館において尼崎市史を読む会、各地区生涯学習プラザにおいて市民大学、市政出前講座等の各種講座を開催し、定期的に旧尼崎紡績本社事務所・旧大庄村役場（現大庄南生涯学習プラザ）・市庁舎等の歴史文化遺産（建造物）の一般公開を実施し、あまがさきの歴史文化に触れる機会を設けます。

5-II 博物館等による情報発信

歴史博物館や田能資料館等の博物館施設について、本市の歴史文化の情報発信拠点とします。これまでも取り組んできた展示や書籍の発行等については、最新の技術等も取り入れながら見て触れて楽しいものとして、歴史博物館では、アーカイブ配信や情報への検索システムの構築にも取り組みます。デジタルアーカイブについても、MLA（博物館[Museum]、図書館[Library]、公文書館[Archives]）連携事業として、整備を推進します。また、ホームページや市報、各種 SNS を通じた歴史文化の情報発信にも力を入れて取り組むとともに、「英語」、「中国語」等多言語対応を目指し、世界に向けて発信していきます。

5-III 歴史文化遺産をめぐりやすい環境整備

歴史文化遺産を観光やまち歩き等で巡りやすいよう、環境整備を推進します。例えば、だれもが歴史文化遺産の価値を理解できるような案内板（多言語化・子ども向け看板）等の設置や、ターゲット別のパンフレットやマップの作成、歴史文化遺産周辺の多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるための環境整備（視覚・聴覚に障害のある人へ対応した案内方式の導入、身体に障害のある人・高齢者等に配慮した整備等）の検討等を推進します。

5-IV 図書館と連携した歴史文化の情報発信

図書館の基本運営方針の1つとして、「歴史・文化などまちの魅力を発信する図書館」があり、郷土資料の充実や図書館内での展示等、図書館と連携したあまがさきの歴史文化の情報発信を推進します。

■措置

表 6-5 情報発信の措置 (1/2)

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針 5-I 市民が楽しんで歴史文化遺産の保存・活用に携わる機会づくり												
41	各種講座・体験・解説会の実施 歴史博物館で水曜歴史講座・各展示会のギャラリートークや田能資料館で各展示会の解説会、図書館で尼崎市史を読む会、各地区生涯学習プラザで市民大学等、あまがさきの歴史文化に触れる機会を設けます。								◎歴史博物館 ○各地区地域課 ○生涯、学習！推進課	○	○	○

表 6-5 情報発信の措置 (2/2)

No.	事業	実施期間						関係する主体				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
方針5-II 博物館等による情報発信												
42	常設展・企画展の開催 歴史博物館・田能資料館等に収蔵する絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料・民俗資料等の公開・活用に資する、来館者にとって魅力的な常設展・企画展・特別展を開催します。								◎歴史博物館			○
43	図録・発掘調査報告書・研究紀要の発行 特別展図録・各年度の発掘調査報告書・『地域史研究』において、随時最新の研究成果等を公表します。								◎歴史博物館			○
44	ホームページ・市報・各種 SNS 等を活用した情報発信 ホームページ、市報、歴史博物館・大学・市民等の各種 SNS (YouTube や Instagram 等) を活用してあまがさきの歴史文化を発信します。また、多言語対応を目指し、世界に発信していきます。								◎歴史博物館 ○広報課	○		○
45	音声ガイド・アーカイブ配信等の実施 歴史博物館や寺町の歴史文化遺産をより理解できるように、また、視覚・聴覚等に障害のある人も楽しめる様、音声ガイドやアーカイブ配信等を実施します。								◎歴史博物館 ◎商業観光課	○	○	○
46	収集資料データベース検索システムの実施 歴史博物館で収集した史料や歴史文化遺産のデジタルアーカイブ等の情報の検索を可能とし、広く周知します。								◎歴史博物館			○
方針5-III 歴史文化遺産をめぐりやすい環境整備												
47	案内板のデザイン統一 案内板等のデザインの統一を推進します。また、多様な人々が皆理解しやすい内容を目指します。								◎商業観光課 ◎開発指導課		○	○
48	GIS サイト「地図情報あまがさき」の活用 「地図情報あまがさき」の歴史文化遺産の情報の充実を図り、歴史文化遺産めぐりの基礎情報とします。								◎歴史博物館 ○道路課			○
49	歴史文化遺産周辺の環境整備の検討 多様な人々が皆、安心安全に居心地よく歴史文化遺産をめぐるため、点字や音声ガイドの導入、バリアフリー装置設置等の環境整備について検討します。								◎商業観光課 ○歴史博物館		○	○
50	観光案内所及びウェブサイトでのあまがさきの歴史文化の発信 「あまがさき観光案内所」やあまがさき観光局のウェブサイト・SNS 等を通じてあまがさきの歴史文化の情報発信をします。								◎商業観光課 ○あまがさき観光局		○	
51	歴史文化遺産のデジタル化 歴史博物館・指定等文化財所有者・管理者が所蔵する歴史文化遺産のデジタル化を進め、皆が利用しやすいようにします。								◎歴史博物館	○	○	○
方針5-IV 図書館と連携した歴史文化の発信												
52	郷土に関する資料や図書の充実 郷土資料の収集を推進し、あまがさきの歴史文化を特集したコーナーを設けることを検討します。								◎中央図書館			○
53	図書館におけるミニ展示の実施 図書館で歴史文化遺産を展示し、幅広い人々に、あまがさきの歴史文化について伝えます。								◎中央図書館	○	○	○
54	所蔵資料等の相互検索 図書館が所蔵する郷土資料等と歴史博物館が所蔵する資料等と一緒に検索できるようにします。								◎中央図書館 ◎歴史博物館			○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「・・・」は継続的に実施することを示します。

第7章 重点的な取組

本計画の第6章で示した全体的な保存・活用の措置に加えて、「重点区域」と「地区ごとのテーマ」を対象を絞って、重点的かつ戦略的な取組を推進します。

1. 重点区域における取組

(1) 重点区域の設定の考え方

【重点区域の位置付け】「重点区域」とは、「文化財保護法に基づく文化財保存活用^{たいこう}大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」(文化庁)において設定任意とされている「文化財保存活用区域」を指し、「文化財が特定の範囲に集積している場合に当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの」です。重点区域では、ハード面(環境整備や消防用設備等)とソフト面(活用方法や推進体制等)の両面から戦略的な整備を進めることで、魅力的な空間の創出が期待できます。また、区域を絞って重点的に取り組むため、市民や企業等と協働した事業推進体制のモデルとなることも期待できます。

【区域設定】歴史文化遺産が集積し、これまでも都市整備を重点的に推進してきた「寺町・歴史博物館・尼崎城・阪神尼崎駅南側・阪神大物駅南側^{だいもつ}」を「尼崎城下町体感エリア」とし、地域計画に基づく重点区域として位置付けます。

【区域の現状】当該区域は、中世・近世にあった尼崎城や城下町であり、本市で最も歴史文化遺産が集積している所です。このため、寺町は寺町都市美形成地域としてガイドラインを制定して町並みの整備をしています。また、尼崎の歴史文化について市民が学べる学習拠点として歴史博物館、城址公園^{じょうし}、尼崎城の整備を実施しました。

【区域の課題】本市は、近代以降に工業都市として発展してきた経緯があり、近世に天守を擁した城があったことに対する市民等の認知度が低いことが課題となっています。

【取組方針】従来からの工業のまちのイメージに歴史文化という新たな都市イメージを付加することで、都市の風格をつくりあげ、周辺地区を含めた交流人口の増加や地域経済の活性化、市民のまちに対する誇りや愛着の醸成を目指します。また、各種計画と連動して本市の歴史文化観光の玄関口としての戦略的な取組を継続して進め、歴史文化都市としての更なる都市イメージの向上を目指します。

(2) 重点区域の概要

■重点区域の範囲

重点区域の範囲は、江戸時代に寺町として整備された範囲と都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち、都市再生特別措置法46条第2項第5号に規定する滞在快適性向上区域に定められる阪神大物駅^{だいもつ}周辺地区(まちかどウォークアブル推進事業地区)の旧尼崎城・旧尼崎城下町・旧尼崎紡績株式会社等、本

市の近世・近代の^{いしずえ}礎となった歴史文化遺産が特に集まる、阪神線以南（図7-1）とします。

この地域は、平安時代末期に砂洲が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから^{こうわん}港湾が発達し、水陸交通の^{ようしやう}要衝として多くの人・物資が行き交いました。近世になると尼崎城が築かれ城下町として栄えました。近代以降は、工都として多くの労働者が集い、多様な^{ごらく}娯楽・産業が展開しました。区域内は、歴史のあゆみの中で、各時代の歴史文化遺産が生まれ受け継がれており、本市の歴史をコンパクトに体感できる地域といえます。

現代においては、歴史博物館や尼崎城、図書館等の文化施設や登録文化財となっている元小学校の^{かいてい}開明庁舎等があり、本市の玄関口としての役割を果たしています。

重点区域内の主な歴史文化遺産

重点区域内の主な歴史文化遺産は図7-2、表7-1のとおりであり、本市の4つの歴史文化のテーマと関連する古代から現代にかけての幅広い歴史文化遺産があります。なお、このほか、多数の歴史文化遺産を歴史博物館が所蔵しています。



図7-1 重点区域の範囲

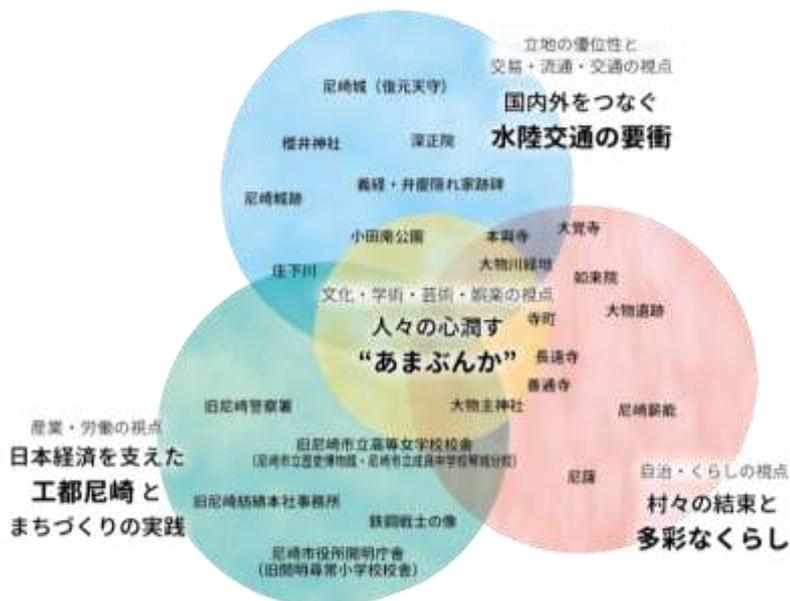


図7-2 4つの歴史文化のテーマと関連する重点区域内の歴史文化遺産

表 7-1 重点区域内の主な歴史文化遺産

類型	指定等	名称	場所
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 開山堂	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 三光堂	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	本興寺 方丈	本興寺
有形文化財【建造物】	国指定	長遠寺 本堂・多宝塔	長遠寺
有形文化財【建造物】	県指定	長遠寺 鐘楼・客殿・庫裡	長遠寺
有形文化財【建造物】	県指定	本興寺 鐘楼	本興寺
有形文化財【建造物】	市指定	三光堂 向唐門	本興寺
有形文化財【建造物】	市指定	大覚寺 弁財天堂	大覚寺
有形文化財【建造物】	市指定	如来院 本堂・表門	如来院
有形文化財【建造物】	市指定	善通寺 本堂	善通寺
有形文化財【建造物】	市指定	如来院石造笠塔婆	如来院
有形文化財【建造物】	市指定	本興寺笠塔婆	本興寺
有形文化財【建造物】	国登録	尼崎市役所開明庁舎(旧開明尋常小学校校舎)	
有形文化財【建造物】	国登録	旧尼崎市立高等女学校校舎(尼崎市立歴史博物館・尼崎市立成良中学校琴城分校)	
有形文化財【建造物】	国登録	旧尼崎市立高等女学校校門	歴史博物館
有形文化財【建造物】	未指定	大物主神社 本殿	
有形文化財【建造物】	未指定	櫻井神社 本殿	
有形文化財【建造物】	未指定	深正院 本堂	
有形文化財【建造物】	未指定	旧尼崎紡績本社事務所	
有形文化財【建造物】	未指定	旧尼崎警察署	
有形文化財【建造物】	未指定	尼崎城(復元天守)	
有形文化財【建造物】	未指定	義経・弁慶隠れ家跡碑	大物主神社
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	絹本着色涅槃図	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	海北友松筆押絵貼屏風	本興寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	紙本着色日蓮大聖人註画讀	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(絵画)】	市指定	絹本着色顯如上人画像	西教寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	国指定	木造日隆上人坐像(伝浄伝作)	本興寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	国指定	太刀 銘恒次(名物数珠丸)	本興寺
有形文化財【美術工芸品(彫刻)】	未指定	鉄鋼戦士の像	歴史博物館
有形文化財【美術工芸品(工芸品)】	市指定	鰐口・雲版	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(工芸品)】	市指定	銅鐘	如来院
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	県指定	大覚寺文書	大覚寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	本興寺文書	本興寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	長遠寺文書	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	日蓮書状(乙御前母御書)	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(古文書)】	市指定	日蓮筆曼荼羅本尊	長遠寺
有形文化財【美術工芸品(考古資料)】	市指定	流水文銅鐸	本興寺
無形文化財	未指定	尼崎薪能	大物主神社
民俗文化財【無形の民俗文化財(衣食住)】	未指定	尼蒨	
記念物【遺跡(城館跡)】	未指定	尼崎城跡	
記念物【遺跡(集落跡・散布地)】	未指定	大物遺跡	
記念物【遺跡(集落跡・散布地)】	未指定	辰巳橋遺跡	
記念物【遺跡(その他遺跡)】	未指定	尼崎藩松平氏一族の墓	深正院
記念物【名勝地(河川・湖沼)】	未指定	庄下川	
記念物【名勝地(公園・庭園)】	未指定	大物川緑地	
記念物【名勝地(公園・庭園)】	未指定	小田南公園	

■重点区域におけるこれまでの取組

東側の寺町では、昭和62年(1987)に燈籠に石畳を配した歩道の整備や趣のある街灯等の設置を行うなど、尼崎城下の寺町の風情を再現しており、平成元年(1989)に、都市美形成地域に指定し、伝統的な寺院群の雰囲気をつくることを方針とした修景や案内板の設置等を進めてきました。平成28年(2016)度か

ら令和2年（2020）度にかけて、阪神尼崎駅周辺地区において都市再生整備計画事業を進めてきました。これは、尼崎城、城址公園、歴史博物館等が整備されることを契機に、本市へ「歴史文化」という新たな都市イメージを付加させるとともに、散在する地域の資源をつなぎ、尼崎城を核とした観光地域づくりの取組を進めることで、交流人口の増加及び地域経済の活性化を目指しました。

令和4年（2022）度～令和8年（2026）度にかけて、前述の通り阪神大物駅周辺地区で「都市再生整備計画」に基づく「まちなかウォークアブル推進事業」を進めており、主に阪神大物駅周辺において居心地がよく歩きたくなる区間（ウォークアブル空間）の形成に取り組んでいます。

なお、令和7年（2025）3月に大日本紡績株式会社（旧尼崎紡績会社）尼崎工場跡地（現小田南公園）に阪神タイガースファーム施設（ゼロカーボンベースボールパーク）が開業しました。

（3）重点区域における措置

■重点区域の課題

重点区域における歴史文化遺産の保存・活用に関わる課題は以下の通りです。

- ・本区域は、各主体により整備事業や観光事業を推進していますが、歴史文化遺産の保存・活用の視点を各事業へより一層取り入れ、市全体として歴史文化を生かしたまちづくりを推進していく必要があります。特に、阪神タイガースファーム施設の誘致等をきっかけに、阪神大物駅周辺は小田南公園や大物川緑地の再整備が進んでおり、歴史文化遺産等を生かした整備の際に、その本質的価値を損なわないよう配慮が必要となります。その旨を広く伝えるため、多方面に情報発信する必要があります。
- ・歴史文化遺産が密集する寺町は、特に国指定文化財の防災・防火設備の老朽化、防犯設備の未設置、修理等が問題となっており、支援の必要があります。
- ・今後まちづくりの拠点となることが期待される旧尼崎紡績本社事務所の着実な保存・活用に向けて、価値を明らかにする調査を進め、文化財保護法や条例に基づく指定等について検討する必要があります。
- ・本区域は、尼崎城、城址公園、歴史博物館の整備に合わせて、これまでも歩道整備や道路改良事業等を行っており、歴史文化遺産をめぐりやすい環境づくりを推進しています。また、あまがさき観光局による観光案内パンフレットの作成やホームページでモデルルートの発信が行われていますが、ある一定の限られた歴史文化遺産だけが注目されています。多様な人の興味関心に合わせて、より幅広い歴史文化遺産に多くの人々が触れられるよう、様々なテーマを持った歴史文化観光を推進する必要があります。
- ・旧尼崎紡績本社事務所や大物川緑地の整備にあたって、具体的な利活用方針を検討していますが、市民の声を十分に取り入れて検討を進めていく必要があります。
- ・市外の観光客のみならず、市民に向けた情報発信を推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド需要を見据えて、歴史文化の魅力を発信し、地理的優位性を生かして交

流人口の増加を図ることが期待されます。また、歴史博物館の歴史文化の発信拠点としての機能強化も必要です。

■重点区域における取組の方針

本市の玄関口である本区域において、都市整備や景観形成の動きと連動して歴史文化を生かした空間形成を進めていくことで、歴史文化観光都市としての知名度を高めめます。阪神尼崎駅・大物^{だいもつ}駅間に新たな人の流れを創出し、本市の歴史文化の魅力に多くの人が触れる機会を創出します。

各課題に対応した具体的な方針は以下の通りです。

- ・本質的価値を損なわずに歴史文化遺産をまちづくりに活用していくため、本区域における歴史文化遺産の保存・活用を各種事業と連動させて一体的に推進することを目指し、市民や企業、事業者等、関係主体に向けて適切に情報発信を行います。
- ・国指定文化財に関わる防災・防火・防犯・修理等に関わる支援を行い、歴史文化遺産を守ります。
- ・旧尼崎紡績^{ぼうせき}本社事務所の文化財保護法や条例に基づく新規指定や登録に向けた取組を推進します。
- ・より多様な歴史文化遺産に多くの人が触れる機会を創出するため、歴史文化の4つのテーマに基づく周遊モデルコースを設定します。また、多様な人の興味関心に合わせて、歴史文化遺産に気軽に触れ合うきっかけとなるイベント等を開催します。
- ・大物川緑地や旧尼崎紡績本社事務所の整備において、市民ワークショップを開催する等、市民とともに活用方策を検討し、市民共有の財産として整備します。
- ・歴史博物館の歴史文化の発信拠点としての機能を強化し、ホームページや各種 SNS を活用して市民・観光客に向けた情報発信を推進します。市内外における各種イベントの実施に合わせて、ポスターの掲出や出張ブースの設置等、本市の歴史文化の魅力の発信を行い、阪神尼崎駅・大物駅間の人の流れを創出します。また、歴史博物館において、本区域のまちの移り変わりをテーマとした展示を実施し、本区域の歴史文化を振り返る機会とします。

■重点区域における措置

前記の課題・方針を受けて、計画期間内に本区域で実施する措置は表7-2のとおりです。

表7-2 重点区域の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
重点区域の取組の推進												
1	重点区域における取組の発信 重点区域内の歴史文化に関する各種事業を円滑に進めるため、関係主体に向けた情報発信に取り組みます。							◎歴史博物館		○	○
国指定文化財の保護												
2	国指定文化財の保護に向けた取組 寺町にある国指定文化財に関わる防災・防火・防犯・修理等に関わる支援を行い、歴史文化遺産を保護します。							◎歴史博物館			○
旧尼崎紡績本社事務所の指定・登録												
3	旧尼崎紡績本社事務所の指定等に向けた取組 旧尼崎本社事務所の指定・登録の方針を検討し、その実現に向けた取組を推進します。							◎歴史博物館			○
多様なテーマに沿った歴史文化観光の推進												
4	テーマ別周遊コースの設定 4つの歴史文化の特徴を体感できるテーマ別周遊コースを設定します。また、観光ガイドとも連携し、周遊コースの周知を図ります。							◎商業観光課 ○あまがさき観光局 ○歴史博物館	○	○	
5	尼崎城や歴史博物館におけるイベント開催 市民や観光客が歴史文化遺産に触れ合う機会を創出するため、歴史博物館等において各種イベントを開催します。							◎歴史博物館 ○商業観光課		○	
6	寺町の歴史文化遺産の公開 信仰の対象であることを配慮した上で、市民や観光客が歴史文化遺産に触れ合う機会の創出手助けします。							◎歴史博物館 ◎商業観光課 ○あまがさき観光局		○	○
市民等と協働した歴史文化遺産の活用												
7	旧尼崎紡績本社事務所の活用 旧尼崎紡績本社事務所について、市民等の意見聴取を行いながら、様々な利活用方法を検討します。							◎歴史博物館	○	○	○
8	大物川緑地の整備・活用 大物川跡地である大物川緑地について、歴史的経緯を生かしながらも過ごしやすく、使いたくなる公園を目指し、市民とともに整備・活用を進めます。							◎公園計画・21世紀の森担当	○	○	○
阪神尼崎駅周辺及び阪神尼崎駅・大物駅間の人の流れの創出												
9	ポスターや出張ブース等による情報発信 各種イベントにおいて、本市の歴史文化を発信し、大物から寺町にいたる一体的な人の流れを創出します。							◎商業観光課 ○あまがさき観光局 ○歴史博物館		○	○
10	まちの移り変わりをテーマとした展示の実施 歴史博物館において、重点区域のまちの移り変わりをテーマとした展示を実施します。							◎歴史博物館	○	○	○
11	寺町の歴史文化遺産の紹介 寺町の歴史文化遺産を紹介するパネル展を実施します。							◎歴史博物館		○	○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「.....」は継続的に実施することを示します。

2. 各地区の歴史文化のテーマを活かした取組

(1) 取組の方向性

本市は、大きく分けると中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の6地区（第1章 p.9 図1-1 参照）に分かれ、それぞれの地区に特色ある歴史文化が育まれています。各地区は、生涯学習プラザを拠点に地域課の職員が住民の皆様と地域の課題解決や魅力向上に取り組んでいます。地区ごとに特色ある歴史文化のテーマを設定することで、個性を活かしたまちづくりを進めるきっかけとすることを目指します。



本計画期間内は、各テーマに関連したリーディングプロジェクトを設定し（関連 第6章 p.84 措置4）、各地区の生涯学習プラザを拠点に市民と協働で取り組むことを想定しています。

次ページ以降に、各地区の歴史文化のテーマについてまとめています。

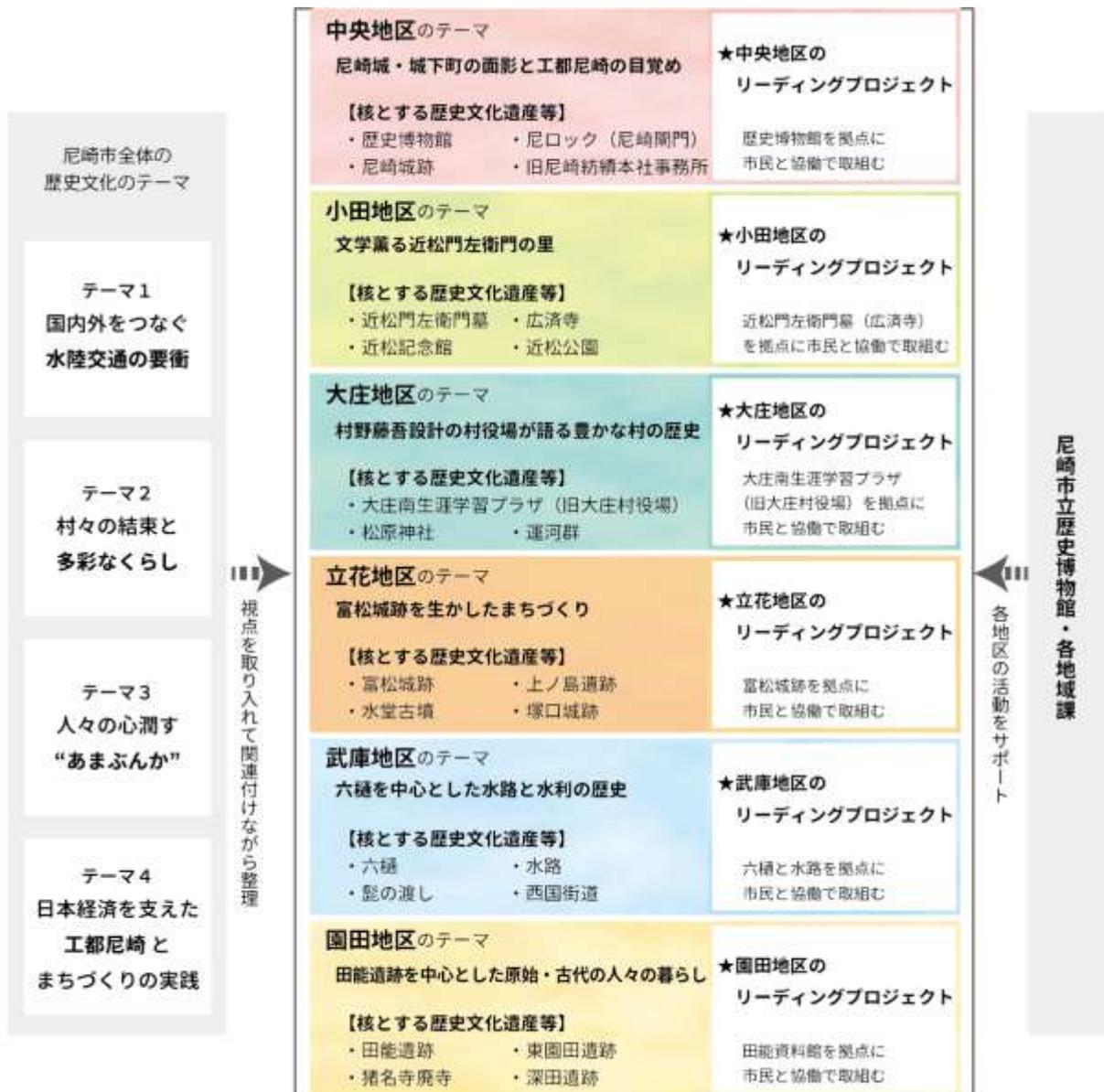


図7-3 各地区の歴史文化のテーマの位置づけ

(2) 各地区の歴史文化のテーマ

■中央地区

テーマ：尼崎城・城下町の面影と工都尼崎の目覚め

中央地区の東部は、平安時代末期に砂洲が陸地化した新地で、河口の最南端に位置することから港湾こうわんが発達し、水陸交通の要衝ようしゅうとなっていました。

近世になると尼崎城が築かれ、城下町の整備が始まります。第2次世界大戦後に立花地区に市庁舎が移転するまで、本市の行政の中心を担ってきました。地区内は、近世の城下町の整備に伴い、城下に点在していた寺社を城下の北西に集めた寺町や、尼崎藩主松平氏に縁の深い櫻井神社さくらいや深正院じんしょういん、大坂への交通の要衝となった辰巳の渡したつみ わたし等があり、旧城下町の名残が見られます。また、築地地区は近世にはじまった「初嶋大神宮例大祭尼崎城々下町築地だんじり祭」が現在も継承されており、旧城下の賑わいを今に伝えています。

近代以降、臨海部りんかいに、尼崎紡績株式会社ぼうせきをはじめ多くの工場が進出し、それを契機として、時代が進むと重工業を含めた工場の進出が盛んになり、工都尼崎と称されるようになりました。このような経済的な発展の一方で、地下水のくみ上げ等を原因とする地盤沈下の問題が出てきましたが、尼崎閘門こうもんや防潮堤ぼうちようていの新設により、安全で住みよいまちづくりを実現してきました。地区内に、旧尼崎紡績本社事務所等、本市が工都として歩みを始めた時代の歴史文化遺産も受けつがれています。また、労働者の生活ごらくと娯楽の場であった商店街は今も人々の暮らしと密着して存在しています。

尼崎市立歴史博物館は、こうした本市のあゆみを伝える様々な歴史文化遺産を収蔵・保管しており、本市の歴史文化の拠点となっています。



旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)の保存と活用

旧尼崎紡績本社事務所は明治33年(1900)建築の煉瓦造2階建てで現存する尼崎最古の洋館で工都尼崎を象徴する建物です。尼崎紡績は明治22年(1889)設立、大正7年(1918)に摂津紡績を合併、社名を大日本紡績と改め、日本最大の紡績会社になりました。昭和20年(1945)の空襲で尼崎工場は被災し、本市における綿糸生産は終焉しましたが、本社事務所は戦禍を免れ、昭和34年(1959)から日紡記念館(後のユニチカ記念館)として一般公開されました。令和2年(2020)所有者、ユニチカ株式会社(以下、「ユニチカ」)が老朽化と耐震化工事に多額の費用が見込まれることを理由にユニチカ記念館解体の検討が新聞報道され、以降、本市及びユニチカ、兵庫県との間でその保存と活用に向けた協議、検討を進めました。令和2年(2020)11月に兵庫県はユニチカに対して、県が同記念館の寄贈を受け、県立尼崎の森中央緑地へ移築・保存を提案する一方で、市事業として同記念館の市有地への移築保存に取組むよう要請しました。市議会で同記念館の保存・活用の請願が採択され、同記念館は本市の貴重な歴史文化遺産として保存すべきであること、また周辺地域の魅力向上や活性化等まちづくりの観点から活用が必要であること、さらに財政負担の軽減等も考慮すること等を付して、改めてユニチカ及び兵庫県と協議を行い、建物及び敷地を取得し、現地での保存・活用に取り組むこととしました。令和4年(2022)7月に兵庫県が移築案を撤回し、本市はユニチカと協議を進め、令和5年(2023)3月に、建物及び土地を取得しました。今後は後世に伝える貴重な歴史文化遺産として旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)の保存・活用に向けた取組を推進していきます。



旧尼崎紡績本社事務所見学会

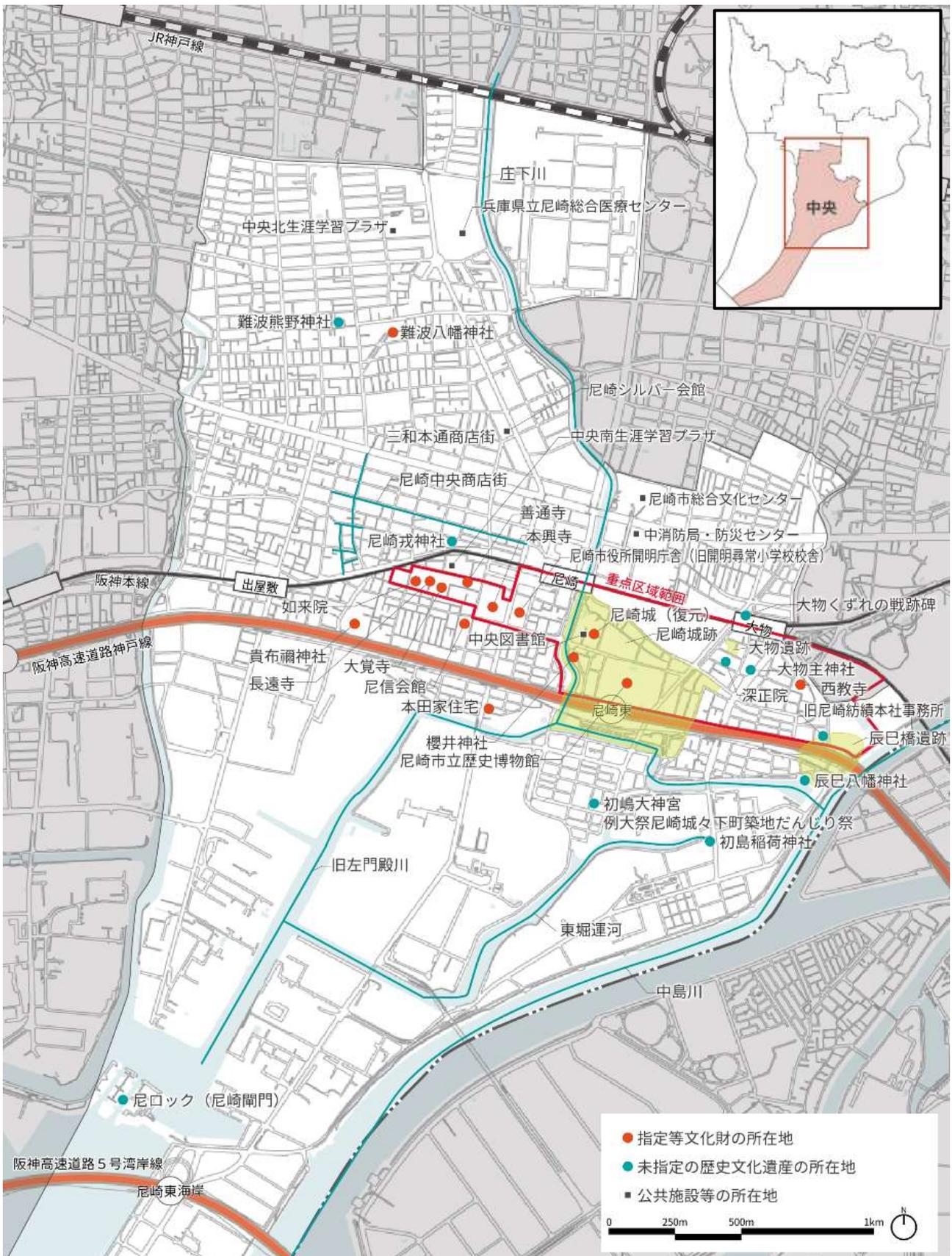


図 7-4 中央地区の主な歴史文化遺産

■小田地区

テーマ：文学薫る近松門左衛門の里

小田地区は、江戸時代の著名な人形浄瑠璃・歌舞伎の作者である近松門左衛門と関係が深く、近松の里として知られています。特に広濟寺は近松と縁が深く、広濟寺再興の享保元年（1716）の開山講中、翌享保2年（1717）の開山百講中連名や過去帳にも近松の名が見られ、母親の供養を行った記録等も残されています。また、境内に墓所が設けられており、昭和41年（1966）9月2日に国指定史跡に指定されました。墓石の表に近松門左衛門と妻の戒名が、裏に没年が刻まれています。享保9年（1724）11月22日に亡くなったので、毎年、命日の前後の日曜日には近松祭が催され偉大な人形浄瑠璃・歌舞伎の作者を顕彰しています。本堂裏には「近松部屋」という、六畳二間、奥座敷四畳半の建物があり、ここで執筆したとの話も伝わっています。

昭和50年（1975）に広濟寺に隣接して近松記念館が開設され、さらに周辺を近松公園として整備し、この周辺一帯を「近松の里」と名づけ、歴史と文化がふれあう魅力あるゾーンとして整備しています。



遺跡の不時発見を防ぐ。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と遺跡推定地

本市には弥生時代の集落跡、奈良時代以降の荘園、江戸時代の城跡や城下町等の各時代の数多くの遺跡が知られています。とりわけ、昭和40年（1965）の田能遺跡発見を契機に阪神間でいち早く埋蔵文化財専門職員を採用し、文化財保護に取り組んでおり、昭和44年（1969）度～昭和50年（1975）度に本市北部の農地を中心に遺跡分布調査を行いました。一方、本市南部は阪神工業地帯の中核をなす工業都市として早くから都市化が伸展し、市街地化が進んでいたため、調査を実施できませんでした。昭和57年（1982）、尼崎市文化財保護条例の制定により、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）だけではなく、分布調査は実施できませんでしたが、文献資料から中世の荘園があったと推測される小田地区を中心に、「中世荘園推定地」を設定し範囲を示したほか、遺跡の周辺部等も「遺跡推定地」として、掘削工事時に埋蔵文化財担当職員が、遺構や遺物の有無を確認することで新たな遺跡の発見や既知の遺跡の範囲の確認に努めてきました。



遺跡推定地における埋蔵文化財担当職員による立会調査

昭和61年（1986）に、『尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表』を刊行し、平成元年（1989）～平成26年（2014）までは毎年「尼崎市埋蔵文化財遺跡分布地図及び手引き」を発刊し、直近の状況を反映した遺跡範囲の周知と土木工事等に関わる埋蔵文化財の手続きを示すことで埋蔵文化財の保護を図ってきました。平成27年（2015）からは「尼崎市埋蔵文化財取り扱い手引き」として市民・事業者配布するとともに、市ホームページに掲載し遺跡分布地図の閲覧もできるようにし、利便性の向上に努めています。

■大庄地区

テーマ：村野藤吾設計の村役場が語る豊かな村の歴史

大庄地区は江戸時代、米作に向かない土地で、上質な木綿・^{あまいも} 尼蒔等商品作物を栽培し、近辺の海での漁獲もあり、農業・漁業を中心としながら豊かに暮らしていました。明治時代、近くに上質な木綿を使用した製糸工場が作られ、更に暮らしが豊かになると思われましたが、製糸工場で輸入木綿が使用されるようになり木綿の栽培は下火になり、それにかわり、^{ちくこう} 尼蒔の栽培が暮らしを支えました。また、工場も徐々に建設され、昭和5年（1930）以降は、^{りんかい} 尼蒔築港会社による大規模な臨海工業地の埋め立てが進み、鉄鋼・電力を中心とする重化学工業地帯となりました。それに伴い人口も増大し、当時「日本一裕福な村」と呼ばれるようになりました。そのことを象徴する建物が、昭和12年（1937）に建設された大庄村役場です。設計者は文化勲章受賞者で、日本を代表する建築家のひとりである^{むらのとうご} 村野藤吾氏です。茶褐色のタイルが外壁全面に貼られ、そのところどころに動植物のレリーフが飾られているのが特徴です。2階の^{きひん} 旧貴賓室は建設当初の姿をよく留めており、当時の村の裕福さを感じることができます。



トピックス 尼蒔復活

江戸時代後期から本市の臨海部は、「^{あまいも} 尼蒔」と呼ばれたさつまいもが盛んに栽培されました。尼蒔は夏に市場に流通する大変甘いさつまいもとして珍重された本市を代表する農作物でしたが、昭和9年（1934）の室戸台風の高潮被害により衰退し、昭和25年（1950）のジェーン台風の高潮被害により完全に絶滅してしまいました。平成11年（1999）、尼蒔公害患者・家族の会が中心となり「公害の無いまち 尼蒔」のシンボルとして尼蒔を復活させるプロジェクトが開始されました。同会は尼蒔市教育委員会歴史博物館準備室（当時）の協力を得て、尼蒔の歴史や品種について調査し、尼蒔の品種は「四十日」、「^{にけ} 尼ヶ崎赤」が有力であることがわかりましたので、平成12年（2000）から「四十日」、「^{にけ} 尼ヶ崎赤」の栽培を開始しました。平成13年（2001）に尼蒔復活に向けた市民グループ「^{にいも} 尼いもクラブ」が結成され、^{にいも} 尼いもクラブは「四十日」を復活した尼蒔の品種と特定し、平成15年（2003）に「^{にいも} 尼いも復活宣言」を行いました。また、平成13年（2001）からは市内の学校園での尼蒔栽培が始まり、現在でも毎年20校園程度が歴史博物館から苗の提供を受けて、尼蒔の栽培を行っています。平成17年（2005）に本市農政課が農協の協力を得て尼蒔の栽培を開始しましたが、^{なま} 生での市場流通は困難であったため、尼蒔を原料とする焼酎「^{にの} 尼の雫」を製造することになりました。また、平成23年（2011）からは尼蒔商工会議所が中心となって尼蒔を使った尼蒔の特産品づくりに着手し、これまでに尼蒔の蔓の佃煮等を詰め合わせた「^{にいも} 尼いもづくし」や「^{にいも} 尼いもごはんの素」等の商品を開発し、販売しています。尼蒔復活から約20年を経た現在、尼蒔を栽培し、普及させる取組は、産官学協同で行われています。



小学校での尼蒔の苗の植え付け

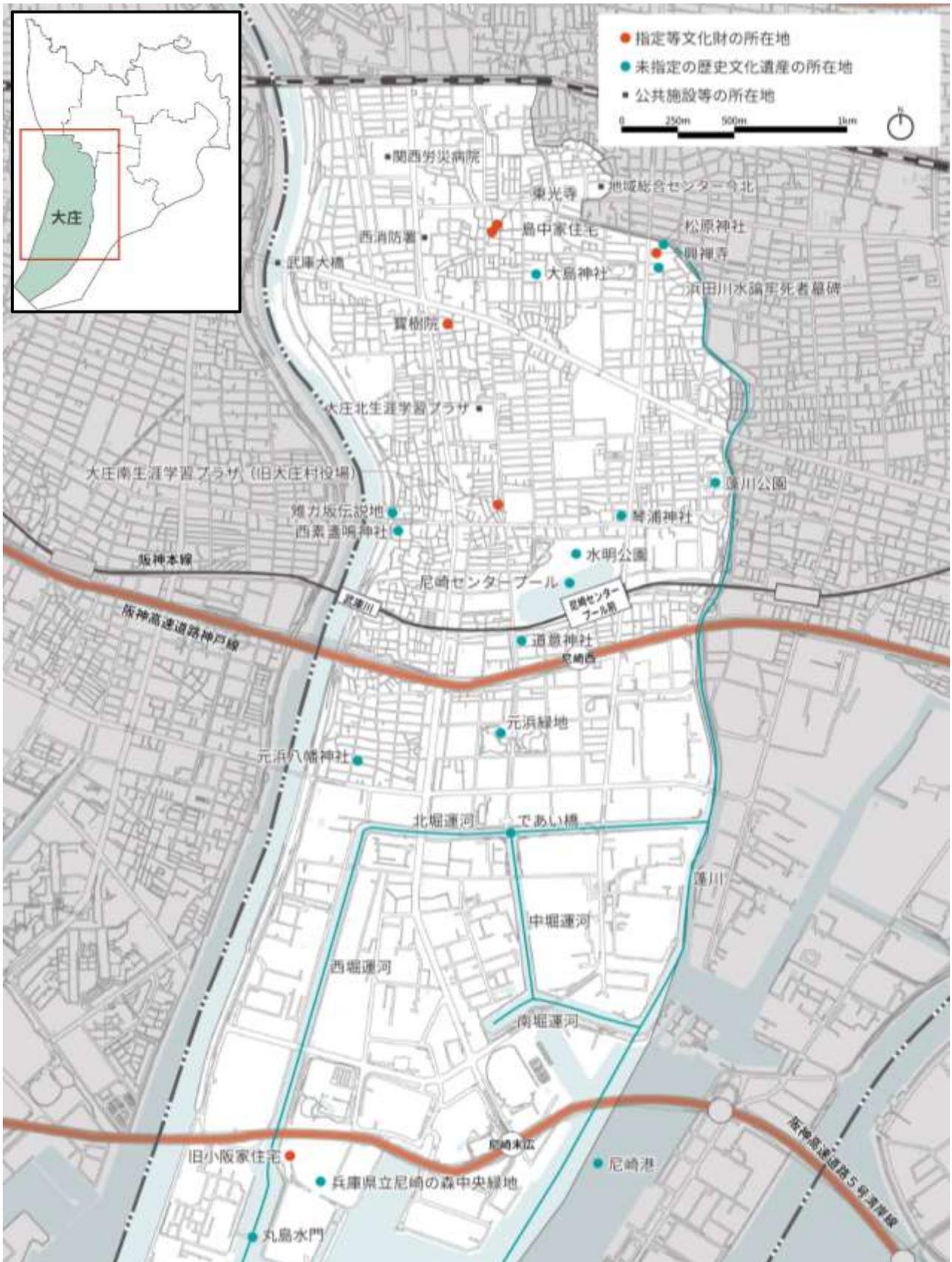


図 7-6 大庄地区の主な歴史文化遺産

立花地区

テーマ：富松城跡を生かしたまちづくり

富松城跡は、立花地区にあった中世の城館で、中世の尼崎城と伊丹城（有岡城）、越水城の中間にあたることから、戦略上の拠点として重視され、当時の古文書や合戦記等にも記述が残されています。現在も土塁と堀跡が一部残っており、戦国時代における本市の往時の様子を今に伝える貴重な歴史遺産ですが、土塁の残る土地については国による競売により、売り払われる可能性もありました。しかし、「富松城跡を活かすまちづくり委員会」と協働で富松城跡の保存と活用について取り組んできた成果が実り、令和元年（2019）度に土塁部分の市有地化が完了しました。現在はより活用できるように整備を含め、将来の姿を共に模索しているところです。

塚口は伊丹から神崎に至る伊丹街道（有馬道）の重要な通過地点であり、応永16年（1409）に建てられた塚口御坊を中心とする一向宗の寺内町でありましたが、戦国の動乱の時期に防御を固めるために高い土塁を築き周囲に堀をめぐらした城となったと考えられています。天正6年（1578）の荒木村重と織田信長との合戦の際に、信長軍の一部は塚口に進駐し、伊丹城（有岡城）攻めの拠点としました。その後、荒木村重一族は七松の地で処刑されました。塚口に、現在も土塁跡や堀跡が残ります。また、七松八幡神社に、処刑された荒木村重一族の霊を弔う「故六百三十餘人之碑」が建てられています。

この様に、立花地区は中世の戦乱にまつわる様々な歴史文化遺産が受け継がれています。これらを、富松城跡を中心にして結び、まちづくりに生かしたいと思っています。



歴史遺産を生かした市民との協働のまちづくり 富松城跡

富松城跡は平地に築かれた戦国時代の城館跡です。これまでの発掘調査で土塁と二重の堀を備えた東西150メートル以上、南北200メートル以上の規模の城館であったと考えられています。現在、城の西側の守りとして築かれた土塁と堀の一部が残されています。

この土塁が残る土地は、長年私有地として個人により守り伝えられてきましたが、平成13年(2001)に発生した相続により、国に物納されて国有財産となりました。地域の人々に長年親しまれてきた歴史文化遺産である富松城跡（土塁）滅失の危機が迫ったことで、平成14年(2002)「富松城跡を活かすまちづくり委員会」が結成され、その歴史的価値を広く紹介し保存を求める諸活動が展開されました。

本市は富松城跡の文化財としての価値及び、市民からの度重なる保存要望に鑑み、競売手続きの保留を国に要望し、協議を重ねた結果、平成17年(2005)に暫定的な措置として本市が土地の管理委託を国から受託することで当面の保存が図られました。平成27年(2015)までの受託期間中も国との協議を重ね、取得に向けて調整するとともに、平成26年(2014)に、「歴史遺産(富松城跡)保存活用懇話会」を開催し、富松城跡の保存・活用に向けた検討を進めました。その結果、平成28年(2016)9月に本市が用地取得して保存が図られました。翌10月に地域住民が主体となって「第1回富松城跡まつり」が開催され、その後毎年10月に「富松城跡まつり」が開催されています。



戦国歴史ウォーク

富松城跡を守り、伝え、市民共有の財産として活用を図る取組が、「富松城跡を活かすまちづくり委員会」をはじめとした市民との協働のまちづくりとして進められています。

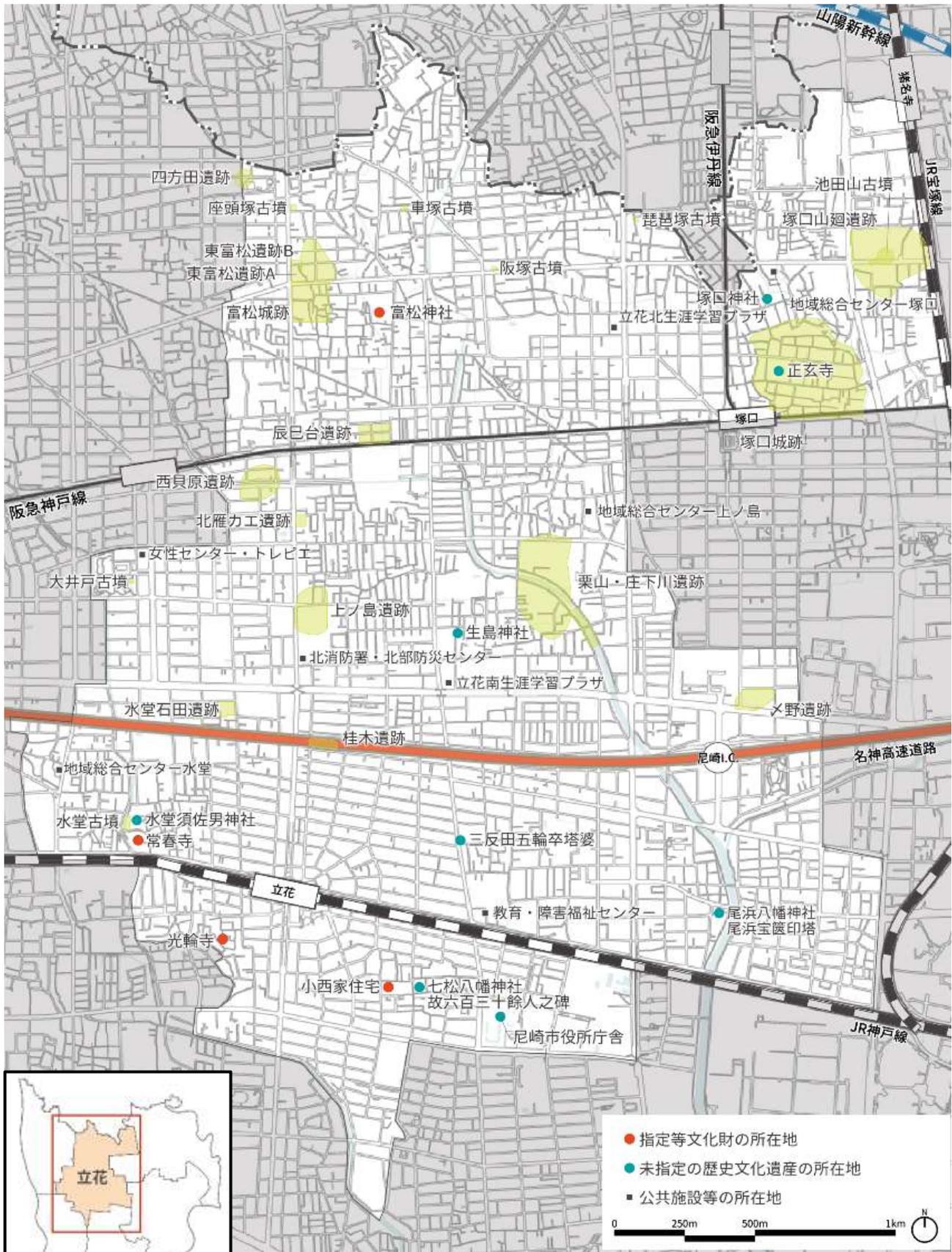


図 7-7 立花地区の主な歴史文化遺産

■武庫地区

テーマ：六樋を中心とした水路と水利の歴史

武庫地区は、伊丹台地と武庫川の沖積作用により形成された土地です。伊丹台地上は、弥生時代の遺跡が数多く見つかっており、中でも武庫庄遺跡は弥生時代中期を中心とした集落跡で、集落の中心的建物と考えられる大型掘立柱建物がみつかっており、この建物の柱穴からヒノキの柱根8本が出土し、年輪年代法による年代測定の結果、弥生時代中期は紀元前1世紀に始まると考えられていた実年代観から約100年遡る結果が得られた重要な遺跡となっています。

このように、人々は古くから農業を営み、生活を送ってきました。地区内は、農業や水利に関する様々な歴史文化遺産が受け継がれ、現在も使用されています。特に、「六樋」は特筆すべきものです。

中世末から近世初期にかけて武庫川東岸の上流から順に野間樋（富松樋）、生島樋、武庫樋、水堂樋、守部樋、大島樋という6つの武庫川からの取水樋が設けられ、村々に用水を供給していました。これら用水に関して、江戸時代を通じてしばしば水論が生じました。大正12年（1923）に着工された武庫川改修工事に際し、この六樋の合併工事が行われ、昭和3年（1928）に完成しました。あわせて、この合併樋を管理する武庫川六樋合併普通水利組合が設立されました。

また、地区内には須佐男神社が数多く鎮座していますが、これは五穀豊穡を願うとともに、「水害から地域を守ってほしい」という人々の願いの現れだと思われま



震災と埋蔵文化財—全国初となる派遣職員による発掘調査(道ノ下遺跡)—

阪神・淡路大震災直後の埋蔵文化財保護行政は、平成7年(1995)5月31日までに着工する電気・ガス・上下水道・電話・道路・河川・橋梁・鉄道等の復旧、仮設住宅の建設、倒壊家屋等の除去・整地、その他緊急を要する工事の場合、埋蔵文化財の届出を不要とする緊急対応の措置が講じられました。さらに平成7年(1995)6月1日～平成10年(1998)5月31日までは、「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」が示され、この基本方針に基づく「埋蔵文化財の取り扱いマニュアル」が作成されました。

また、復旧・復興に係わる発掘調査の経費負担に関しては、一部を除き震災関連事業として、公費で行われることになりました(「震災の特例」は平成11年(1999)まで延長)。人的支援については、発掘調査等の増大が想定されることと復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護の整合を図るため、平成7年(1995)7月～平成10年(1998)3月まで被災市町等で行われる復旧・復興事業に伴う発掘調査に全国の都道府県・政令指定都市等から埋蔵文化財担当職員の派遣が行われました。本市で全国初となる派遣職員による発掘調査が道ノ下遺跡で行われ、その後、平成7年(1995)7月10日～平成10年(1998)3月24日まで、6遺跡・8か所、約9,500平方メートルの発掘調査が実施され、16府県・延べ22人の埋蔵文化財担当職員の協力を受けました。



道ノ下遺跡の発掘調査

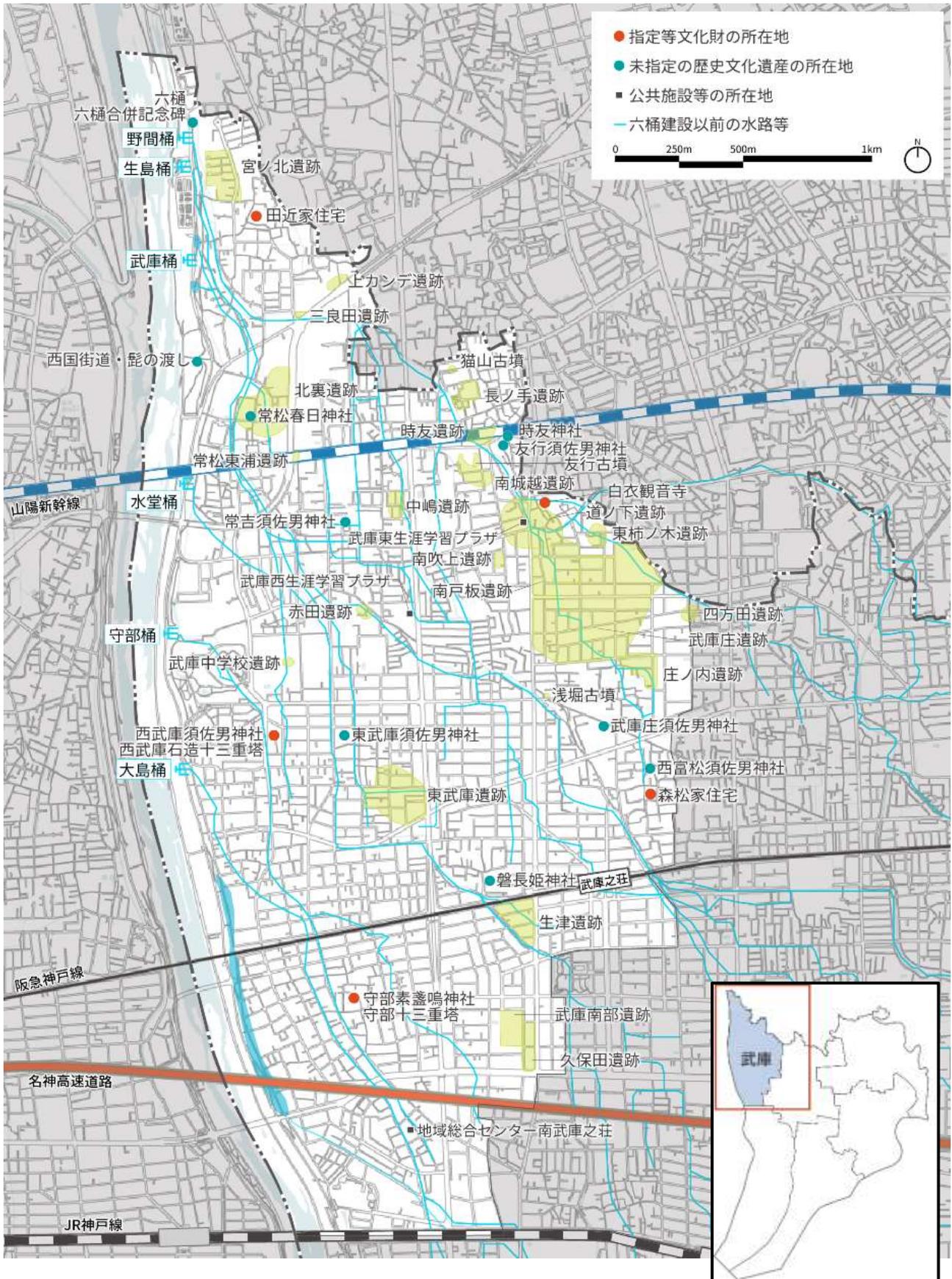


図 7-8 武庫地区の主な歴史文化遺産と六桶建設以前の水路等

■園田地区

テーマ：田能遺跡を中心とした原始・古代の人々の暮らし

そのだ
園田地区は、本市の中でも早くから土地が形成され、弥生時代から人々の生活が脈々と営まれてきました。たの ふるみや もがわかわどこ いながわかわどこ
田能遺跡・古宮遺跡・藻川川床遺跡・猪名川川床遺跡等で、縄文土器が出土しており、近辺での集落跡が想定されます。田能遺跡は、弥生時代全期間にわたる集落跡で、東西 110m、南北 120m の範囲内に拡がり、住居跡・土坑・溝・柱穴のほか無数の小さな穴が見つかりました。さらに木棺墓・木蓋土坑墓・土坑墓・壺棺墓・甕棺墓等の墓を 17 基発見し、そのうちの第 16 号墓において 632 個以上のへきぎょくせいくだだま
碧玉製管玉が胸部付近から、第 17 号墓において左腕に白銅製の釧（腕輪）を身に着けた状態で発見されました。大量の土器や石器の他、銅鏃・ガラス玉・加工痕の残る碧玉原石・ヒスイの勾玉、木製品、植物製品、獣骨・貝殻等の自然遺物等たくさんの遺物が発見され、弥生時代近畿地方の墓制や生活を解明するにあたって学術上価値の高い遺跡として国の史跡に指定され、公園となっています。

弥生時代から続く集落遺跡は多数有り、古宮遺跡で一辺約 14m の方形周溝墓 1 基他が発見されており、この方形周溝墓の周溝から多量の弥生土器が出土し、墳丘部から 5 基の木棺墓を含む墓杭が見つっています。かぐらだ
神楽田遺跡で弥生時代の木棺墓が 12 基、中世の木棺墓が 1 基見つっています。ひがしそのだ
東園田遺跡で弥生時代後期から古墳時代後期の竪穴住居、ほったてぼしらたてもの
掘立柱建物、溝状遺構、土坑、ピット、流路のほか、弥生時代中期の落込み状遺構、鎌倉時代の土坑等が見つっており、弥生時代から古墳時代にかけての大量の遺物が出土しています。中でも約 500 個のイイダコ壺がまとまった状態で出土し、その中の 1 つだけに鹿の絵が刻まれたものが見つっています。他にも、みその おおつかやま
御園古墳や大塚山古墳、猪名寺廃寺等古代の有力者層の存在を示す遺構が見つっており、古くから人々の営みが連綿と続いている地域です。



トピックス 市民が守った遺跡 田能遺跡

田能遺跡は、昭和 40 年(1965)工業用水配水場建設時に偶然発見されました。当時は地盤沈下対策として配水場建設は欠かせない事業で、本市だけでなく西宮市、伊丹市との三市共同事業であったこともあり、容易に工事を止めることはできませんでした。ブルドーザー等の重機が遺跡を破壊する中、全国から集まった考古学研究者や学生、地元の中高生、市民が懸命に発掘作業にあたった結果、貴重な発見が相次ぎます。その状況を目の当たりにした市民が中心となって遺跡の保存運動が巻き起こります。

結果、遺跡の大半は建設工事で既に破壊されていましたが、市民の懸命な保存運動によって、貴重な遺構が確認された部分が保存されました。昭和 44 年(1969)に国の史跡に指定され、翌 45 年(1970)に史跡公園として整備され田能資料館が開館します。

田能遺跡は弥生時代の大集落であり、近畿地方で初めて弥生時代の墓制が明らかになった遺跡として学術的価値の高い遺跡であるとともに、文化財保護運動の先駆けとなった遺跡です。現在も毎年、地域住民が主体となって「田能遺跡まつり」が開催され、市民に親しまれ、愛されている遺跡と言えます。



田能遺跡まつり

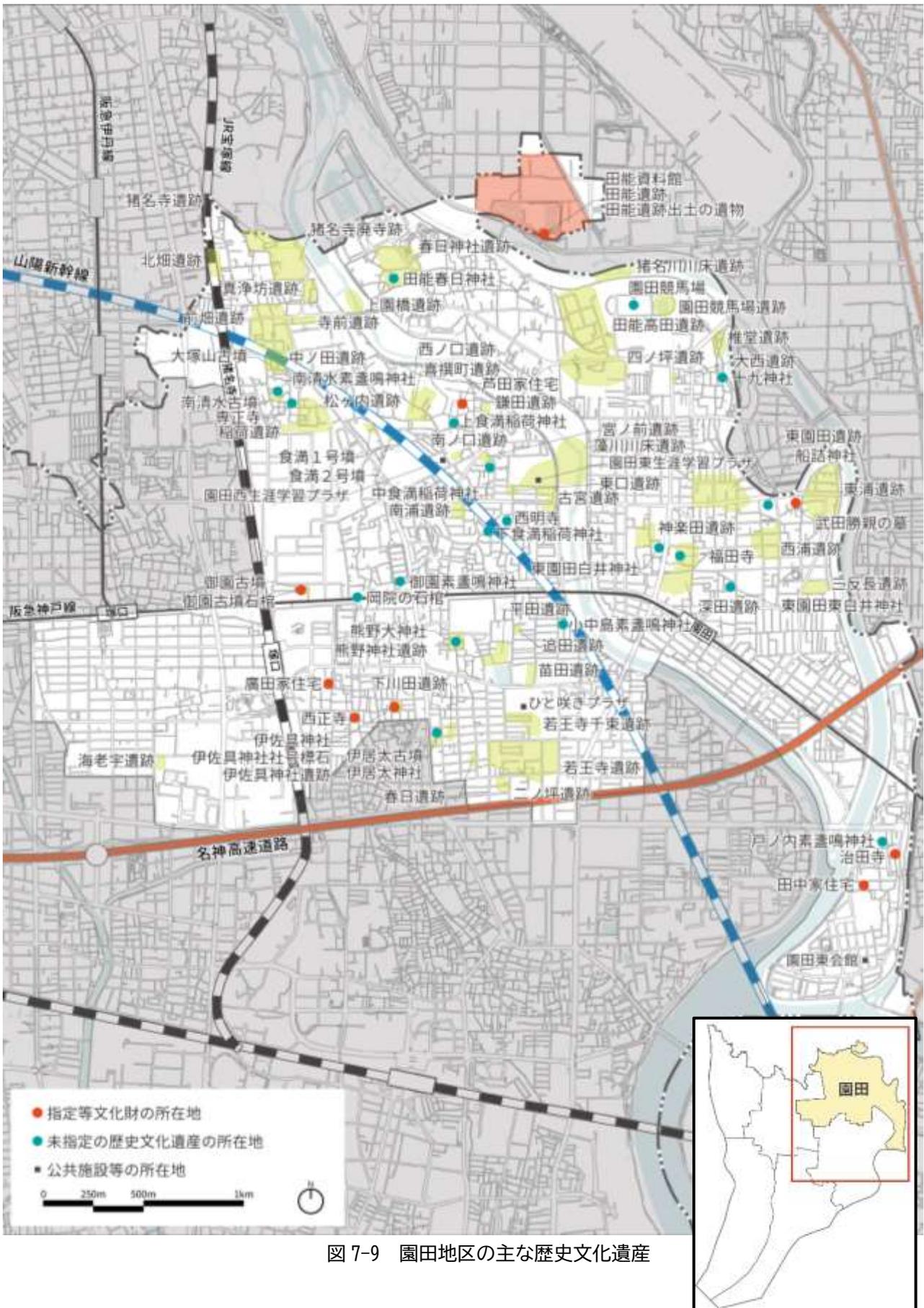


図 7-9 園田地区の主な歴史文化遺産

(3) 具体的な取組

各地区のリーディングプロジェクトを、下記の通り設定し、第6章(p.84)措置4として推進します。

■中央地区（テーマ：尼崎城・城下町の面影と工都尼崎の目覚め）

尼崎城の名残を探して：尼崎城は明治の廃城令以降、城郭じょうかくの名残が無くなるほど改変されてきました。しかし、堀跡が公園に、工事や発掘調査で出土した尼崎城の石垣の再利用、石碑等、尼崎城名残の歴史文化遺産があります。それらを探す、記録する、めぐる等、市民と協働で昔の尼崎城の姿を探索します。工都尼崎のにぎわい体感プロジェクト：近現代に工都として成長した本地区の歴史を伝える近代建築や、流通を支えた運河や尼ロック（尼崎閘門こうもん）、労働者や家族の生活を支えた商店街等の歴史文化遺産を一体的にめぐるまちあるきイベントの開催やマップの作成等を市民と協働で行います。

■小田地区（テーマ：文学薫る近松門左衛門の里）

「近松学習充実」プロジェクト：近松学習を充実させるために、「近松の里」（広濟寺・近松門左衛門の墓・近松記念館・近松公園周辺）の魅力増進に努め、SNS等を使用したPRを行い、今までと違った視点で改めて「近松の里」を近松学習の場とするためのイベント開催等に取り組みます。

■大庄地区（テーマ：村野藤吾設計の村役場が語る豊かな村の歴史）

旧大庄村役場魅力発信プロジェクト：戦前より地域の中心としての役割を担ってきた村野藤吾設計の旧大庄おおしょう村役場の歴史的価値と建築的価値を発信するため、「日本一裕福な村」と呼ばれた大庄村のパンフレット作成を市民と協働で行います。また、市民だけでなく、観光客にも広くその価値に触れてもらう機会を創出するため、SNSを通じた発信や、見学会等を継続的に開催します。

■立花地区（テーマ：富松城跡を生かしたまちづくり）

富松ひとめぐりプロジェクト：富松地区は、富松城とまつ・富松神社さいうんじ・西運寺しんこうじ・真光寺えんじゆじ・円受寺・旧街道・道標どうひょう・古い町並み等が点在しており、中世の面影が色濃く残っています。富松城跡を中心に、史実を基に近隣の城跡に向かう戦国歴史ウォーク、旧街道や歴史文化遺産を一体的にめぐるための整備やまちづくり活動について市民が主体的に参画できるよう、幅広く展開していきます。

■武庫地区（テーマ：六樋を中心とした水路と水利の歴史）

「水のみめぐみ」とふれあいプロジェクト：「水」をテーマに、歴史文化遺産とふれあい取組を推進します。武庫川むこや六樋ろくひ等の水路、交通路として機能した髭ひげの渡しわた、水の安全を願う神社、武庫一寸むこいっすん等の特色ある農作物等を分かりやすく発信するほか、六樋から流れる水路を巡るウォーキング等を企画します。

■園田地区（テーマ：田能遺跡を中心とした原始・古代の人々の暮らし）

原始・古代の暮らし発見プロジェクト：田能遺跡たのを中心に、地区内にある多数の原始・古代の集落遺跡や古墳、古代寺院、式内社等をめぐる等、本市でも早い時期から展開された人々の暮らしを体感できる取組を展開します。また、田能資料館は、勾玉づくりや土器づくり等、大人から子どもまで楽しめる様々な体験プログラムを実施するとともに、地域活動の拠点として位置付けます。

第8章 歴史文化遺産の防災・防火・防犯

1. 過去の災害等における歴史文化遺産の被害

(1) 過去に発生した災害等の概要

■風水害

本市は、平坦な地形であり、^{むこ}武庫川や^{いな}猪名川・^{もがわ}藻川をはじめ多くの河川が流れています。また工業用水の汲み上げによる地盤沈下から、本市南部は海拔ゼロメートル地帯が広がっており、これまで多くの風水害が発生しています。

特に大きかったのは、昭和9年（1934）に発生した^{むろと}室戸台風と、昭和25年（1950）に発生したジェーン台風による高潮被害です。室戸台風により本市で146人が、ジェーン台風により22人の死者が出ました。また、農地や工場、堤防、公共施設への被害も大きいものでした。

ジェーン台風以降は、^{ぼうちようてい}防潮堤整備等により大規模な水害の危険性が軽減しているものの、地球温暖化の影響により台風や局地的大雨により今後も風水害が発生する危険性があります。



ジェーン台風で浸水した
国道2号

■地震災害

兵庫県内で、有史以来、震度5以上の地震動を与えたと推定される地震は31回発生しています。これらの地震のうち、平成7年（1995）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災、マグニチュード7.3）により、本市は推定震度6に見舞われ、死者：49人（本市での死亡者数）、負傷者7,145人（重傷者1,009人・軽傷者6,136人）等大きな被害を受けました。指定文化財（国指定4件・県指定5件・市指定5件）も、倒壊、傾斜、破損等の被害があり、それぞれ修理復旧をしました（表8-1）。市指定文化財等を展示していた旧文化財収蔵庫は、展示中の^{さんかくぶちしんじゅうきょう}三角縁神獣鏡（^{みずどう}水堂古墳出土）や土器が展示ケースのガラスを割って外に飛び出しており、その修復作業は難航しました。現在は、割れた鏡も綺麗に接合し修復しています。



兵庫県南部地震で傾いた
長遠寺客殿



倒壊した素盞鳴神社拜殿から救出されたおかげ踊り図絵馬
※p. 57, 69 に修復した絵馬の写があります。

その他、本市に影響を及ぼした代表的な地震として、貞観10年（868）の播磨国地震（マグニチュード7.0以上）、天正7年（1579）の摂津地震（マグニチュード6.0±1/4）、昭和21年（1946）の南海地震（マグニチュード8.0）等があります。



旧文化財収蔵庫
展示室の被害状況

表 8-1 阪神・淡路大震災における指定文化財の被害と修理工事の内容

名称	指定区分	被害の程度	修理工事の内容	修理期間
本興寺方丈	国指定	大	半解体工事	36 か月
本興寺開山堂	国指定	中	部分修理	33 か月
長遠寺本堂	国指定	中	部分修理	39 か月
長遠寺多宝塔	国指定	大	部分修理	35 か月
長遠寺客殿	県指定	大	半解体修理	31 か月
長遠寺庫裡	県指定	大	建起こし・補強工事	31 か月
長遠寺鐘楼	県指定	大	屋根葺替・部分修理	31 か月
富松神社本殿	県指定	小	屋根葺替・部分修理	3 か月
石造十三重塔	県指定	倒壊	組み直し・フェンス設置	—
長洲天満神社本殿	市指定※1	小	屋根葺替・部分修理	7 か月
本興寺鐘楼	市指定※2	小	半解体修理	18 か月
本興寺三光堂向唐門	市指定	中	部分修理	—
おかげ踊り図絵馬	市指定	大	燻蒸・クリーニング、剥離止め、破損部接合、欠損部復元	11 か月
水堂古墳出土品	市指定	中	クリーニング、脱塩、破損部接合	11 か月

※1・2：平成7年（1995）時点では市指定、※1：平成14年（2002）に、※2：平成15年（2003）に県指定となりました

津波

過去に発生した東海・東南海・南海地震は、近畿圏だけでなく広い範囲に津波を発生させ、家屋流出、死者をはじめとする甚大な被害をもたらしました。昭和21年（1946）12月21日の南海地震による本市の被害は不明ですが、兵庫県内で50人の死者が発生しました。

大規模な火災

近年は、平成7年（1995）の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の際の火災をはじめとして、平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の際の火災、平成28年（2016）糸魚川市大規模火災、令和6年（2024）能登半島地震の際の火災等があります。文化財が直接被災した大規模な火災としては、令和元年（2018）の首里城火災がありますが、本市は近年、大規模な火災等による歴史文化遺産の被害はありません。

盗難

過去に、歴史文化遺産が盗難により所在不明となる被害があります。兵庫県南部地震の際に、県指定文化財である西武庫須佐男神社石造十三重塔が倒壊し、修復までその場に保管していた所、震災後の混乱もあり、塔身が盗難に遭いました。



倒壊した西武庫須佐男神社石造十三重塔
※p. 31 に塔身盗難前と復元した十三重塔の写真があります。

（2）今後発生する可能性のある災害

風水害

ア. 洪水

本市は、地盤が低く河川は自然流下が著しく制限されており、内水排除に課題があります。また、河川流域全体の開発が進み、流域が本来持つべき保水・遊水機能が低下しています。このような状況から、集中豪雨や台風期の大雨等については、河川のはん濫や堤防の決壊等の大水害を起こす危険性があり、本市の東の境となる猪名川と藻川、西の境となる武庫川の周辺は浸水の恐れがあります。

イ. 台風

本市は、過去室戸^{むろと}台風、ジェーン台風等、台風の被害がたびたびもたらされており、近年は日本国周辺での発生数、日本国への上陸数ともに増加傾向を見せています。台風の進行方向前面に前線があるときは、大雨に対する警戒が必要です。

ウ. 高潮

本市は、昭和25年(1950)9月のジェーン台風の後、防潮堤^{ぼうちようてい}をはじめ護岸、排水、下水路等が整備され、高潮による危険性は低くなっていますが、JR神戸線以南の地域に、海拔0m以下の場所も有り、浸水区域となる恐れがあります

エ. 局地的な大雨

近年は、局地的な大雨による浸水被害が多発しており、短時間に積乱雲が発生発達するため、迅速な降雨予測が困難であること等から、本市においても想定外の激しい降雨が水害を引き起こす危険性が増しています。

オ. 竜巻

竜巻は、日本の至る所で発生し、季節を問わず、台風、寒冷前線、低気圧に伴って発生することから、本市もその危険性が挙げられます。

■地震災害

ア. 内陸型地震

本市やその周辺は、上町断層帯や六甲・淡路島断層帯、大阪湾断層、有馬一高槻断層帯等が位置しており、表8-2のような大地震が発生する可能性が高いと想定されます。本市全域が比較的揺れやすく、市内最大震度が7であった場合、市域一帯は震度6強以上になると想定されます。

表8-2 想定地震の概要

想定する地震	特徴	規模
上町断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率2～3%と高い地震。 県の大都市圏の阪神、神戸、東播磨沿岸域に大きな被害が発生します。 特に兵庫県への影響、さらには震災時の救助、復旧応援の要となる大阪府が甚大な被害を受ける地震であり、大阪府のみならず関西圏、中日本、東日本からの応援が完全に停止します。 	マグニチュード7.5 市域最大震度7弱
山崎断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.03～5%と高い地震。 県中部から西部にかけての都市部や中山間地域を横断する断層であり、広範囲にわたり大きな被害が発生します。 西日本の東西の主要交通網(鉄道(新幹線)、国道・高速道路(中国道・山陽道))に大きな被害が発生します。 	マグニチュード8.0 市域最大震度6弱
養父断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.45%の地震。 県北部の中山間地に大きな被害が発生します。 日本海沿岸域の東西の主要交通網(鉄道)に大きな被害が発生します。 	マグニチュード7.0 市域最大震度4以下
中央構造線断層帯地震	<ul style="list-style-type: none"> 今後30年以内の発生確率0.005～1%の地震。 市街地を中心とした局所的な地域に被害が集中する地震。 淡路島の市街地(地方都市)に大きな被害が発生します。 	マグニチュード7.7 市域最大震度5強

イ. 海溝型地震及び津波

兵庫県によると、南海トラフを震源とする地震発生時、本市における最大震度は震度6強であり、本市全域が比較的揺れやすいため、被害が大きくなることが想定されます。また、最大4mの津波が到達すると想定されており、中央地区が特に津波の影響等により多数の被害が想定されているほか、本市南部の埋立地を中心に液状化発生の危険性が想定されます。

■大規模火災

本市で、道路や公園等が十分に整備されておらず、木造の建物が密集している市街地を密集市街地と呼び、一定の基準に基づき、災害が起きた時の危険度が高い順に重点密集市街地、緊急密集市街地、密集市街地の3つに区別しています。特に延焼性の高い地域である重点密集市街地には、潮江地区、杭瀬地区、開明地区の3地区があり、開明地区の北隣は歴史文化遺産を多く有する寺町があることから、大規模火災に巻き込まれることが想定されます。

■その他

大規模な人為災害としては、航空事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害、雑踏事故災害、海上事故災害、放射性物質・危険物の放出・流出による事故災害、原子力災害等が想定されます。

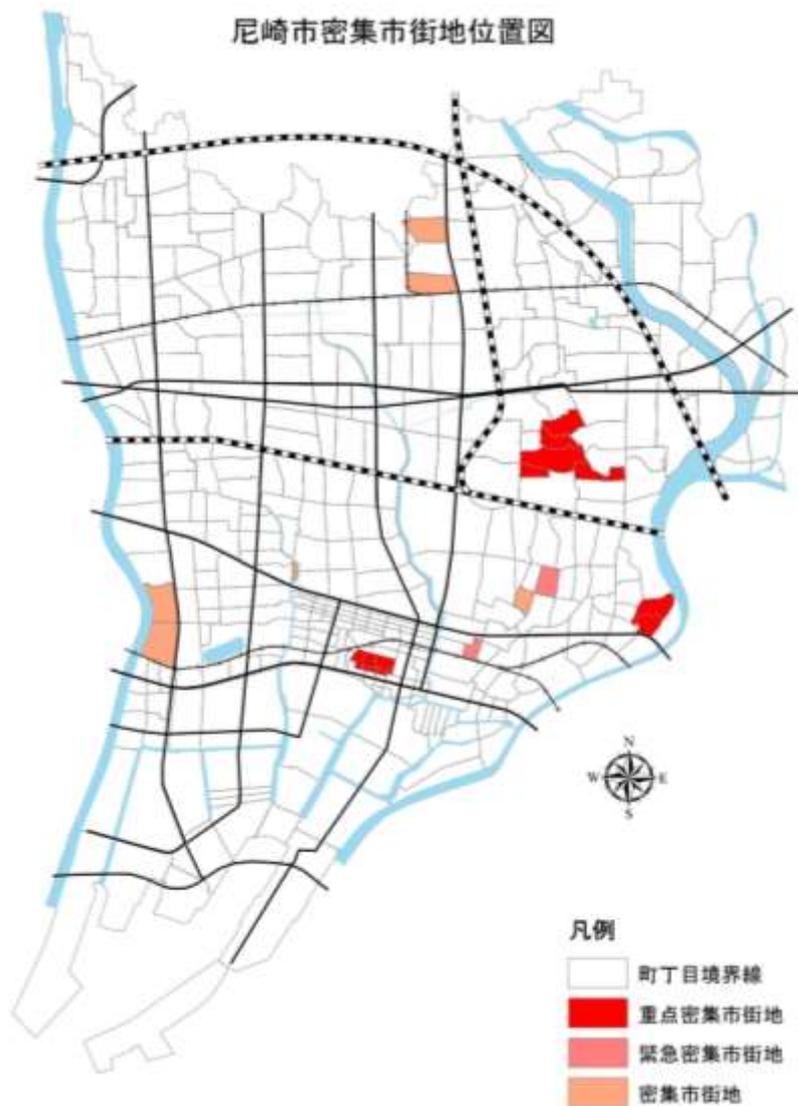


図 8-1 尼崎市密集市街地位置図

2. 防災・防火・防犯の現状

(1) 国・広域行政・県における対応

国・兵庫県・尼崎市・広域行政による歴史文化遺産の防災に関する各種計画等の体系は図 8-2 のとおりです。

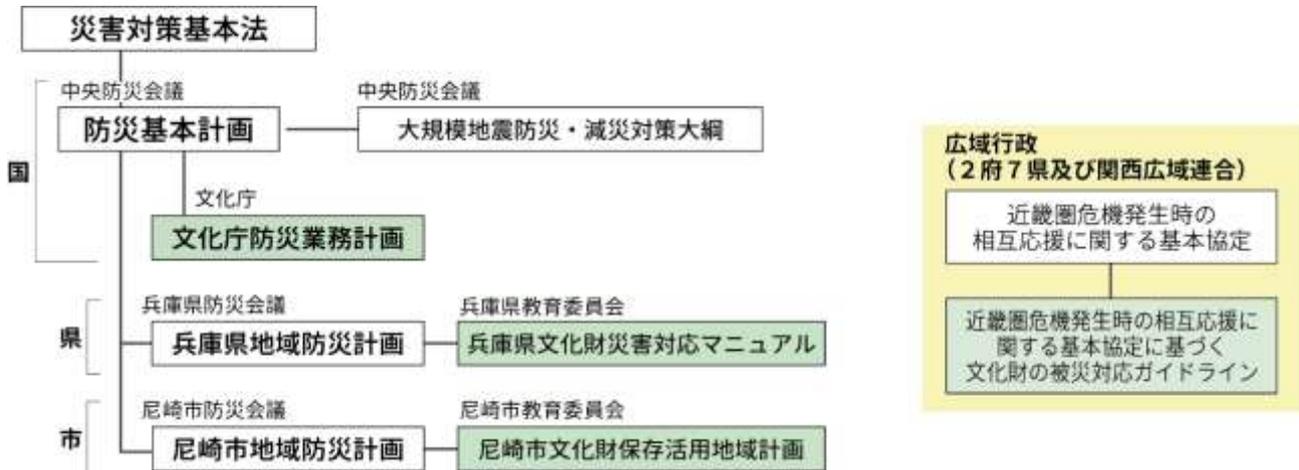


図 8-2 防災基本計画等の体系

■国や国関係機関の対応

文化庁は、文化財防災の具体的な対応に関する事項を検討し、様々なガイドラインを策定しています。特に近年多発している火災については、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和2年（2020）改定）」や「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン（令和元年（2019）策定）」が策定されています。また、文化財の防火・防犯対策について所有者等自らが状況を的確に把握するための建造物・美術工芸品・記念物（建造物）・民俗文化財（建造物）の4種のチェックリストを作成しています。

令和2年（2020）に、5つの国立博物館や3つの文化財研究所を有する独立行政法人国立文化財機構が、頻発する各種の災害から文化財をまもり、災害発生時の救援・支援を迅速かつ効果的に実施するための専門機関として、文化財防災センターを開設しました。兵庫県を含む北陸・近畿ブロックの文化財防災に関する地域連携の取組は、京都国立博物館が担当し、本市で大規模災害が発生した際は、兵庫県を通して文化財防災センターへ支援を要請します。

■広域行政（近畿圏）の対応

2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合は、平成24年（2012）に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結しています。これに基づき、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」

を策定し、大規模災害発生時の相互支援について連携します。

■兵庫県の対応

兵庫県は、県全体の防災計画である「兵庫県地域防災計画」（令和5年（2023）修正）において、災害発生時の指定文化財等に対する対応を定め、令和3年（2021）に平時からの取組を踏まえた「兵庫県文化財災害対応マニュアル」、令和4年（2022）に「文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル」を作成しています。また、令和3年に「活かす 1.17 は忘れない 阪神・淡路大震災と東日本大震災等の教訓を踏まえた実践的な災害対応の手引き」を作成し、災害発生時の文化財に対する具体的な対応を示しています。

（2）本市における歴史文化遺産の発災時の応急対策

尼崎市地域防災計画（令和6年（2024）度修正）で、歴史文化遺産に関する項目「文化財、歴史的資料等の被害調査等を行う」を含む「文教対策活動を行う」として、応急対策の最終段階に位置付けています。具体的な要旨としては、次の3点を挙げています。

- ①災害発生後時は、人命救助を第一に活動しつつ、市内の歴史文化遺産の被害について調査し、被害状況を総括部総括班へ連絡する。
- ②被害調査後、判明した状況から歴史文化遺産の所有者及び管理者に対して必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
- ③歴史的公文書、歴史博物館へ移管予定の現用公文書、地域にとって重要な民間所在の古文書等について被害が確認された場合は、必要な処置を行い、その保全に努める。その際、歴史資料救済に関わる諸機関、ボランティア団体への協力を仰ぐとともに、調整を図る。

（3）本市における歴史文化遺産の防災・防火・防犯の取組

■文化財防火デー

昭和24年（1949）1月26日に解体修理中の法隆寺金堂から出火し、柱と壁面に描かれていた壁画に大きな被害を及ぼしたことを契機に、この日を「文化防火デー」と定め、毎年1月26日を中心として文化財を火災・震災その他の災害から守るため全国的に「文化財防火運動」が実施されています。本市も文化財所有者・管理者を中心に



文化財防火デーの様子(広済寺)

消火・防災訓練を地域ごとに実施しており、歴史文化遺産を災害等から守るために、周辺の地域住民との連携・協力体制を構築するとともに、地域の歴史遺産の周知にも努めています。

■消防用設備等及び防犯等設備の設置

歴史博物館は、指定文化財を中心に消火設備（消火器・屋内外消火栓設備・スプリンクラー設備等）、警報設備（自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常ベル等の非常警報設備等）、避難設備（避難器具・誘導灯等）の新設・更新を勧め、防犯カメラ等の設置、耐震工事等の推進にも努めています。

■国指定文化財に関わる消防用設備等の補助金

歴史博物館は、国指定文化財を対象に消火設備（屋内外消火栓設備等）、警報設備（自動火災報知設備等）の新設・更新の際に、また毎年の消火設備・警報設備の点検に際しても文化財補助金の交付を行い、防火対策に注力しています。

■普及啓発活動の実施

兵庫県南部地震から30年を迎える令和6年（2024）度は、震災の経験と教訓を忘れることなく地域や世代を超えて伝え続けるとともに、南海トラフ地震等次なる大災害に備えて一人ひとりの防災意識の向上のため、市民と協働して「阪神・淡路大震災30年事業」を展開しました。事業は、シンポジウムや講演会のほか、「遊んで学べる防災フェス」、ギャラリー展、防災体験セミナー等を実施しました。また、歴史博物館は、本市に被害をもたらした地震や風水害、かんばつ等の自然災害の歴史と、本市に所在する自然災害伝承碑を紹介する企画展「尼崎・災害の歴史」を開催しました。



兵庫県南部地震時の尼崎市立地域研究史料館（現、歴史博物館 史料担当）の対応

兵庫県南部地震発生18日後の2月4日に、地震による歴史資料の消失を救うため「歴史資料保全情報ネットワーク（以下、「史料ネット」）」が開設されました。史料ネットに、大阪歴史学会、日本史研究会、大阪歴史科学協議会、京都民科歴史部会を中心に、多くの歴史研究者が参画しました。史料ネットの活動は、全壊や半壊の家屋等から歴史資料を回収し、適切な場所へ保管するレスキュー活動、歴史資料についての所在や情報について聞きとるパトロール活動を中心としました。

史料ネット開設当時、事務局が置かれた尼崎市立地域研究史料館も、資料の救出や保管にあたって、大きな役割を果たしました。

史料ネットは、平成8年（1996）に正式名称を「歴史資料ネットワーク」と改称し、現在も全国各地で被災資料の救出活動等を行っています。また、全国で、同様の活動を行う団体を新たに立ち上げる地域も増え、活動は全国に広がり、毎年「全国史料ネット研究交流集会」が開催されています。



神戸大学と史料ネットによる被災史料目録作成



被災住居からの資料の搬出

3. 防災・防火・防犯の措置と発災時の対応

(1) 防災・防火・防犯の課題

- ・災害発生時に被害を最小限とするため、予防対策を適切に行うことが求められます。そのために、どのような予防対策が必要かについて検討する必要があります。
- ・災害発生後に、歴史文化遺産の保護に関わる適切な対応を迅速に行えるよう、各主体の対応と連携体制を明確にすることが必要です。更なる歴史文化遺産の滅失・き損が起らないよう消防や警察等と、平時から情報共有を行う必要があります。
- ・歴史文化遺産を官民一体となって守るため、市民との連携・協働体制を平時から作り上げる必要があります。そのために、身近にある歴史文化遺産やその防災・防火・防犯の重要性の周知や、小学生・中学生・高校生を対象とした防災教育の推進等を進めていく必要があります。
- ・兵庫県南部地震を経験した本市は、歴史資料の保護において地域研究史料館が拠点的な役割を果たしました。その経験を生かして、歴史博物館が地域の歴史文化遺産を守る拠点としての役割を担っていく必要があります。

(2) 防災・防火・防犯の方針

■歴史文化遺産の災害予防対策の実施

市内の歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の実施状況を把握し、必要な予防対策について明確にします。その上で、消防用設備等の設置や耐震化等、指定等文化財を中心に予防対策を推進します。また、平時から、保護すべき歴史文化遺産のリストを兵庫県・警察・危機管理安全局・消防局・市民等と情報共有し、有事の際にそれらが滅失・き損しないよう周知を行います。

■発災時の対応の明確化

発災時の歴史文化遺産の保護に関する対応を明確にし、歴史文化遺産の担当部局のみならず、市全体で情報共有します。

■市民との連携・協働体制の確立

発災時に、歴史文化遺産所有者や管理者を中心とした市民が主体となって、身近にある歴史文化遺産を適切に保護し、滅失を防げるように歴史文化遺産の取り扱いに関する啓発や訓練を実施します。また、日ごろから歴史文化遺産の周辺を適切に維持・管理することにより、盗難や放火等の被害に遭いにくい環境づくりを進めます。加えて、小学生・中学生・高校生を対象とした、過去の災害資料等を活用した歴史防災教育を推進します。

■地域の歴史文化遺産を守る拠点としての歴史博物館の機能強化

災害時は兵庫県南部地震での歴史資料レスキュー等の経験を生かし、地域における歴史文化遺産を守る拠点としての役割を担い、平時は大学等の研究機関、歴史文化遺産の所有者・管理者、地域住民等と連携して、過去の災害における歴史文化遺産の保護事例等に関する普及啓発活動等を実施します。また、歴史文化遺産の所有者や管理者の防災・防火・防犯に関する窓口としての役割を担います。

(3) 防災・防火・防犯の措置

計画期間内で実施する歴史文化遺産の防災・防火・防犯の措置は表 8-3 のとおりです。

表 8-3 防災・防火・防犯の措置

No.	事業	実施期間							関係する主体			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	◎主管課/○関係課	市民	団体	専門家
歴史文化遺産の予防対策の実施												
1	消防用設備等及び防犯等設備の把握 歴史文化遺産の防災・防火・防犯対策の実施状況を把握します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館	○		○
2	消防用設備等及び防犯等設備の設置 指定文化財を中心に消火設備、警報設備の新設・更新を勧め、防犯カメラ等の設置、耐震工事等の推進を図ります。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館	○		○
3	歴史文化遺産リストの共有 平時から、兵庫県・警察・危機管理安全局・消防局・市民等と歴史文化遺産リストを共有します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館	○	○	○
発災時の対応の明確化												
4	マニュアルの作成と地域防災計画への位置づけ 災害発生時の所有者等の対応を明確にした文化財防災・防火・防犯マニュアルを作成し、地域防災計画へ位置付けます。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○危機管理安全局			○
市民との連携・協働体制の確立												
5	消防訓練の実施 文化財防火デーに合わせて歴史文化遺産所有者・管理者を中心に、市民等の参加を募り、消防訓練を実施し、有事の際の連携体制構築を図ります。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○消防局	○	○	○
6	市民を対象とした歴史文化遺産防災講座の実施 発災時の歴史文化遺産の取り扱いや、防犯対策等について周知する市民向けの防災講座を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○危機管理安全局	○		○
7	小学生・中学生・高校生向けの歴史防災講座の実施 過去の災害関係資料を活用した歴史防災講座を実施し、防災教育を推進します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館 ○学校教育課	○		○
地域の歴史文化遺産を守る拠点としての歴史博物館の機能強化												
8	専門家と連携した歴史文化遺産レスキューの実施 発災時に歴史文化遺産が滅失しないよう、専門家と連携して歴史文化遺産レスキューを実施します。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館			○
9	防災・防火・防犯の相談窓口としての機能強化 所有者・管理者向けの歴史文化遺産の防災・防火・防犯に関する相談窓口としての役割を担います。	—	—	—	—	—	—	—	◎歴史博物館			○

※実施期間のうち「—」は期間を区切って実施、「—」は継続的に実施することを示します。

(4) 災害発生時に想定される対応

災害発生時は、各主体が表 8-4 のとおり対応することとします。また、災害の発生時は、人命救助を第一に活動しつつ、歴史文化遺産の被害把握や復旧に向けた検討を進めます。災害発生時の歴史博物館を中心とした体制は図 8-3 のとおりです。

表 8-4 発災時の各主体の役割

<p>尼崎市の役割 (主に歴史博物館)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県指定等文化財の被害状況を確認し、県教育委員会文化財課へ報告します。また、市指定文化財の被害状況を取りまとめます。 ・必要に応じて歴史文化遺産の応急的な保護措置を実施します。 ・必要に応じて近隣市町や兵庫県等に応援要請を行います。 ・歴史文化遺産の所有者等に、応急的な保護措置等について助言・指導を行います。 ・大規模災害の場合は、兵庫県博物館協会の「災害時の相互協力及び関係機関・団体との連絡と協力に関する規約」に基づき、県内の博物館に応援の要請を行ったうえで、歴史文化遺産の復旧に取り組みます。 ・大規模災害の場合は、兵庫県を通じて文化財防災センター等の外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請します。
<p>消防局の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化遺産所有者・管理者等と連携の上、消火活動等を行います。
<p>市民の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する歴史文化遺産や、地域の歴史文化遺産の被害状況を確認し、被害の状況を市へ報告します。 ・必要に応じて、生命等に危険が及ばない範囲で、歴史文化遺産を安全な場所に避難させる等、応急的な保護措置を実施します。
<p>警察の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化遺産の滅失・き損の状況について、市と情報共有を行い、盗難被害等が無いように対策を講じます。

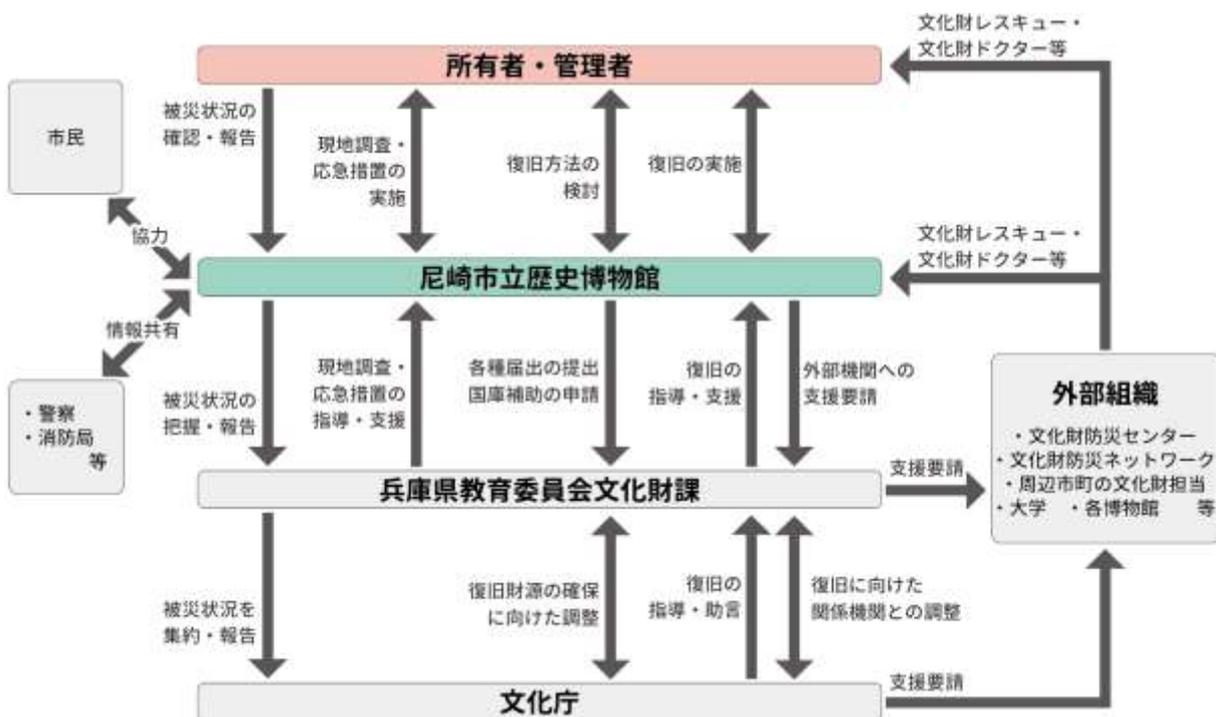


図 8-3 発災時の体制

第9章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 進捗管理と評価の方法

本計画の実施にあたっては、図9-1のとおり、年次ごとに計画・実行・評価・改善を行う単年度PDCAを繰り返すことを基本として、より効果的な取組を推進するため、表9-1に示す成果指標を重要業績評価指標として用いて計画全体の評価を行い、次期地域計画への見直しを含め検討します。

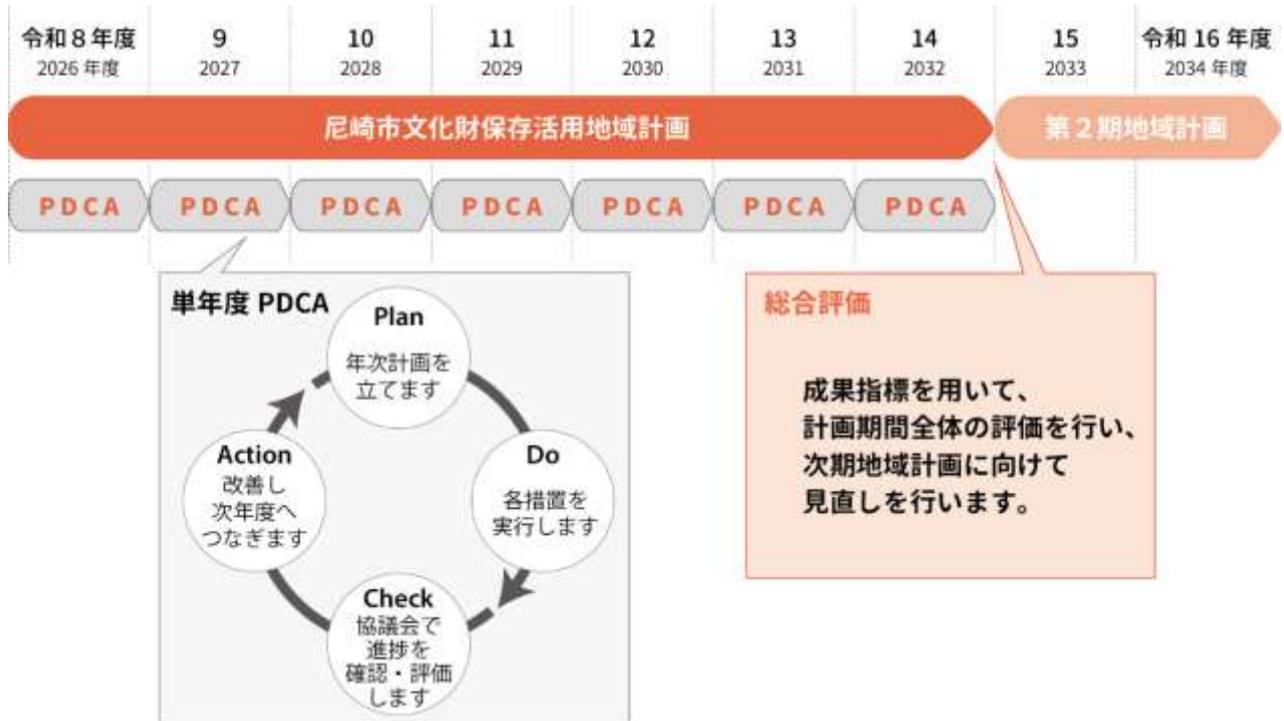


図9-1 計画の推進イメージ

表9-1 計画の重要業績評価指標

分野	重要業績評価指標	基準値 (令和5年(2023)度)	目標値 (令和14年(2032)度)
総合指標	あまがさきの歴史文化について興味・関心のある人数の割合	57.3%	60.0%
みんなで 仕組みづくり	歴史文化に関連する講義・講座・研修に参加した人数	1,911人	2,500人
知って 調査・研究	あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数	2,223人	3,800人
守って 保存・管理	歴史文化や歴史文化遺産等に関するボランティア活動参加延べ人数	2,017人	3,000人
生かして 活用	学校教育と連携した事業の実施回数	78回	150回
広げよう 情報発信	ホームページのアクセス数及び歴史博物館への来館者数	185,563回 43,441人	450,000回 53,000人

2. 各主体の連携

地域計画の実施にあたっては、市民、団体、専門家、行政（尼崎市・兵庫県・国）それぞれが自身の役割を認識しながら主体的に活動するとともに、各主体が連携して各種事業に取り組みます（図9-2）。歴史文化遺産の保存・活用に関係する主な主体は表9-2のとおりです。

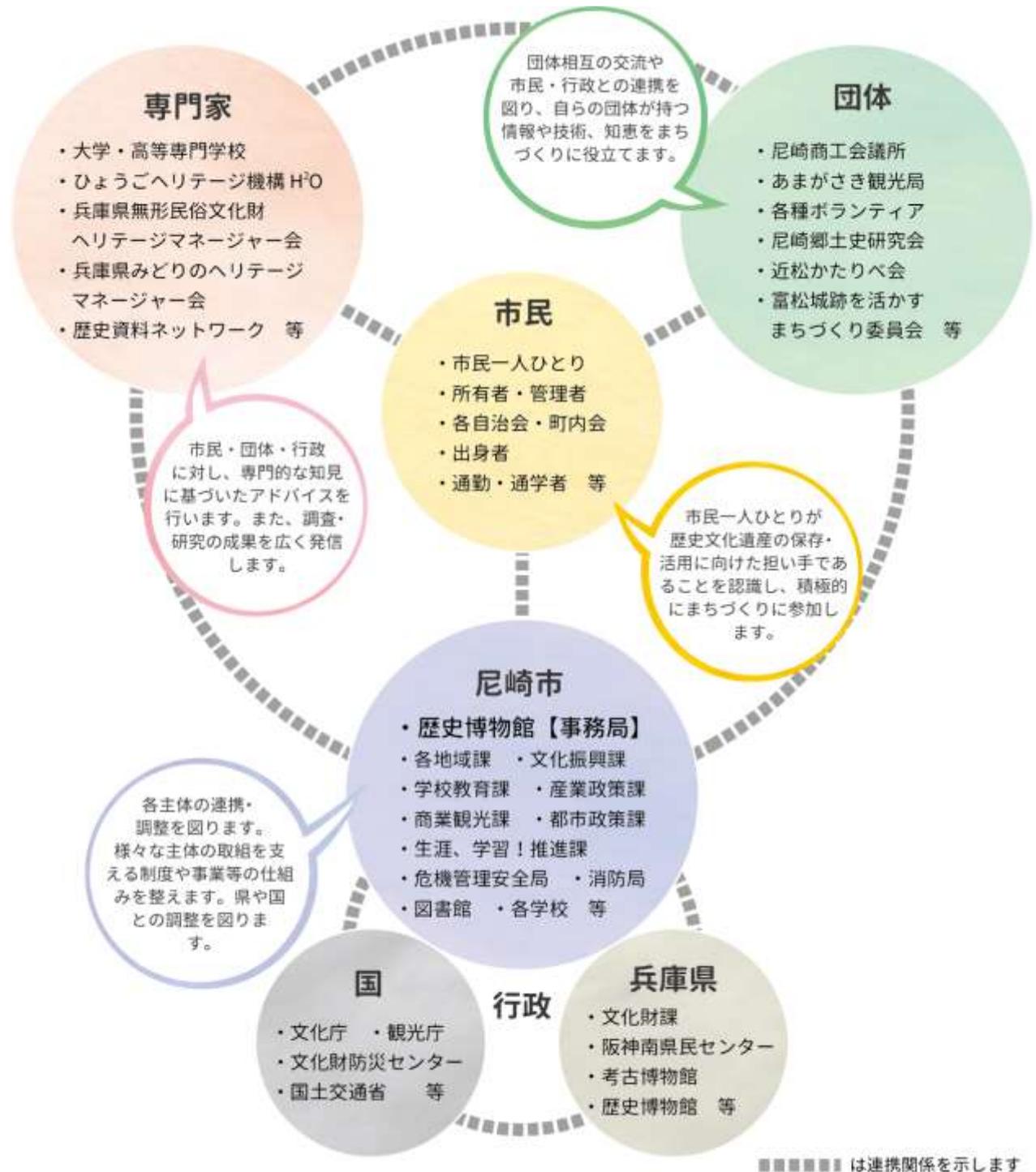


図9-2 連携体制のイメージ図（関係する主な個人・団体）

表9-2 歴史文化遺産の保存・活用に関係する主な主体（令和7年（2025）4月現在）（1/2）

尼崎市		
主体となる局・課名		関係内容
教育委員会 事務局	社会教育部 歴史博物館	歴史文化遺産の保護・調査・保存・活用・啓発・収集・展示、歴史博物館・田能資料館の維持管理、旧尼崎紡績本社事務所等の歴史文化遺産の整備・利用普及、歴史的公文書の利用等（総人数27名のうち文化財専門職員10名（常勤職員6名））
	社会教育部 社会教育課	社会教育（学校教育との連携を含む）に関すること等
	社会教育部 中央図書館	図書館活動の推進、図書サービス網の整備等
	学校教育部 学校教育課	学校教育計画の立案等
	管理部 職員課	職員の任用及び配置等
	教育総合センター 学び支援課	教職員研修及び研究助成、教育情報の収集等
秘書室	広報課	市報あまがさき・ホームページ、SNSの運用、都市の魅力の創造並びにまち情報の収集及び発信、シティプロモーションの推進等
危機管理安全局	危機管理安全部 企画管理課	防災対策の企画立案及び調整、地域防災計画、水防計画及び国民保護計画の改訂等
	危機管理安全部 災害対策課	災害及び国民保護等の危機管理の対策本部、防災等危機管理事業及び訓練の実施、地域防災力の向上等
	危機管理安全部 生活安全課	防犯の取組、交通安全の取組、消費生活の取組等
総合政策局	政策部 都市政策課	重要施策の企画立案、基本構想及び市行政の基本計画、総合計画等
	政策部 政策推進課	行財政運営の基本方針・執行方針・実施計画の調整、局相互間の事務事業の総合調整等
	協働部 協働推進課	自治のまちづくりの推進、コミュニティ活動の推進等
	協働部 生涯、学習！推進課	自治のまちづくり条例の普及啓発、みんなの尼崎大学に関わる事業、市民まつり、生涯学習プラザのとりまとめ、地域学習館等
	協働部 文化振興課	文化活動の奨励、文化の振興に関わる関係機関との連絡調整、公益財団法人尼崎市文化振興財団等
	各地区地域課 （地域振興センター）	地域における協働のまちづくり及びコミュニティ推進事業、生涯学習プラザ等における事業、地域における学びを生かした活動の支援及び当該活動を行う団体の育成、市民相談等
総務局	人事管理部 人材育成担当	職員の人材育成の推進、職員研修の企画及び実施等
経済環境局	経済部 産業政策課	産業情報の収集及び分析
	経済部 商業観光課	商店街振興組合、中心市街地に関わる商業の振興、観光施策に関わる企画立案、尼崎城址公園の運営指導、一般社団法人あまがさき観光局との連絡調整、開明庁舎の維持管理等
	経済部 農政課	伝統野菜栽培促進事業、農業公園管理、あまやさい推進等
	環境部 環境創造課	自然環境保全、環境教育の推進、環境保全の啓発・活動支援等
都市整備局	都市計画部 開発指導課	開発行為の許可申請、景観法に基づく届出、都市美形成計画等
	土木部 道路課	道路の認定、道路に関する許可、地図情報あまがさきの公開等
	土木部 橋りょう維持担当	橋梁の新設、架替、維持管理に関すること等
	土木部 河港課	水路の占用・使用許可、水路の維持管理、水路・河川の清掃、河川愛護活動、港湾等
	土木部 公園維持課	公園等の維持管理・植樹管理等
	土木部 公園計画・21世紀の森担当	緑化普及関連事業、都市計画公園の計画立案、尼崎21世紀の森構想の推進、21世紀尼崎運河再生プロジェクトの推進等
消防局		消火活動、火災予防対策、防火広報等

表9-2 歴史文化遺産の保存・活用に関係する主な主体（令和7年（2025）4月現在）（2/2）

尼崎市	
主体となる団体名	関係内容
各小学校	児童の教育に関すること等
各中学校	生徒の教育に関すること等
市内の関係団体	
主体となる団体名	関係内容
各自治会・町内会（福祉協会）	各地区の地域づくり等
歴史文化遺産の所有者・管理者	日々の歴史文化遺産の保存・管理等
各地区消防団	各地区の消火活動・水防活動等
一般社団法人あまがさき観光局	観光地域づくり戦略の企画立案及び実施、観光地域づくりに関連する調査研究、誘客イベント及びプロモーションの実施、物産振興に資する事業等
尼崎商工会議所	中小企業・小規模事業者の経営支援、地域経済の活性化等
市内の歴史文化に関連する団体	文化財資料保存活用サポートボランティア、れきし体験学習ボランティア、アーカイブズボランティア、田能遺跡サポーター倶楽部ボランティア、尼崎キャナルガイドの会、尼崎郷土史研究会、尼崎ボランティア・ガイドの会、近松かたりべ会、富松城跡を活かすまちづくり委員会、自然と文化の森協会、尼崎都市農地再生協議会等
専門家	
主体となる団体名	関係内容
大学・高等専門学校等	園田学園大学、京都大学、武庫川女子大学等。連携協定に基づく取組等
兵庫県 ヘリテージマネージャー	地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに生かす取組等
歴史資料ネットワーク	広範な歴史学会と様々な市民が協力して歴史資料の保全・活用等
兵庫県の関係機関	
主体となる団体名	関係内容
教育委員会文化財課	文化財の普及・活用・保存・整備、埋蔵文化財に関すること等
県立考古博物館	兵庫県の遺跡や考古資料の調査・研究・成果の活用等
県立歴史博物館	兵庫県の郷土の歴史学習と教育・学術・文化の発展に関すること等
県立人と自然の博物館	人と自然の共生を図り、自然史の調査・研究・学習に関すること等
阪神南県民センター	尼崎市・西宮市・芦屋市の地域の魅力を活かした交流、にぎわいのあるまちづくり、環境と調和した安全・安心なまちづくりに関すること等
その他	
主体となる団体名	関係内容
全国工場夜景都市協議会	工場夜景 PR 事業、全国工場夜景サミット等